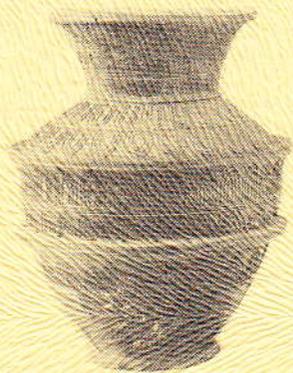


國學院大學

博物館學紀要

第 1 輯

1968



國學院大學博物館學講座

國學院大學
博物館学紀要

1968年 第1輯

特集・博物館と教育

発刊の辞	樋口 清之	1
社会教育と博物館	池田 秀夫	2
博物館教育論—序説—	下津谷達男	13
近代博物館変遷史にみる教育的役割		
—主として社会教育における博物館理念の思想史への試論—	加藤 有次	20
視聴覚教育と民俗館の展示	富田竹三郎	39
国立博物館の性格 —京都博物館の場合—	景山 春樹	45
国立科学博物館の教育活動	椎名 仙卓	52
天理参考館の教育活動について	近江 昌司	66
財団法人横浜海洋科学博物館の教育活動	丸山 晴久	71
博物館学講座概要	加藤 有次	75
博物館学講座について		75
昭和43年度博物館学講座受講手続き及要綱		76
考古学資料室概要	加藤 有次	80
考古学資料室の歩み		80
考古学資料室略要		81
博物館関係在職院友名簿		86

発 刊 の 辞

樋 口 清 之

近代社会における、社会教育の一部門としての、博物館活動の重要性が、認められはじめて、すでに3世紀近い歴史を経ている。しかし、その純粹の教育活動の意義が理解され、教育機関の一つとしての認識が確立されたのは、せいぜいこの1世紀未満のことである。そんな事情もあって、ヨーロッパに於てさえ、博物館学の確立はまだ不十分であり、中にはその学問体系の性質について疑義を持つ人さえある。わが国においては、博物館事業そのもの、開始がおそかったし、この活動を一つの学の体系のもとにまとめて研究しようとする試みも、せいぜい昭和の初頭以後のことである。結局わが国において、にわかにその学としての体系づけと、その研究の必要が求められるようになったのは、昭和24年における新憲法下での社会教育法の成立、そして昭和26年の博物館法の成立が刺戟となったことは否めない。こうして、わが国の博物館学の歴史は、決して古いとは言えないが、しかし、多くの熱心な研究者の努力は、急に欧米のそれを吸収、批判し、社会教育学の一部門としての体系づけと、その意義や方法に関する多数の研究成果をあげて来た。まさに新興の学としての新鋭の意気を以て、日ごましい発展生長をつづけつゝある。このことは私自身1968年親しく欧洲各地の博物館施設と学芸員養成の現況を視察して痛切に感じる事ができた。少くとも博物館学に対する目的意識の認識と、研究情熱においては、決してもう後進国ではないと、私は確信することができた。

本学においても講座としての博物館学は昭和32年以来継続してきて、学芸員養成の成果を年々あげつつあるし、またその学芸員諸君が各地の現場において実際活動の上に日ごましい業績をあげつつあることは、周知の事実である。これと平行して、学内においては関係教職員の協力によって、博物館学の研究を進め、その成果は随時公表されて来た。とくに本学には、昭和初頭以来学校博物館としての考古学資料室が公開されていて、博物館活動の歴史は決して浅くないので、この経験と、こゝを場とする研究は今後も一層進められて、斯界に寄与したいと願っている。こんな事情の中で、本学における博物館学の研究成果を斯界に公表し、あるいは各方面からの示教を受け、また日本の博物館学の前進に些少なりとも貢献したいと考えて、こゝにその研究紀要を公刊することになった。

博物館学自体その歴史は新らしい。しかし、我々のこの学への情熱と、その使命感の自覚は深いつもりである。今後永く本誌も回を重ねるであろうが、発刊に当り、大方の温かい御指導と御庇護を御願ひ申し上げたいと思う。

(文学博士・本学博物館学講座主任教授)

社会教育と博物館

池田秀夫

1. はじめに
2. 社会教育と社会教育施設
3. 社会教育における一つの反省
4. 社会教育施設の変容とその弱体性
5. 社会教育施設および機関としての博物館活動
 - i. 館内活動
 - ii. 館外活動
6. 余暇利用と博物館
7. 公民館を利用した博物館活動
8. 家庭教育学級
9. 農村における博物館活動
10. 自然保護
11. おわりに

1. はじめに

「学校教育と博物館」については、いろいろの観点から論ぜられている。それは学校教育と博物館活動の密接性、いわば明治以降の日本の教育が、学校教育を中心として進展しており、相互利用が安易かつ効果的であることからと思われる。また「学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない」と博物館法第3条第2項に明記されていることからもうなずける。そうならば同条第1項に、社会教育部門との関連について、より多く列記されていることにも注目せねばならないであろう。

法によると博物館は立派な社会教育施設である。然るに社会教育と博物館の間の問題点などについて論ぜられることが少ないのはなぜだろう。社会教育法によって社会教育施設、社会教育のための機関と規定されながら、一方では博物館法という単独法をもっている。その博物館法は第1条に「社会教育法の本質に基き云々」とうたいまた、第2、3条の定義、事業ではあまりにも専門的分野を強調し、一般大衆を対象とする広範囲な社会教育的分野との関連について規定していながら、大衆の日常生活との直接性に触れていないことが、博物館と大衆を分離し、社会教育的性格を稀薄化させたことはないだろうか。更に

学芸員は、博物館という教育機関の専門的職員とされながら（法第4条）図書館の司書同様に教育公務員ではなく（教育公務員特例法第2条）職掌範囲をせばめられているところにも問題がある。そして現実には研究職員としての性格を強調し、社会教育の分野に進出していない点、社会教育機関としての活動に敢えてふれたがらない面はなかったであろうか。勿論学芸員は社会教育主事ではないから、社会教育を行う者に専門的、技術的な助言、指導を与えることはできない。而も地方博物館は、現実において、教育、研究、行政の三面をもっているのである。公立博物館の場合、教育委員会に属する学校を除く教育機関であり、学芸員は人事委員会によって研究職に指定されている。また当然教育委員会に属する末端の行政機能も果している。博物館のもつこうした複雑な性格からすべては出発する。

こうした問題を内蔵するなかで「社会教育と博物館」について論議することは、私にとってはまことにおこがましいことであるが、日頃考えている点を述べてみたい。

2. 社会教育と社会教育施設

社会教育は、これを学校教育の補充とみる場合と、学校教育に継続するものとみる場合とある。最近社会教育を生涯教育としてみるの

が一般化しているが、これはむしろ後者に近い考え方であろう。

教育基本法第2条第1項に「教育の目的はあらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない」とし、第7条で社会教育を国、地方公共団体が奨励すべきことを述べているが、ここでは「家庭教育」と「勤労の場所その他社会において行なわれる教育」を社会教育と解し、同条第2項では、「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的実現に努めなければならない」としている。即ち施設による教育目的の実現を強調している。宇佐川満氏は「端的に言って、国や地方公共団体の社会教育に対する任務は、社会教育施設の設置・管理及び経営を中核とするといつてよい」といい、社会教育法第3条では「社会教育施設の設置・運営を中軸とした「環境醸成」を任務とすることを重ねて強調し、「社会教育施設はこの行政活動（行政作用）の集中的表現であるといえよう」といい、更に「社会教育も社会教育施設という教育機関を中心に営まらるべきである」と述べている¹⁾。従って博物館も教育の目的実現のための社会教育施設としての任務をもっているわけである。

次に社会教育法でいう「社会教育」とは「……主として青少年及び成人に対して行なわれる組織的な教育活動をいう」と規定している。ここで組織的というのは、或程度規模、構成をもつ活動をいい、少なくとも個人的規模、個人的関心のもとに行なわれる教育活動は、社会教育の外にあることを示しているのであるが、近時の社会教育は、組織的という制限から出て、個人を対象とするところまで拡大しようとする傾向もある。組織的ということに制約されては、急激に変容しつつある社会に対応できなかつたものと考えられる。特に都市化の急激に進みつつあるとき、新たな打開策として「これまでの団体主義の発

想を徹底的にあらためて、個人を対象とする社会教育にふみきることである」という論もある²⁾。現に博物館、図書館における活動には、社会教育法制定の折、既に個人的教育活動としても行なわれていた面がかなりあったのである。

そして文部省設置法第2条では、「社会教育」を「社会教育法」よりやや積極的かつ具体的に定義している。

註1) 宇佐川満、「都市における社会教育施設の機能と配置」

2) 吉田 昇、「社会教育の都市化——日本社会教育学会の討議から——」朝日新聞掲載

3. 社会教育における一つの反省

現今の社会教育としての成人教育、青少年教育、家庭教育或は婦人教育の場において、芸術文化の分野における教育、情操陶冶、教養向上という人間教育における根本的、基礎的分野を軽視しているきらいがある。換言すれば、人間形成のための教育において、根本を忘れ、現在みられるもののみを対象としており、いわば植物を育成するに、土質の検討、適度な施肥、根の張り具合等を考えず、幹、枝、葉のみをいじっているようなものである。今や施設を利用した社会教育活動のない社会教育活動は十分とはいえないという論は注目してよい。社会教育の振興は、施設における活動に始まるのである。

こうした面でも博物館の活用、博物館側からの社会教育活動への働きかけが忘れられていないか、青少年非行化防止対策の声は高いが、それに美術館、博物館を利用しての計画的教育が如何に役立つか、こうした着眼もあってよいのではないだろうか。「社会教育施設を自主的に利用して行なわれる自己教育、相互教育は、社会教育における代表的なしかも高度な教育方式であるということが出来る」というのは正に至当といえよう¹⁾。

社会教育法第9条第2項をうけて「博物館法」は制定された。これについて「社会教育法の制定に当り、はじめは社会教育に関する総合立法とし、図書館、博物館についての規定を盛りこむ構想で出発したが、図書館・博物館については、これを社会教育のための機関としてこれらに関する立法の根拠を与えるのみにとどまった」というのであり²⁾これによって「博物館によって行われる事業は、社会教育の事業として位置づけられると共に、その後の施設、設備を整備していく際の基礎となって」いった³⁾。従って社会教育法のなかで一つの章を設けた公民館とは、同じく社会教育施設とはいっても、性格の異なるものであり、青年の家とも異なるものなのである。

施設の充実なくして社会教育の振興はないのであるが、現実には必ずしもそうではなく公民館などの施設—これとてまだ貧弱なものが多いが—を利用しながらも、理論に走り、形式化し果てはマンネリ化してはいないだろうか。その原因にはいろいろ考えられるが、指導者の指導方法もあげられると思う。学習者の自主性、主体性がうすれ、社会教育主事をはじめ指導者にたよりすぎ、或は指導に独創性を欠いて、10年1日の如きことを繰返している点はないだろうか。婦人、青少年、成人教育、何れも激しい社会の変容に即応した創造性がなければならぬが、社会教育学と現場の活動、施設と理念の間のギャップ、甚だしきは踊りと歌唱とリクリエーションが、現場における社会教育の実態だという声さえ聞くことがある。「卒直にいつて社会教育の形態がかなり惰性的な型に陥りすぎている感がある。このことが、社会教育の行政的な振興がみられない一因であると思われる。社会の変化と進歩に即応し、その地域のニードに合致した企画と工夫をこらさねば、社会教育の行政面における進展は期待できないと思う」ということをもう一度考えねばなるまい⁴⁾。博物館もその例外ではない。博物館という社

会教育施設が、社会教育の場でどれ程活用されているか。社会教育の本質をしっかりと把握し、その上に立って目的、目標の検討とその評価、反省を欠かさないと、基本的態度こそ重要であろう。

註1) 平沢薫、三井為友編、「現代社会教育事典」 制度編、社会教育施設—山吉長

2) 同上、制度編、社会教育関係法規—広田史郎

3) 同上

4) 曾山皓 「社会教育の振興」社会教育 1969年、4月号

4. 社会教育施設の変容とその弱体性

戦前における社会教育施設行政は、図書館と博物館を中心としたものであり、戦後における第1次米国教育使節団報告書にも、成人教育進展のためには、先ず図書館、博物館等の社会教育施設の充実を勧告した。これによって教育基本法、社会教育法、図書館法、博物館法が相次いで制定され、これらの施設の位置づけ、あり方等制度の上からは社会教育行政の体制が整った。

昭和24年の文部省設置法では、社会教育局に社会教育施設課が設けられ、社会教育施設行政の画期的発展が期待された。然し昭和31年、行政機構の整備によって同課が廃止され社会教育施設主任官がおかれ、それも昭和37年廃止されたため、施設行政は著しく後退した。今では社会教育課に公民館、図書館、博物館を一括した担当官がいるのみである。そして博物館法のもとにある美術館は、社会教育施設ではなく文化施設として文化庁文化部の所管となっている。

この施設行政の後退は、施設の活用を生命とする社会教育に対して、致命的打撃を与えた。戦後の市町村における総合的社会教育センターとしての公民館活動でさえ、施設軽視の暴風の中におかれた。こうした動きは、い

まだに官に依存する風の特に強い日本なるが故に、社会教育そのものの進展をおくらせているといえよう。博物館も同様で、加えて前述の如く博物館法発足時からの行政面の弱さは、博物館自体を弱体化している。今後の社会教育は、施設行政の回復と施設がその機能をフルに発揮させることに重点を指向すべきである。

5. 社会教育施設および機関としての博物館活動

ここで博物館が社会教育の場で活動し、大衆の生活、教養の向上或は情操陶冶に寄与するためのいくつかの事例を考えることにする。

i. 館内活動

博物館法第3条では、「博物館の事業」について規定している。この大部分は直接博物館資料についてのものであるから、館内活動に相当するものが多い。これらのうち最も多く実施されるのは、展示活動でついで第1項第7号でいう講演会、講習会、研究会の主催である。公開講座も含めて一般大衆の参加を求める。これがその地域の実情に適応した内容をもって、計画的かつ継続的に行われるならば、また文化財保護思想の普及にも役立つであろう。以下展示活動は一般的なものとして除き、他の博物館活動を中心に考えていきたい。

(1) 先ず東京都教育委員会主催の東京国立博物館で開かれた「日本の文化財を学ぶ婦人学級」をみてみよう。

これは東京都教育委員会が文部省から研究委嘱を受けたもので、館側としては、従来の博物館友の会々員（どこの博物館でもこの会員は一部専門家や積極的な愛好者が多い）に拘泥せず、日本の文化や古美術の基礎的な教養を、婦人学級を通して一般に普及する。いかえれば博物館への協力者、理解者を、友の会とは違った広い階層に求め、同時に婦人の日常生活を豊かにするために「美」の教養

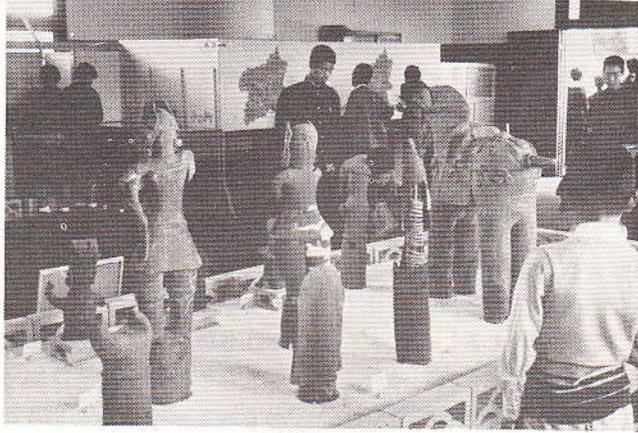
を身につけてもらおうという考えで行われた。その学習計画によると、3つのテーマに分けて1日3時間、17回にわたり計51時間にわたって実施している。即ち

- ① 日本文化と美術の流れ（第1～6回）
- ② 日本の絵画、彫刻、工芸品等の理解と鑑賞（第7～15回）
- ③ 伝統の美と現代生活（第16～17回）

これらのうち最後のテーマはしめくりとしてのものである。この事例は博物館を会場とし、講師はその職員を中心としての婦人学級で、而もこの学級の学習がすべて「日本の文化財を学ぶ」という一つのテーマに限定されているところに特徴がある¹⁾。どこの博物館でもこれと同様な講師で実施することは困難である。然しこうした都市の婦人学級のみでなく、地方ではその地域の実情に即した内容のものを実施すればよいわけで、むしろ現在の社会教育という観点からは、その方がより重要であろう。要は社会教育行政担当者と博物館の協力態勢の如何にかかっている。東京の場合、希望者を地域別、年齢別に分けて抽選し更に全部出席できるかどうかとも照会して参加者を決定しているし、参加者の家庭状況も例えば主人が医師というような比較的余剰の余裕のある、恵まれた環境にある主婦となっているが、地方特に小都市や農山村における婦人学級の場合、実情をよく勘案して独自の学習計画を立てねばならないであろう。そして博物館を会場として実施する婦人学級というより、婦人学級と博物館が協力して、先ず婦人学級の学習計画の中に、博物館の内容をもり込んで実施する方法が、地方における社会教育活動としては容易であろう。その上で博物館を会場とする学級に移行するのが妥当と考えられる。また博物館における特別展示に予め両者の話し合いによる学習計画によって婦人学級（家庭教育学級、青年学級なども同様であるが）が参加するのも一方法であり、博物館の平常展示を、年間3～4期にわけ、

社会教育と博物館

夫々テーマをもったものにし（例えば、美術史をテーマとしたもの、生活、技術、などをテーマにした等）社会教育学級が計画的にこれを利用するの一案であろう。何れにしてもこうした婦人層を対象とした学級活動は大衆の生活に博物館を近づけるための協力者を得るために有効な方法であり、博物館自体も積極的にこうした企画に参加すべきであろう。



(埴輪展示)

とは大切で、新聞、テレビ、ラジオ、市町村広報紙、有線放送、企業体初め社会教育関係団体、学校等に広く案内をする手段を要する。なおこの種の講座は、博物館友の会と共催

で行なうことがより効果的であろう²⁾。

註1) 江口正一、「東京国立博物館の婦人学級」社会教育 1968年3月号、この学級の学習計画の要は次の通りである。

(2) 博物館講座

博物館資料を利用し、地域社会の住民を対象とし公開講座を実施する。内容としては、地域住民が関心をもつものは何であるかを予め調査し、それに合わせていくと共に博物館活動の啓蒙を図ることが必要である。結果的には美術鑑賞の機会を与え、教養向上を図るのみならず、生活史を通じて身近な文化財に対する価値認識を深め、ひいては文化財保護思想をたかめるものである。開催期は、農村をひかえた地域では農閑期、或は夏休み、又は館で主催する特別展（地方博物館の特別展は、地域に密接した資料を中心として計画されるであろうから）の会期中などを利用する。方法としては、講演、実習に加えて、実物、標本、模写、模型、図表、写真、文献をはじめ、映画、スライド、V. T. R.、オーバヘッド等視聴覚的方法などあらゆる手段を用い、理解を容易にし、かつ終了後本人が復習も可能のような解説書を用意する。期間は1回が2～3日程度で、長期間にわたる場合は、継続的でなく断続的の方が参加者に便利であろう。この場合、講座の開催に当って広報というこ

回	学 習 課 題	時間	学習方法	備 考
1	開 講 式	1	講義	
	オリエンテーション			
	文化財と婦人の教養			
2	姫路城・尾瀬	1	映画	
	東京国立博物館について	1	講義	
3	館内見学	2		グループ別
	日本文化と美術の流れ(1)―上古から奈良まで―	2	講義	
4	話合い学習	0.5		グループ別
	法隆寺	0.5	映画	
	鎌倉の文化財	0.5	映画	
4	日本文化と美術の流れ(2)―平安から室町まで―	2	講義	
	話合い学習	0.5		グループ別
	鎌倉の文化財	0.5	映画	

社会教育と博物館

回	学 習 課 題	時間	学習 方法	備 考
5	日本文化と美術 の流れ(3)	2	講義	グループ別
	話し合い学習	1		
6	欧米の博物館・ 美術館	1.5	講義	
	庭園・茶室見学 と話し合い学習	1.5		
7	文 人 画	0.5	映画	参考品展示 グループ別
	鑑賞教室(1)絵画	2.0	講義	
	話し合い学習	0.5		
8	日本のやさもの 鑑賞教室(2)	0.5	映画	参考品展示 グループ別
	陶磁器	2.0	講義	
	話し合い学習	0.5		
9	日本の金工	0.5	映画	参考品展示 グループ別
	鑑賞教室(3)金工	2.0	講義	
	話し合い学習	0.5		
10	鑑賞教室(4)書跡	2.0	講義	参考品展示
	話し合い学習—こ れまでの成果と 今後の学習	1.0		グループ別
11	天 平 美 術	0.5	映画	参考品展示 グループ別
	鑑賞教室(5)彫刻	2.0	講義	
	話し合い学習	0.5		
12	日本のぬりもの	0.5	映画	参考品展示 グループ別
	鑑賞教室(6)漆工	2.0	講義	
	話し合い学習	0.5		
13	日本の刀と よろい	0.5	映画	参考品展示 グループ別
	鑑賞教室(7)	2.0	講義	
	刀剣・武具 話し合い学習	0.5		
14	日本の染織	0.5	映画	参考品展示 グループ別
	鑑賞教室(8)染織	2.0	講義	
	話し合い学習	0.5		
15	縄文式土器	0.5	■	参考品展示
	鑑賞教室(9) 土器・はにわ	2.0	講義	

回	学 習 課 題	時間	学習 方法	備 考
	話し合い学習	0.5		グループ別
16	文化財とその保 護	1.0	講義	
	伝統の美と現代 生活	1.5	講義	
	特別天然記念物 らいちよう	0.5	映画	
17	婦人の美と教養	1.5	●	グループ別 および全体
	話し合い学習 (まとめ)	1.0		全 体
	閉 講 式	0.5		

■ オートスライド

● パネルディスカッション

2) 群馬県立博物館で今までに行われた博物館講座を参考までにあげると次の通りである。これは年1回、8月の夏季休暇中を利用してのもので、一般、教員、高校生に呼びかけて実施しているが、参加者は毎年80名前後である。

昭和38年、会期 土、日曜で4日間

1. 赤城山が活動していた頃—祖先と第4紀の歴史
2. 民俗むかしむかし—特に民俗芸能について
3. 遺跡と遺物(スライド使用)
4. 映画と文化財の話
5. むかしのもの、民俗を訪ねる踏査会
6. 稲倉山登山、稲倉神社見学

昭和39年、会期、土、日曜2日間 以下同じ

1. 山と信仰
 2. 絵画よもやま話
 3. 土器とはにわをつくる会
 4. 南極越冬の話、映画、昭和基地5年
- 昭和40年

1. 博物館資料の収集と取扱い
2. 本県の板碑について
3. 拓本のとり方(実習)

昭和41年

1. 日常生活における民俗資料
2. 科学と技術の文化財
3. 土器の修理と復元法

昭和42年

1. 拓本のとり方と利用法
2. 古文書の読み方と利用

これらの講師としては大学教授、県文化財専門委員、東京国立博物館、科学博物館技官、その他専門家に依頼し、これに必ず博物館学芸員が加わることにしている。

ii. 館外活動

(1) 移動博物館

これは地方博物館が館外活動の一つとして行なうもので、来館者を待つ姿勢から積極的に館外に移動して、一定期間博物館的立場から、博物館所蔵資料を中心に、開催地

関係資料も併せて公開展示するものである。名称は類似しているが図書館における移動図書館とは、活動内容、目的が異なっている。そしてその地域住民に博物館活動を理解させると共に、来館者に観賞、研究の機会を積極的に与え、併せてその地域住民の歴史を直接にハダで感じさせ、生活全般の向上を期している。歴史博物館の場合はいわば生活の歴史展という性格のものとなる。然し展示資料は出来る限り全分野にわたることが望ましい。大都市と違ってこうした機会に恵まれない地方では、博物館が奉仕的に実施する社会教育活動とすることができよう。これが実施に当り会場問題は、この事業の成否に大きな関係をもつものであるが、社会教育の振興を図るという観点から、その地域の社会教育施設

を利用することが、より効果的である。

なお群馬県立博物館での実施例について、拙稿を参照されれば幸いである¹⁾

(2) 文化財・史跡見学会

博物館法第3条第1項第8号に「当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法の適用を受ける文化財について、解説書又は日録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること」とある。これを更に一歩

進めて、これらの地域の文化財を実地に見学する会を実施することも、博物館活動を衆知させると共に、これらの知識を身につけ、教養文化の向上に直接役立つものである。

この場合注意せねばならないことは、こうし

た会がややもすれば単なる観光旅行に終ること、従って宿泊旅行はなるべく避けて日帰りとし、参加者にはあくまで博物館事業であることなどその趣旨、目的を予め悉知させることが必要であろう。そして対象としては、一般住民を主とする場合と、学生、生徒、児童を主とするものと別個に実施するのがよいと考えられる。

なおこうした事業は交通機関を利用するものであり、参加者が不確定多数のものであり平常博物館とは無関係の人達であるだけに、主催者としては事前に十分な計画と準備をなし、責任者としての立場を明確にしておく必要がある。そして実施に当り友の会と共催で行なうことは、博物館活動を振興する意味で有効であり、またこうした見学会が青年学級、



(土器製作実習)

婦人学級などの学習計画に入れられて行なうならばより有意義である。この場合も学芸員は積極的に協力せねばならない。²⁾

註1) 池田秀夫 「移動博物館による教育活動」博物館研究 Vol.40 No. 1

2) 群馬県立博物館では年1回づつ、一般を対象とした県外への見学会のほか、高校生、中学生、小学生を対象とした県内への見学会を実施している。

6. 余暇利用と博物館

文部省は、昭和42年度に、全国から抽出した約1万世帯、満15才以上の世帯員数約2万5千人を対象に、「国民の文化・体育・社会教育活動に関する調査」を実施した。国民の余暇を利用して行なっている文化・体育・社会教育活動の実態をとらえると共に、これらの活動に対する国民の意識や期待を明らかにするためのものである。この結果、参加率をみると体育活動が最高で、社会教育活動は最低である。社会教育活動の内容別参加率は、教養面へのそれは決して高くはない。参加者の月平均活動時間数も、文化活動に男女の差はないが、体育活動は男、社会教育活動は女の時間数が多い。この場合の女性の活動内容は生活技術関係のものと思われる。

社会教育活動に参加した理由については、知識教養を高めるといのが男54%、女60%で最高、それも男は現在の職業に役立たせるためが28%、女は生活改善に役立たせるためといのが27%で現実的なものが多い。社会教育活動に参加しない理由は、仕事が忙しいとするのが男46%、女42%で最も多く、次が興味がないといのが男21%、女23%である。

希望する学級講座の内容は、男は時局社会政治問題に関するものが最高で22%、以下職業に役立つもの19%、教養を高めるため19%、趣味を伸ばすもの18% 等が多い。女では家庭教育に役立つもの24%、生活改善に役立つ

もの22%、趣味を伸ばすもの20%、教養を高めるためのもの19%の順となっている。¹⁾

然し余暇は本質的には、与えられるものではなく、自ら作り出すものであり、現に最近の生活の向上と共に、あらゆる機会をとらえて余暇を作り出している。而も余暇時間が著しく増加している事も事実で、それが如何に利用されているか。その善用を図る資料として、前述の文部省調査或はNHK放送文化研究所の国民生活時間調査が行なわれている。社会教育の場で「余暇の利用」を大きくとりあげるようになったのも、こうした激しい社会の変容に対処してのものである。

元来、余暇には自的をもったものと、休息的なもの、いわばその中間的なもので仕事から仕事への転換を図るためのもの、また参加者間の人間関係を調整する意味をもったもの（リクリエーション等）などがある。将来は後二者の性格をもった余暇が多くなるものと予想される。この余暇にサークル活動、社会奉仕、社会教育活動への参加などが行われる。そして都市と農村で余暇時間の多少、その過ごし方に大きな相違があるが、それを楽しもうとする意欲は益々高まるであろう。余暇の価値ある利用、創造的な利用こそ社会教育で取り上げるべき問題である。然しこれを受入れる公共施設が整備されているとはいえない。国、県、市町村は余暇利用のための施設を積極的に整備し、適切な指導者によるカリキュラム編成のもとに、周到な準備をして、利用者が自発的に利用するよう差向けねばならない。博物館もその使命の一端をになう機関であることを再認識したい。然し前述の文部省調査の結果では、社会教育活動の中でも、教養面、文化面の参加は低い。ここに大きな宿題が課せられているわけである。

註1) 国民の文化・体育・社会教育活動の実態とこれらの活動に対する意識・期待等。社会教育、1968、8月号

社会教育と博物館

形態方法別参加率

(%)

区 分	計	社会 通信 教育	学級 講座	その他の集会		団体 活動	個人	
				社会 教育 関係	社会 教育 以外			
文化活動	男	13.4	0.1	0.5	4.2	2.9	3.1	5.9
	女	19.5	0.1	1.8	5.6	4.2	5.6	8.8
体育活動	男	29.9	0.0	0.3	11.3	3.9	8.7	14.9
	女	21.4	0.0	0.5	8.8	2.3	4.2	10.2
社会教育 活 動	男	12.6	0.2	1.7	2.1	3.0	6.5	2.1
	女	19.0	0.2	6.3	2.2	3.1	7.7	5.1

7. 公民館を利用した博物館活動

公民館と博物館は同じく社会教育施設として、活動内容の専門性、領域に相違はあるが、一方では共通した場もある。公民館が行なういろいろな活動のなかで、図書館的なものと共に展示活動の重要性を最近取上げる考え方がある。生活に直結するものばかりでなく、文化・教養的なものがそれである。

博物館側からみると館外活動の一つとして館から積極的に出かけて大衆に働きかける態勢である。公民館側からみると、文化活動として、それを恒常的なものとして、小規模ながら展示館的性格を加えることもできるし、或は公民館事業の一つとして、時限的な展示会ともすることができる。これが博物館活動として有効であることは否定できない。それは別項の移動博物館の場合をみても、年に1会場、僅か10日間の期間に、本館における年間入館者数と同等若くはそれ以上の入館者があるのをみてもわかる。もちろん入館者数の多少のみをもって、博物館活動のすべてを評価することはできないけれど。

このような公民館における博物館活動を実施する上で、いくつかの問題点も予想される。一、二気付いた点を述べてみたい。

1. 展示会を実施する場合、公民館の施設、設備が博物館資料を展示するのに適切であるかどうか。防災、盗難予防、温度、湿気

など管理面から特に検討せねばならない。

2. 資料の貸出しをする場合、その取扱いについて、公民館に適切な職員がいるかどうか、いない場合の処置。
3. 現状においては、特別の公民館を除き、指定重要文化財或はこれに準ずるものを展示するには無理なことが多い。これを来館者がどう受止めるか。
4. 同一資料がどこの公民館の展示にも適合するとは限らない。即ち一般的資料の展示のみで終るなら問題ないが、地域住民と結びつく資料を選定することが大切である。而もその住民の要求を満たすものでなければならない。この要求と博物館側の企図するものとの調整。

なお公民館で所蔵するその地域の文化財について、学芸員が出張整理して、公民館活動を援助したり、それを利用しての講座、講習会を実施することも立派な社会教育活動である。また博物館の資料をスライドとして準備しておき、館側がこれをもって積極的に巡回出張し、或は公民館側からの要望をまて出張し、その地域の住民を対象に上映、解説して、博物館活動ひいては住民に普及啓蒙する。このスライドの活用については、予め幾組かに分けておいて公民館に配置しておき、巡回使用するのも一つの方法である。

とも角、公民館における博物館活動の実施に当っては、内容、運営何れも一方的であってはいけないし、あらゆる面で余程慎重を要することである。

8. 家庭教育学級

家庭教育学級は、国をはじめ地方公共団体でも力を入れ、その補助事業として活発に行なわれている。このなかでは主として子供のしつけ、非行化防止、細かくはテレビのみかたなどと、夫々のテーマを選んで実施されているようである。然し焦点のしぼり方には一

考を要するものもみられ、その道の専門家を講師として、講演に終る例が多いが、これは案外の実績をあげていないのが、受講生の生の声である。

ここで新潟県教育委員会が「両親教育20年体制推進をめざして」継続的計画的に実施したものは注目される。このなかで「文化遺産と家庭教育」「県民性と家庭教育」などは、学習内容を9講座に分け、約2ヶ月にわたって行なわれており、目標、実施、評価など極めて意欲的なものであった¹⁾

また婦人学級における教養的活動として「日本の歴史—明治100年史—」をとりあげている。これは試案としているけれど、実施に当たっての推進的立場の人は、余程慎重に計画的に実施し、指導者、助言者に当を得た人を選び、整理も十分に行なって次に進む糸口を作る必要がある。とも角こうしたテーマがとり上げられていることは、ややもすると惰性的な学級に活気を入れるものとして注目される²⁾

註1) 新潟県教育委員会刊、「新潟県の家庭教育」1967年社第10号資料

2) 新潟県教育委員会社会教育課刊、「婦人学級の学習内容の編成(試案)」1967年社第23号資料



(機織実演)

9. 農村における博物館活動

博物館資料のなかで農業生産、関連産業、生活関係資料を、考古学的、民俗学的、地理学的、工業的な各方面からとりあげる場合、博物館としては、資料に基づいた農業知識の応用化の仲介的立場をとることになる。それは農村の生活に密接した農業改善、発達に役立つものでなければならない。ややもすると過去のモノである資料を展示して、終れりとするがそれを現実性に結びつけ、更に将来性にまで引き上げていく教育的使命をもっているから、博物館の資料の選択、展示方法は容易なものではない。

博物館における研究結果を携げて、純粋の学問的分野から出て、応用分野に進出し、大衆の社会教育の面に活用させねばならない。そして国民生活に実益を与える援助活動の一つの母体とならねばなるまい。特に農村を対象として考える場合、館内、館外活動に地域性をもたない地方博物館は、その存在意義を失なう。大衆に与え、大衆が求める方向に持っていくのである。館内展示を主とし、それも大衆が館を訪れるのを待つ時代は過ぎている。こうした意味で学芸員は社会教育関係者、農業従業者の協力を得て、三者一体となった博物館活動を行なう。農村における成人学級、青年学級、婦人会、婦人学級、こども会、家庭教育学級或は公民館の一般社会教育活動のカリキュラムの中に、農村をふまえた博物館的なものを組み入れ、積極的に進出して実質的效果をあげるよう努めねばならない。

10. 自然保護

「自然保護」も博物館、社会教育活動の一つとして最近重要視されていることがらである。この運動は地域における自然観察グループから出発する場合が多い。そして自然に対する無関心、無分別を啓蒙する運動でもあり、一方では小学校、中学校、高校、一般と夫々の分野における人の集りによる会を作り、団

体活動へと発展するのが普通である。また活動をP.R.すると共に会員間の調査研究活動も加へ、その結果を発表し、更に自然保護そのものをより効果的にすると共に、相互研究の資とする。こうして単なる趣味という段階をこえたり、また学術研究が更に進んで、社会人の教養としてのものにまで普及させねばならない。

この際注意しなければならないことは、採集を主とした趣味の会或は単なるコレクターとなつてはならず、あくまで自然愛護と保全の立場から外れないことで、特に指導者の留意すべきことである。

こうした動きには、何らかの形で行政、教育、研究各機関が関連をもっており、相互に密接な連繫をとりつつ進められねばならない。これらのものを総合した機能をもっている博物館は、地域における自然保護推進の中核的なものとしての活動を行ない、或は運動の顧問的立場に立たされている。

11. おわりに

以上とりあげたものは、社会教育活動のごく一部であつて、博物館は自ら積極的に或は要請により、その活動分野を拡大していく努力を行ない、その社会教育機関としての使命を果さねばならない。「予算と人と時間」さえあれば、とよくいわれるが、それは当然のこととして、現にあるものを最大に活用する努力も必要である。国は、地方博物館は地方公共団体のこととしており、地方博物館側は、国

が行政的にもっと強力に指導体制をと、お互いにいい続けて幾年も経ている。そして前進は遅々たるものである。前にも述べたように社会教育が行政的に弱体であることは否定できない現実である。そしてそれが少なくとも教育に関係した分野における今日の日本の諸問題の原因の基礎になっていることも否定できない。

こうした中で社会教育部門のみに限るならば、成人教育、婦人教育、青少年教育、或は施設としての公民館、青年の家の活動は、或程度の華やかさをもっている。それは国、地方公共団体がそれだけ力を入れているからであり、ここから社会教育を盛り上げ、立派な日本人を作り上げていこうとしているからである。反面、社会教育における文化活動或は図書館、博物館活動は、それだけにむつかしさを内蔵しながら、そのかげにかくれている。人間形成のための教育において、その最も基盤となるべきものは、名実共に「緑の下のみち」的存在におかれているのである。然しこの状態で満足しておるべきではなく、博物館職員も総合的視野に立って反省しなければならない。社会教育における博物館の位置、使命を深くみつめ、社会教育の場の表面に大きく出なければならぬ。これが国民に「博物館」を認識させる最も早い方法であり、ひいてはそれが社会教育の方向を変更させるかもしれない。そしてまた積極的に社会教育振興の一翼をになうことにもなるであろう。

(群馬県立博物館々長)

博物館教育論—序説—

下津谷 達男

1. はじめに
2. 博物館教育の二つの基本理念
3. 博物館教育の本質
4. 資料展示の教育性
5. 博物館教育の専門性
6. 利用者のための博物館へ

1. はじめに

博物館が単なる「物」の保存・展示などから脱皮して、教育機関であるべきだという論議は、非常に早くから唱えられて来ているし、又それを唱えることが、博物館人乃至博物館研究者の基本的な態度であるという考え方は、強く今日まで支持されてきたが、しかしそれにしては実効の少ない部門の一つとして注目されてきた。

事実、文部省においても社会教育審議会への諮問に「急激な社会構造の変化に対応する社会教育は如何にあるべきか」という問題をとりあげ、その中に博物館の機能についてふれている。即ち施設として博物館の存在を重要視しながら、その機能としての研究・教育・保存などのなかで、教育面についての遅れを認め、しかもそれについての博物館相互の格差が甚だしいことを指摘している。このことは今後の博物館の態勢を整える際は教育についての配慮を十分にしなければならないという、国の長期的見通し、展望を意味するものであって、博物館人達によって唱導されて来た主張も、漸く今日に至って重点的な施策として採用されようとしており、誠に喜ばしいものがある。

以前、吾々は「地方博物館における教育的活動展開の一試論^{註1)}」と題して小論を発表したことがある。その骨子は博物館の教育活動は展示を活用することでありとし、又教育活動のためにガイドブック、又はテキストを編輯し、それを中心とする活動を行ない、停帯し

がちな博物館教育に一つの体系を与え、進歩、向上が明確に看取されるようにすべきであるとしたのである。謂所博物館教育に学校教育的発想を付加し、その体系を援用しようとしたものであった。しかしその後今日に至るまでの約10年間の推移を見ると、博物館の教育活動は依然として、博物館の主流とはなり得ず、些程進展していないのに気づくのである。

2. 博物館教育の二つの基本理念

博物館における教育について従来述べてきた論考などから、概ねそれを二つに分類することが出来る。

一つは博物館の教育は、学校教育の補助的な役割をもつものとして、学校教育に附随する方向をもたせようとするものである。千羽晋示「教育展示の開設^{註2)}」、榊原淳一郎「高等学校社会科と博物館について^{註3)}」、中条幸「博物館の教育活動と学校教育との関連^{註4)}」などの諸論文は、いづれもそれを強調し、特に中条は博物館の教育活動の特色と限界を、「物はあるが人、設備など不足している」と規定し、又学校教育の特色と限界を「人はあるが物が不足している」と説いている。これらを合せればお互いに不足の部分を補なうことになり、博物館の教育活動と、学校教育との関連の基盤はつくられており、それを如何に接触させるか、重要な鍵となるというのである。榊原はそれを更に具体的に説き、「①博物館は学校に対する年間PR計画をたて……博物館に対する認識を広める。学校に案内書を送り

こむ。②博物館が学校へ巡回講演をする。③学校の社会科教師とクラブ活動との結びつき。④学校からの求めがあれば、動物標本製作、補修の講演会、気象観測、古文書の読み方とその補習、休み中の教師の研修。⑤巡回展示—学校教育への利用」。などを挙げ、博物館教育に大きな期待をかけているのである。勿論それだからといって、博物館が学校ばかりに利用されるのを目ざすものでないことは、著者自身認めており「博物館が学校の生徒の教育上、利用されだしたことは、近来の著しい現象で、成人教育、専門家の研究利用と共に、博物館の三大任務となっている」と同じ論文で榊原が述べていることからでも明らかであろう。

とはいえこれらの一連の論旨は、博物館を学校側がどのように利用するか、或いは学校に対して博物館はどのような態勢を組むべきかといった、学校中心の考え方であり、博物館に対する学校、生徒の利用と、期待を如実に示すものである。

一方これに対し、博物館の教育は学校・生徒に対するのを主体とするのを出来るだけ避けようとする動きもあり、大谷茂「博物館の教育活動と学校教育」^{註5)}において、大谷は「学校教育関係へのサービスが活発であるからといって、博物館の教育活動が活発であるとするのは危険な考え方である。……集団としての成人より、個人としての成人への働きかけはむづかしいことがあるが、極めて重要な問題である……博物館は学校教育の従属機関ではない、学校教育の方針によって、館の運営が本質的に左右されるならば、それは教材センターである」とかなり強い意見を展開している。この見解が代表する考え方は、博物館は独自の教育機関であって、決して学校教育の重流となるべきでなく、学校とは異った方法、思惟を博物館教育に求め、それを展開すべきだとするもので、博物館の立場を強く前面に推し進めた論議とすべきであろう。

この二つの見解をとりあげて、そのどちらかを是とするかは、それぞれの立場の違いがあつて、極めて困難な問題であろう。しかし学校教育にサービスする機能を博物館に強く求めるのは、学校に物の整備ができた時には、博物館の立場を極めて弱体化する恐れもある。博物館としては学校教育の補助的なものとして実施される場合は、方法として、便宜的にそれをとるという立場を堅持したいと考えるものである。

ということは、逆に博物館教育というものが、別に定った体系をもっておらず、極論すれば人それぞれに勝手に運営・企画され、実施されているものであることを示すものであろう。だがそれだからといって余りにも無理な教育活動は出来ない筈である。義務的に強制的に行なうものと異なつて、博物館のそれはあくまでも参加者自身の気持、主体性を尊重しなければならず、その気をおこさせなければならないからである。

前に触れた「地方博物館における教育活動展開の一試論」において、学校教育乃至は学生・生徒との結びつきを強調したが、方法論としてより実施し易いものであろうと考えたためであった。しかしその内容としては学校教育とは別の体系をつくることを唱えたものであったが抽象的な議論にとどまったきらいがある。

3. 博物館教育の本質

博物館の本来の機能を歴史的に考えると、資料の収集、保管が大きな仕事としてうかび上つてこよう。それを整理・展示することは或意味での教育活動に当るわけであり、時によっては求めに応じて特定の人達に見せるのと比較すると、積極的な教育であるといえよう。それならば展示活動が教育活動にふさわしい内容・方法をもっているかという問題になるのであるが、こゝではそれには一応触れないで、博物館が何故に教育活動を展示とは

別に行なっているかについて触れよう。橋本光男他三名「科学博物館の機能についての一つの考え」^{註6)}のなかに重要な提言があるので、出来るだけ忠実に引用しておきたい。

「研究所それ自体は閉じた機関であり、大学が学生という限られた対象に対してだけ開かれているのに対して、博物館は社会のすべての人々に対して開かれた機関である。したがって博物館は社会のすべての人々が利用出来るものであり、事実博物館を訪れる人とは、あらゆる年令・階層・職業にわたっている。そして博物館にはそれらの人々の千差万別の要求に出来るだけこたえる務めがある。こうして博物館には、さらに啓蒙・普及に関する仕事が生れるわけである。現在各地の博物館で行なわれている採集指導会、見学会、講演会、映画会、そしてさらに移動展示会などは、すべてこのようにして生れた啓蒙普及活動のさらに積極化したものである。」とし、又更に博物館が学術機関であることを指摘し、それが啓蒙普及活動をするが故に社会教育機関としての意義をもつことに触れ、「したがって現在の博物館は、この二つの機能を総合した機関になっているのが普通である。しかしそれは、互に独立な二つの機能を単純に総合したものではなく、第2の機能は、第1のものを基礎として生じたものであると考えられる。つまり博物館がこのような社会教育的活動を行なうものとなるについては、その基礎に、自然物のコレクションを（この論文で触れている博物館とは自然科学系の博物館を指しているのので、こゝに自然物のコレクションという言葉が出てくるが、この論文からうかがえば、人文系の博物館にも充分適用出来る——下津谷註）、公共的な立場で収集・整理・保管するという仕事があることを忘れてはならない。もし博物館がこの基本的な仕事の上にすべての活動をきづき上げてゆくのでなければ、博物館は独自の機関としての意味を失なうであろう。なぜならば採集指導会や

講演会のような教育活動はなにも自然物のコレクションなどを前提としないでも可能なことだからである。」と述べている。このような意見が、人文系の博物館でなく、古くから教育を強く意識し、行なってきた自然系の博物館から出たのは大いに注目しなければなるまい。

博物館と一口にいても、人文系と自然系とではその内容、理念の上で相当な差があり、人文系は実際の仕事の上でも保存が強く叫ばれ、又博物館設立の動機も「資料の保存」を主とした傾向があるのに対し、自然系は「自然の摂理・仕組」、「人間が何を自然から学んだか」そしてそれを「如何に利用して来たか」など、自然を教えると共に、人間対自然の関係を説いて来たのであって、その意味では人文系よりは遙かに教育的配慮を中心とした博物館であったのである。その流れが今日理科教育振興の波と共に、各地に科学センター的施設が増加し、主として学校生徒を対象に活動を続けているのであって、このような施設が人文系に殆んど見られないのは、両者の性格の差をまざまざと知らせるものであろう。

このような違いはあるにせよ、博物館における教育は、さきの橋本光男他三名の意見の如く、資料の収集・整理・保存・研究を基礎としたものであることについては何人も異論はないものと思われる。

こうして見ると博物館における教育の本来の姿は、公共的なものであると共に、資料（コレクション）を中心とするものであって、教育方法も物に則した、或いは実際に実験などを通じた教育であり、出来るだけ実物に触れさせる教育で、しかもそれが体系的であることが必要となって来るのである。とすれば博物館にとって、又来館者にとって最も近づき易く、観覧し易いところは、博物館の中でも展示室であろう。この故にこそ展示室、展示の教育的配慮が問題となって来るのである。勿論これ以外にもさきに触れた採集会、見学

会などの方法もあるが、博物館にとって最も基礎的なものは、よく整理され、研究された展示資料でなければならないと考える。この意味で博物館の展示はより重要な意味をもって来るのである。

4. 資料展示の教育性

さきに述べたように人文系・自然系の博物館はその理念において差があったがために、展示においても、従来かなり異った面をもっている。人文系が主として美術的なものに走り勝ちであったのに対し、自然系は自然のなかに存在する普遍的なもの、資料を多く収集し、自然の法則、仕組みを知り、教え、人文系がや、もすれば特異なものを前面に押し出して展示を強調したのに対し、自然系は特異なものは特殊であるとして、普通のものとは区別する方向を辿ったのである。今日依然として人文系博物館の一つの流れは、美術的なものへと指向しているようであるが、展示計画、方法など、従来のそれを乗り越え、基礎計画において教育性を十分に消化したものが必要となり、要求されて来るのである。そしてこれにこたえる博物館は直接には郷土博物館、歴史博物館、民族館、民俗館など一般民衆の生活に関係があり、しかも大多数の人達が過して来た生活とその知恵、人間を伝える博物館でなければならないと思われる。

昭和43年早春、神奈川県博物館職員研修会で、「人文系博物館の資料展示の基礎的理念」と題して従来の展示からの脱皮をうったえ、更に仙台における研究集会で「博物館資料展示の原則とその展開^{註7)}」として述べたのは、その意味を多分に含めたものであり、資料の背後には必ず人間が、製作者、利用者などが、そして生活・思想・感情などが存在することを展示に具体的に盛りあげたいと考えたからである。

この展開法を吾々は普遍的に存在し、どの地域においても容易に入手し易い土器とそれを出す土地、即ち遺跡を例として述べたが、

それは「土器の美術的な面、心情的な面、製作における火の利用、整形の技術、土器編年の流れ、地方色など」一片の土器をとりあげても、それから導かれる数多くの問題を展示に生かすのでなければならないとして、一つの資料からの展開法を述べた。これを承けて、加藤有次は「博物館における歴史教育——歴史教育博物館の展示単元の編成についての試論^{註8)}」を発表し、より精密な展示構想を示している。

これらはいづれも博物館展示における「もの」の活用が、特に人文系においては、極度に不十分な点に着目し、余りにも美術品の展示法にかたより過ぎ、解説も同様に美的価値を意識し過ぎるきらいのあることから反省すべきことを強く主張したものであった。

「ものをして語らしめよ」という鉄則は、美意識の世界から離脱して、解説・教育の世界にも適用されるべきであって、「もの」の教育性をどこまで引き出すか、展示技術もさることながら、それ以前の理念の有無、高低の差がそれを決定するのである。

だが、展示のなかでの「もの」の活用だけでは、恐らく限界があると思われる。というのはそれから派生する問題は多様である上に、それは際限なくくり広げられるばかりで、限られたスペースでの総合がどの程度にまとまるかの保証がないからである。このことから吾々は、人文系博物館における展示命題の選択とその確立という、従来から説きつくされた方法を改めて考える必要があるし、特に選択された命題と、個々の資料から導かれたものが一体になって、始めて教育的価値を高めることになると思うのである。

こゝで問題となるのは、殊に歴史系博物館において、特定の史観、地域観によって、歴史事実の解釈が異なる場合があることである。これは別に人文系に限ったことでなく、自然系でもあり得ることであり、動物、魚類の条件反射を利用した展示から「教育的内容をも

っていても、ガイドの仕方如何では、教育効果がなくなり、展示物に教育的内容がない場合は、科学性をよそおったガイドは、かえってあやまった教育効果をもたらす」と高松史郎が「水族館における娯楽と教育」^{註9)}で述べているのと一脈相通ずる面のあることを注意しておきたい。即ちこれらを予防し、常態に保つためには、学芸職員の良識に期待する以外にないのであって、展示の教育性は、つまるところ職員の高度な知識、教養、専門的素養の深化と、それも具体的に教育に利用する実行力が決定するといってもよいであろう。

5. 博物館教育の専門性

博物館がその当初は専門博物館として出発しても、地域の要望が強く、次第に総合博物館化する傾向は、機会ある毎に指摘されて来た。しかし最近のように各地に博物館建設の気運が高まって来ると、専門博物館の価値が理解され、より高い専門性を望む声も次第におきている。

このことは博物館教育における専門性をも同様に意味しているのであって、地域性をあわせて検討あることが必要であろう。今更いうまでもなく、博物館のもつサービスエリアを如何に設定するか、重要な問題となってくる。どのような博物館でも地域性を無視しては成立し得ないし、存在するのは困難だからである。現代社会の交通網の整備、道路の整備などからすれば、同一距離圏による画一的な決定では無理であり、といて、時間距離圏でも決してその範囲を明確にすることは出来ないのである。地域住民の毎日の生活、日々の文化的関心がどの方面を指向しているか、その心情にまで立ち入った分析を加えることによって、そして又経済条件を付加することによって、始めて地域圏の設定が可能となる。

そこで始めて博物館のサービスエリアが具体的に提案されて来るのである。即ち博物館

が或る特定地域を対象として活動するのかどうかということである。いづれにせよ一つのマスタープランを持つことは絶対不可欠のことであろう。理想的にいえば博物館が地域を対象として設立され、ば、その地域及び関係ある周辺の自然・人文すべてのことについての研究調査機関を併せもつべきであるし、教育活動もその成果を背景として展開すべきである。すべてはその地域のために存在し、それを理解するために博物館の機能は動員されるべきである。といってもそれは今日の行政区域を示すものでないのは明らかである。

このような整備された形態での地域に対する研究活動と、それを裏付けとした教育活動は最も望ましいものであるが、しかし常識的に考えてそれを満足させる博物館が各地に出現する公算はまずないのである。とすれば各博物館の内容の特色をどのように出すか、特性ないしは専門性をどのように具体的に推進し、高め、深めてゆくかが大きな課題となって来るのである。仮りにこれが地域を主体とした総合博物館であっても、その内容のどこかに特殊性を付加し、又専門性をもたせるといっているのであって、決して専門博物館以外はその価値なしとするのではなく、一般的なフラットな博物館でなく、観光のみを中心とするものでなく、その背後には深遠な学問をうかがわせる内容と、専門性を、活動の一部分だけでも光り出る教育内容と態度が望まれるのである。このことは近い将来各地に博物館が設立される傾向を示しつつある現在、すでにその態勢をつくりあげなければならないものとなっている。

6. 利用者のための博物館へ

博物館の教育活動として、具体的な方法はさきあげた採集会その他教え上げれば相当数にのほろう。それぞれは皆特質があり、勿論今後も大いに進められるべきものであるが、社会情勢、殊に労働条件が今日の如く、かな

りきびしい上に、情報機関、マスコミの発達などが、増大した余暇をレジャーに指向させているとき、単なる学校教育的発想の博物館教育では、最早受講者の確保は困難となっている。単に知識を与へる方法では、博物館に人は集まらないのである。これを打開する方法は結論的にいえば個人の興味を引き出す教育、導入として個人の興味をそゝる方法の展開がなければならないのである。確かに従来行なわれて来た見学会などは、その意味では興味をかきたて実施したものであったが、それがどれ程博物館そのものに密着して行なわれたか、見学会、研修会には出席するが、博物館は余り利用しない人達があるなど、もう一步進めて博物館活動を積極的に援助し、盛り上げていく層の開拓が或いはおろそかになっていたのではないかと思うのである。一つには、各博物館とも館外活動をした後のまとめを博物館で行なわず、又それらの人達が自由に利用する部屋などが博物館にないことなどから、切角得た成果を各家庭にもち帰り、活動で結ばれたきずなは、その日のうちに断ち切られるような態勢にも問題があったのであろう。更に重要なことではあるが、その成果をもとにしての専門的レベルの解説、話し合いが他日に継続されず、たゞ「もの」を入手したことのみ興味の大半をおぼえるような教育法にこそ大きな欠点があったと思うのである。

このように考えれば博物館施設のなかに、当然教育の場としての部屋は必要になるし、一方博物館資料の整理・分類・カード作成などの一般業務を完全にし、利用者が印刷された目録から、或いは整理されたカードから、必要な資料を検索することが出来る。更には一つの博物館だけでなく、その地域又は地方の博物館全体の資料目録の整備によって、利用者の受ける便宜を増加させる態勢にもちこみ、場合によっては、困難な面は多いが利用者の求めに応じて、展示されていない数々の

資料を、物によっては実際に手にとって観察出来るようになるのであれば、博物館のもつ教育的役割は飛躍的に増大するであろう。勿論これらは非常に困難な面をもっている。いうまでもなく殊に人文系博物館においては、資料の保存だけでも充分博物館の任務の一つであり、活用は或る場合は破壊を意味するからである。従って第二の手段として利用者に対しては実状を伝え得る写真、記録、図面などの提供となることもあろうが、往々にして特定の人達のみにとゞまっていた資料の利用は、カードなどを広く開放することによって、より容易になり、より博物館と大衆との結びつきは強くなるものと思われる。そしてこのようなことは資料をもたない他の機関では決して出来ない教育手段なのである。

又、実際に行なわれる教育法は、その方法及び展開が記録され、保存されることは従来殆んどなかったといつてもよいであろう。ということはその成果が相当に評価されるものであつても、それを第三者に伝えることは殆んどないということに通ずるわけであり、近代社会の重要な要素である情報伝達の方法が全く存在しないということになるのである。少くともこのことについては経験が博物館教育を支える手段となることを意味しているのであつて、原始性を多分にもつ教育法といえよう。これを少しでも進める方法としては、各自独特の方法で展開されている教育法を、整理発表して情報網にのせることであり、博物館はそれを出来るだけ多く収集し、分類し、自己の館園に適応させ、実施できるように工夫することであろう。

同様に地域を中心とする博物館であれば、地域についての学術面その他の情報を出来るだけ収集し、又専門館であればその専門性に応じて必要な情報資料を収集し、整理、分類の上、利用者が何時でも利用出来るような態勢にもちこむことが必要であろう。例えば地域研究の文献センター、乃至は専門の文献セ

ンターとしての博物館は、出版活動とあわせて高度な利用価値を有するものである。佐渡博物館が行なっている「佐渡百科辞典」の編纂の如きは、学術面と教育面とを非常に高いレベルで融合させたものとして、文化的・教育的活動として高い評価を受けることが出来よう。

出版といえばこれも集積された情報伝達の方法として優れた教育的方法である。博物館が所有するコレクション、知識などを出版を通じて公開しようとする試みは古くからあったが、それが研究者の資料として公開されるばかりでなく、一般民衆の教養に資するためのもも、最近幾つか刊行されている。例えば鎌倉国宝館では「鎌倉の……」と称するシリーズを刊行し、萩市郷土博物館、津和野郷土博物館がそれぞれ「郷土シリーズ」を刊行していることなどは、最近の地方史研究の高隆と相俟って有意義なこと、思われる。このようなシリーズもの、刊行は、地方において新聞社、図書館、博物館などが中心になって行なわれ、こゝに挙げたのはほんの一例に過ぎないが、博物館などの得た知識の公開として、今後一層増加、利用されることが予想されるのであるし、利用者はそれを望んでいるので

ある。

- 註1) 下津谷達男「地方博物館における教育活動展開の一試論」
博物館研究 Vol.33 №.8. 昭和35年
- 2) 千羽晋示「教育展示の開設」
博物館研究 Vol.33 №.10. 昭和35年
- 3) 榊原淳一郎「高等学校社会科と博物館について」
博物館研究 Vol.37 №.3. 昭和39年
- 4) 中条幸「博物館の教育活動と学校教育との関連」
博物館研究 Vol.33 №.8. 昭和35年
- 5) 大谷茂「博物館の教育活動と学校教育」
博物館研究 Vol.33 №.8. 昭和35年
- 6) 橋本光男他3名「科学博物館の機能についての一つの考え」
博物館研究 Vol.32 №.4. 昭和34年
- 7) 下津谷達男「博物館資料展示の原則とその展開」
博物館研究 Vol.42 №.1. 昭和44年
- 8) 加藤有次「博物館における歴史教育」
第17回全国博物館大会資料、昭和44年
- 9) 高松史郎「水族館における娯楽と教育」
博物館研究 Vol.41 №.3. 昭和43年

(野田市郷土博物館々長・本学文学部講師)

近代博物館変遷史にみる教育的役割

—主として社会教育における博物館理念の思想史への試論—

加藤 有 次

I. 序 説

II. 近代的博物館の史的変遷とその性格

イ) 明治初年における近代的博物館設立の
動向

ロ) 中央における歴史的博物館の進展

I 序 説

博物館が現代社会に如何なる使命観をもつべきかという命題は、現代博物館が大衆に如何なる使役を課しているか、また大衆から何を博物館に要求されているかという疑問を把握して、現代博物館の本質を分析し、方法を組織立てねばならないのは言及するまでもない。博物館の機能は、資料を収集・整理保管・学術研究し、それを教育普及するという理想観を基本として、すでに博物館法制定（昭和26年）以来建てられている。だが博物館の特有な活動である資料収集・整理保管・学術研究までは、諸科学の進歩に伴ない発達し得るが、現代社会に直結する博物館にするためには、最終的機能である教育普及の方法論に依存する他ない。従って博物館が現代社会人に直結する教育という場への展開は、その接点を分析し、人と物との対話の場を教育的心理的に解明することによるものであるが、物を保管する博物館の本質の中に教育性が多少でも過去にあるか否かを、その歴史性の中から抽出し、未来の博物館の方向性をつかまなければならない。欧化思想導入と共に博物館理念のめばえをみるならば、この100年の歩みを分析して、如何なる社会構造の中で、

ハ) 博物館発達史にみる博物館の教育性

III. 社会教育史からみた博物館の位置

IV. 教育に対する今日の博物館の課題

V. 結語——近代博物館 理念の思想的推移——

博物館理想観が育てられたか、或いは挫折したかを考え、大衆から要求される社会教育・学校教育に博物館がどう対処したらよいか、対策を考究しなければならない。博物館が現代社会にそれ程発展せずに100年の歩みをして来たこと事態は、或る時期には要求され、或る時期には大衆から分離させられていた歴史的要因が潜在し、今日要求されている社会教育・学校教育と博物館との接点をその何かで阻止していたのではないかと考える。それは政治的・経済的・社会的・文化的に博物館発達に何等かの形で阻止した要因を分析し、来るべき博物館の将来を考えねばならない。博物館がこれからの人間社会に及ぼす役割は、過去における人間の英知を物により記録をし、これからの人類史への課題を投げ、現代社会人の自然・人文両科学への貢献と生活向上をはかる上に偉大なるエネルギーを蓄積している宝庫でなければならず、博物館こそが人間社会の教育の場としてのメルクマークを建設しなければならない。そういう観点から近代博物館史の教育観を考えてみるのを感じ、敢えて近代博物館理念の思想的発達を考究するのである。

II. 近代的博物館の史的変遷とその性格

イ) 明治初年における近代的博物館設立の動向

我が国の近代博物館としての曙光は、明治初年、当時大学南校に設けられた物産局假役所に各地の物産を蒐集し、また我が国古来より伝わる古器宝物の類を合わせて大衆に供覧したことにはじまる。^{註1)}

その濫觴は、慶応3年(1867年)フランス・パリで開催された第2回万国博覧会への幕府としての参加である。

これには慶応2年仏国パリ万国博覧会出品方町触(市中取締類集・藤岡屋日記)を出したり、その出品のため浮世絵画帳制作を浮世絵師に命じ(市中取締類集)たり、田中芳男を仏国博覧会へ出品のため出張を命じ(田中芳男経歴談)たり、徳川昭武らを仏国博覧会御使として派遣(藤岡屋日記)して、慶応3年5月1日、幕府及び鹿兒島藩、鍋島藩らそれに参加出品(市中取締類集、藤岡屋日記、澳國博覧会参同記要)したものである。従ってこれが初めての国際的参加であった。幕府を代表として清水民部大輔を派遣し、その随員として山高石見守、渋沢篤太郎(栄一)等29人を同行させた。一行中の田中芳男は、その時博物館・動物園等の施設を調査し、その折フランスからの持ち帰り品、標本約200余点を湯島天神下の箕作麟祥邸で公開展覧したのである。これにより外国における博覧会の様子をはじめ報告されたのである。それ以後諸外国では、英国竜動府博覧会、澳國維也納府万国博覧会等をはじめ各国でつぎつぎと博覧会が開催され、日本もそれぞれに出品参加を国民に啓発し、実施に移された。一方国内でもそうゆう海外での博覧会ブームに参同して、国内各地で博覧会が開催され、次第に内国勸業博覧会として活発化した。これは日本が国際的に諸般において立ちおくれた感を一刻も早く取りもどし、殖産振興をはかり、富国強

兵を願う方法であった。この様な施策が非常設的博覧会思想を常設的博物館理念へ発展転化して、博物館が生まれるが、非常設的博覧会は、比較的自由に開催出来るので急激に各地に展開されたのである。

その常設的博物館への動行は、明治2年6月15日幕府の昌平校・開成所・医学校の三校を綜合して大学校と称し(太政官日誌)、同年12月17日大学校を大学と改称し、開成所を大学南校、医学校を大学東校とし(太政官日誌)、明治4年9月24日東南両校を閉鎖するまで、大学南校に物産局を開設し、同年末には物産局を博物局と改め、九段坂上に大学南校博物館(博物館記録)と称し、また九段上三番町薬園を大学南校所管として物産園とした(太政官日誌)。政府は西欧における博物館の実情を視察させた当時の大学南校少教授田中芳男に国内各地の物産収集を命じ、博物館設立の準備にかゝった。

明治4年3月には、大学南校物産局博覧会趣意書(博物館記録)を次の如く公布している。

博覧会の趣意は宇内の産物を一場に蒐集して其の名称を正し、其の有用を弁じ、或は以て博識の資となし、或は以て證徴の用に供し、人をして其の知見を拡充せしめ、寡聞固陋の弊を除かむとするに存り、然ども皇国從來此挙あらざるにより、其の物品も亦随って豊贍ならず。故に今者此会を創設して百聞を一見に易へしめむと欲すと雖も、顧るに隆盛の挙に至りては之を異日に待ざるを得ざるものなり。因て姑く現今官庫に蔵する所、及び自余の物品若干と駢列して普く人の来館を許し、以てその開端となす。自今爾後毎歳一次、其の会期を定め日を累ねて、漸次宇内の珍品奇物を網羅し、人をして遠く萬里の外に遊ぶを用るず、坐して全地球の萬物を縦観せしめんことを期す。

一、当今官品未だ完足せず。故に金石の属、草木の類より鳥獸魚介虫豸等に至る迄、

総て天造に属せし物、又諸器械奇品古物及び洋舶産の諸品等、総て博識の資となすべき人造の物を所持し、展観に供せむと欲する有志の輩は、会前に之を当館に携へ来るべし。且最寄の物品を出せし輩には褒賞を賜ふべき事。

一、会期は来る五月五日より同月晦日迄の間を限り、展観は毎日朝九字より午後五字迄の間を限りとす。

一、来観の輩は男女貴賤を論ずる事なし。但し一時の雑還を防ぐ為に、南校に於て予め切手を渡置べし。

一、持参の品物は其持主の姓名を記し之を列すべし。

尤も預り証書渡し置、会后引替、品物差戻すべし。

一、商買売買の品物、若し贖ひ度者あらば売主と談判勝手次第たりと雖も、会中は其品を列し置くべし。

明治四辛未三月 大学南校物産局

これによると金石・草本・鳥獸魚介虫豸の動・植・鉱物の類、諸器械等理工学の類、奇品古物の類及び東洋・西洋諸国における外国品等、自然科学及び人文科学部門の品々に至る極めて広範囲におよぶ資料を大衆に展観し、知識の普及を計ることにその目的を見出すことが出来る。この趣意書にもとずき、大学南校博覧会は明治4年5月5日から31日の間、九段招魂社境内（兵部省庁舎）に開催した際、極めて好評で宮内省までそれが及び、吹上の御庭の茶屋や馬見所等各所の建造物内に動物・機械類等分類別に展示し、中には太陽光線による現在の幻灯機の様な仕組みをもつ「カメラオブスキュラ」と言うものまで登場し、絵画を大きく映した当時としては極めて珍らしいもので、特に人気を呼んだといわれている。要するにこれあたりが日本における博覧会の出発点に相当し、^{註2)} 純粹の博覧会系統とまた博物館系統への二つの方向に発展したと考えられる。

しかし時勢は欧化思想及び排仏毀釈思想に伴なって、我が国古来からの所謂古器宝物の類が一般に無視されていたため、町田久成や山中芳男はかゝる思想をのりこえて、明治4年4月25日古社寺資料保護の急務を訴え、集古館建設の案を立て、大学の名で弁官を通じ、太政官に建議した。その建白書、布告並にその古器物として挙げられたものは次の如くである。

集古館建設ヲ建設致候一大要ハ既ニ外務省ヨリ及獻言候旨ニ付、更ニ贅言不仕候へ共、戊辰干戈ノ際以來、天下ノ宝器珍什ノ及遺失候モノ儘有之哉ニ傳承致シ、遺憾ノ至ニ有之候、特ニ近來世上ニ於テ歐洲ノ情実ヲ悉知不仕候輩ハ彼国日新開化ノ風ヲ以テ徒ニ新奇發明ノ物ノミ貴重仕候様誤傳致只管厥舊尚新ノ弊風ヲ生シ經歳累世ノ古器舊物敗壞致候モ不顧既ニ毀滅ニ及候向モ有之哉ニ相聞へ考古ノ徵據トモ可成候物逐日消失仕候様成行実以可憐次第ニ有之候。抑西洋各国ニ於テ集古館ノ設有之候ハ古今時勢ノ沿革ハ勿論往昔ノ制度文物ヲ考證仕候要務ニ有之大学ニ於テモ必要ノ要件ニ候間何卒右等ノ物品遺失不仕候様致度併當時内外御用途御多端ノ折柄ニ付若集古館御建設ノ儀速ニ難被爲行側儀モ有之候ハバ姑ク府藩縣へ御布告相成歴世相傳仕居候宝器ハ勿論自餘ノ雜品ニ有之候共考古ノ徵證ニ可相備品物ハ精々保護相加候様 御沙汰有之且夫々専務ノ者被命古器物ヲ圖畫ニ摹寫致羅集編成ノ儀被仰付候様有之度若シ当時ノ世態ニシテ更ニ一歳有餘ヲ打過候ハバ天下ノ古器宝物ハ大概壞滅仕竟ニハ其形似モ不存候様相成行候患害無之トモ難申候間何卒至急御處置有之候様仕度此段獻言仕候 以上

辛未四月廿五日 大学
辨官御中

この目的は勿論時世を考へての集古館建設であるが、併せて古器物の保護に関連して、太政官もこの献言至当なることを認め、同年

近代博物館變遷史にみる教育的役割

5月23日付で「古器旧物保存方」の太政官布告が出されている。それによると、

御 布 告

古器旧物之類ハ古今時勢之變遷制度風俗之沿革ヲ考證シ候爲メ其裨益不少候處自然厭舊競新候流弊ヨリ追々遺失毀壞ニ及候テハ実ニ可愛惜事ニ候條各地方ニ於テ歴世藏貯致居候古器舊物類別紙品日之通細大ヲ不論厚ク保全可致事

但品日竝ニ所藏人名委詰記載シ其官廳ヨリ可差出事

- 一、祭器之部 神祭ニ用ル楯矛其他諸器物等
- 一、古玉寶石之部 曲玉 管玉 瑠璃 水晶ノ類
- 一、石弩雷斧之部 石弩 雷斧 霹靂礮 石劍 天狗ノ飯匙等
- 一、古鏡古鈴之部 古鏡 古鈴等
- 一、銅器之部 鼎爵其他諸銅器類
- 一、古瓦之部 名物並名物ナラズト雖古キ品
- 一、武器之部 刀劍 弓矢 旌旗 甲冑 馬具 戈戟 大小銃砲 彈丸 戰鼓 唃囉等
- 一、古書畫之部 名物 肖像 掛幅 卷軸 手鑑等
- 一、古書籍並古經文之部 温石ノ書籍凶畫及古版古寫本其他戲作ノ類ト雖モ中古以前ノモノニシテ考古ニ屬スル者等
- 一、扁額之部 神社仏閣之扁額並諸名家畫ノ額等
- 一、樂器之部 笛 笙 築篳 大鼓 鐘鼓 羯鼓 箏 和琴 琵琶 琴瑟 假面 其他猿樂裝束並諸樂器歌舞ニ屬スル品
- 一、鐘銘碑銘墨本之部 名物並名物ニアラスト雖モ古キ品
- 一、印章之部 古代ノ印章類
- 一、文房諸具之部 机案 硯 墨 筆架

硯屏之類

- 一、農具之部 古代ノ用品
- 一、工匠器械之部
- 一、車輿部 車 輿 藍輿等
- 一、屋内諸具之部 房室諸具 屏障類 燈燭類 鎖鑰類 庖厨諸具 飲食器皿 煙具等
- 一、布帛之類 古金襴並古代ノ布片等
- 一、衣服裝飾之部 官服 常服 山民ノ服 婦女服飾 櫛簪ノ類 傘笠 雨衣 印籠 巾着 履履之類
- 一、皮革之部 各種ノ皮革並古染革之紋圖
- 一、貨幣之部 古金銀古錢並古楮幣等
- 一、諸金製造器之部 銅 黃銅 赤銅 青銅 紫金 鐵 錫等ヲ以テ製造セル諸器物
- 一、陶磁器之部 各国陶器磁器等
- 一、漆器之部 蒔畫 青貝 堆朱等ノ諸器物
- 一、度量權衡等之部 秤 天平 尺 斗升等 算盤等古代ノ用品
- 一、茶器香具花器之部 風爐 釜 茶碗等ノ茶器 香盒 香爐等ノ香具 花瓶 花臺等ノ花器類
- 一、遊戲具之部 碁 將棋 雙六 蹴鞠 八道行成 投壺 揚弓 歌骨牌等
- 一、雛等偶人兒玩之部 這子 天兒 雛人形 木偶 土偶 奈良人形等其他兒童玩弄ノ諸器
- 一、古佛像並佛具之部 佛像 經筒 五具 足 寶等ノ古佛具
- 一、化石之部 動物ノ化石並動物ノ骨角介殼ノ類

右品物ハ上ハ神代ヨリ近世ニ至ル迄和名舶齋ニ不拘。

以上の31項の種目をあげているが、これはわが国歴史上の貴重とする資料を項目別に分類された最初の例であり、当時の歴史的博物館の資料内容を物語っている。この集古館建

設の目的は、文化財保存思想^{註3)}の現われであり、欧化思想のもとに大衆は「彼国日新開化ノ風ヲ以テ徒ニ新奇發明ノ物ノミ貴重」として古器物所謂我が国文化財が毀滅することを憂慮し、これに博覧会思想が手つだって人文科学における博物館理念が進展したのである。以後各地における文化財の資料を調査して、古社寺保存法（明治30年）が制定され、国宝指定、文化財保護法制定（昭和26年）に至るまでの間保存活動が時には挫折し、時には高揚したのである。

時に明治4年7月18日、大学を廃して文部省をおき（田中芳男経歴談）、8月文部省博覧会趣意書を公布した。同年8月25日、米国人ホーラン・ケブロンは博物館図書館を建設する様に案を開拓次官黒田清隆に提出し、9月5日大成殿を博物館として文部省の所管とした。また文部省に博物局を置き田中芳男を博物局掛とした。10月1日から10日間湯島大成殿の文部省博物館で古代器物を並べて博覧会を開催したが、その名を博物館としたり、博物局としたのは、その事務管掌上称されたのであり、館というのは単なる陳列場の意味であった。物産局の品物は博物局に移管され、小石川薬園を博物館の附属とし、九段薬園を東京府に返還し、同年12月14日には、奥国維也納府にて萬国大博覧会開催（明治6年）の要請があったので、太政官もその事業の有益なることを考えて、その事務を掌らすため、博覧会事務局を正院に設置し、参議大隈重信、外務大輔寺島宗則、大蔵大輔井上馨にその事業を所管させた（太政官日誌、職官表）。事務局は最初に旧名東、長浜両県出張所に置かれたが、ついで麴町区山下町の旧中津、佐土原、鹿児島等の藩邸の屋舎に移転し、本館もそれに伴って移った。

この博覧会事務局では、奥国博覧会出品心得を頒って、各地方にその出品方を勧誘し、発明器具はないが、生絲、蠶卵紙、茶、陶器、漆器等の我が国特有の産業関係を紹介する目

的もあり、そのため準備もかねて、明治5年正月文部省博覧会開催の布達を出して、その趣旨をあらわし、3月10日湯島大成殿にて博覧会を開いた。その際、奥国へ出品する品の他に各種一品宛を別に集取して、常設博物館資料の準備をした。さらに同年6月には、湯島博物館中に書籍館を建設し府庫収蔵の和漢洋書等を衆庶に閲覧させることにした（文部省布達全書、文部省第1年報）。明治6年3月19日には、太政官中博覧会事務局に於て文部省中の博物館・書籍館並博物局および小石川薬園を管轄し、湯島聖堂には書籍館を残し、博物館は山下町の事務局に移した。こゝでは田諸藩の建物を改修し、陳列館を開設し、博覧会を催して、毎月1日、6日の日を一般公開し、明治8年以後は連日公開する様になった。これにより初めてのこの常設展覧の体裁を整えたのである。同年8月29日には再び文部省に属す（太政官日誌）ことになった。しかし同年5月8日、9日に田中不二磨（文部省3等出仕）は、博物館書籍館を博覧会事務局に合併するのを非と陳述したり、町田久成（博覧会事務局長）は、博覧会事務局と博物館の分離する必要を述べて太政官に申達したりしている。さらに翌7年2月16日文部卿木戸孝允は、太政官に上って博物局と博覧会事務局との合併の不適當をとき、また18日には文部少輔田中不二磨も博物局書籍館を事務から分離すべきことを説いている。これらの問題は、奥国博覧会を契機として博覧会事務局の業務が輻輳し、資料増加のため事務及び事業の内容の相違と複雑さから、それを整備する必要を感じ、その離合問題が論議されたことであろう。その結果明治8年2月7日漸く解決してその合併を解き、明治6年12月内務省が置かれていたので、明治8年3月30日正院博覧会事務局は廃止されて、博物館と改称し、勸業に関する業務はその主管とすることになり、博物館は内務省に属した。書籍館については、その離合問題が出されている中、明治

7年7月政府は地方会議の会場として、博覧会事務局所属の田大学講堂を使用していた書籍館をこれに当てることになり、移転を必要とした。だが博物館、書籍館は有力候補地として上野山内に新築することを建議されていた。然し当面する問題として、浅草御米蔵の当時三井、小野両組に大蔵省が年期貨していた八番堀米蔵（約3万坪の中、5800余坪）を改築し、書籍館の図書をこの地に移し、浅草文庫と称して諸官庁に書籍の縦覧を許した。分離された小石川薬園は、植物園と改称され、東京博物館の附属となっていたが、明治10年4月大学の所管となり、現在東京大学理学部附属小石川植物園となっている。また博物館は聖堂の博物場として、明治8年2月9日、東京博物館と改称し、これが後のお茶の水博物館であり、東京科学博物館、現在の国立科学博物館として展開された。

註4)

ロ) 中央における歴史的博物館の進展

内務省に残った博物局は、従来より大博物館建設の目的をもち、明治6年6月「博物館建設の議」が出されている。それによると

博物館建設ノ議

博物館建設ノ要務タルハ普ク世人之通曉致候今日ト相成且博物書籍之両館創建以來諸々ヨリ献品献籍モ不少畢竟人心仰望深キニ出ツル處ト存候間、今日ニ至リ候而ハ唯永世保全ノ籌策專要之場合ニ有之然ルニ当局地所之儀ハ狹隘ニテ更ニ樹木蓄水ニ乏シク動植物生育培養ニハ尤不便之地ニ有之且火防之除地無之周囲ハ邸宅市街ニ接近シ萬一火災有之節ハ蒐集之諸物品烏有ニ屬シ候憂無之トモ難申因テ官私力ヲ合セテ此館ヲ造立シ往々盛大ニ至ラシメンコトヲ議定致シ即今其基礎建申度然ルニ先般東京府下ニ於テ公園ニ御定メ相成候五ヶ所ノ内東叡山寛永寺境内之儀ハ第一火防堅固之地ニシテ東北ハ一園之高崖樹木繁茂平坦之場所ハ土壤肥沃山下ハ數頃之池水有之動植物生育培

養等ニハ適當之地ニ有之又園中吹上ケ之設等ヲナサンニハ池水之働キニヨリ容易ニ出来可申、博物館造立ニハ最良地ニ有之此地成辰之夏兵燹ニ罹リシ以來寂トシテ荒原ニ等シク東京府下無上ノ名勝方今ニ至リ壯觀ヲ闕クコト尤可惜儀ニ付彼地ヲ以テ博物書籍ノ兩館被設候時ハ自然ニ補修ノ功モ奏シ兩全之策ト存候

旁々以公園之御旨趣ニモ叶ヒ可申仍テ當局管轄ニ被仰出候ハ、此處へ往々此館ヲ移シ盛大ニ相成候様目的相立廣ク有志ニ圖リ見込ノ次第ヲ以テ相伺候様致度右ハ速ニ御評決否御沙汰有之度此段申上候也

明治六年六月

これは埴国博覧会へ副總裁として出席した辨理公使佐野常民から、東京大博物館建設の報告書、英国倫敦サウッチシントン博物館設立の来歴及管掌條例、蘇格蘭以下保學術博物館総長トーマス・シー・アル・チュン氏の贈東及びその魯国に贈る報告書其他諸冊子等が復命書として提出されて、大博物館建設の議が上申され、太政官にても内務省との話し合いにより、設立案も具体化して来た。

明治8年1月19日、博覧会事務局長町田久成は、上野山内文部省用地に博覧会事務局を移転する件につき文部大輔田中不二麿・辻新次（書籍館御用掛）にはかったが、数日後に上野山内の文部省用地を、その博覧会所管の内務省に後属させ、さらに博覧会事務局に移管され、同年3月30日博覧会事務局は、博物館と改称して内務省に属させ、埴国博覧会はなお館内に置き、博物局は内国観業博覧会事務をとり、相当活発に動いていた。

これが所謂内務省博物館の起りである。この博物館の主とした業務は、内国観業博覧会で、内務省に事務局を設け、その事務を管掌し、第一回内国観業博覧会を上野において開催の運びとなった。時も折に明治10年の西南の役で中止となったが、殖産興業の目的をもったこの事業は何れ遂行しなければならな

いとのかえで、工事は継続され明治10年8月21日、東本館（礦業及冶金術）・西本館（製造物）・美術館・機械館・農業館・園芸館等が設立完成し、明治天皇の行幸のもとに開会された。終了後は、美術館を残して博物館として明治11年7月、山下町の博物館の一部がこの中に移転し継続した。

明治10年12月21日、内務卿としての大久保利通は上野公園に博物館を設立する様に建議し、翌11年3月に田寛永寺本坊跡（2万9千8百余坪）に工事を着工し、長年の念願がかなった。ついで従来の職制並びに分掌事務を改正し、博物館中に事務担当を博物局とし、陳列場を博物館とした。

博物局は、天産・農業山林・工芸器械・芸術・史伝・教育・法教・陸海軍の八掛並びに庶務掛を置き事務を處理し、博物館の部門では、8部69区の分類をしてその目的を明らかにした。その分類は

博物館ハ中外古今ノ物品ヲ網羅蒐集シテ普ク衆人ノ監視ニ供シ以テ技芸ヲ進歩セシムルノ所ナリ、然レトモ天下品物ノ多キ畜ニ千億ノミナラス苟モ之カ区別ヲナサザルトキハ恐ラクハ糝糶錯乱シテ識別シ難カラシニ由テ其大綱ヲ分チテ七部トナス、（下略）

- | | | | | |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 第一 天産部 | 第一区動物類 | 第二区植物類 | 第三区鉱物類 | 第四区地質類 |
| 第二 農山林部 | 第一区有益動物類 | 第二区有害動物類 | 第三区有功動物類 | 第四区獸類之産物 |
| | 第五区鳥類之産物 | 第六区爬蟲之産物 | 第七区魚類之産物 | 第八区蟲類之産物 |
| | 第九区柔軟類産物 | 第十区多肢類産物 | 第十一区動物之製品 | 第十二区動物畜養具 |
| | 第十三区動物驅除具 | 第十四区穀類及製品 | 第十五区食用菌蕈類 | 第十六区清娛及辛料 |
| | 第十七区澱粉及元質 | 第十八区製造植品類 | 第十九区畜類之食料 | 第二十区各用及雑用 |

- | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 区織緯及紙料 | 第廿一区油臘脂漆類 | 第廿二区染色料植物 | 第廿三区有害植物類 | 第廿四区薬用植物類 | 第廿五区木竹及皮籜 | 第廿六区薪炭引火類 | 第廿七区肥料並土性 | 第廿八区接挿圧條類 | 第廿九区農業園芸具 | 第三十区植産製造具 | 第三十一区山林之器具 | 第三十二区耕作及建築 | 第三十三区山林之方法 | 第三十四区農業之方法 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|

第三 工藝部此部ハ化學機械學上ヨリ製成セル鑛植物ノ諸物ヲ具展シ化學機械學ノ作用製作ノ次序ヲ審ラカニシ以テ工藝勸奨ノ資トス其間化學ト機械學トニ兩屬スルモノ陶磁玻璃及樹膠抹漆ノ製作ノ如キハ其化學ヨリ機械學ニ關涉スル分ヲモ詳明ス

- | | |
|------|--------------------------------------|
| 第一 區 | 五金其他金屬土石ヨリ得ル工藝ノ原品及ヒ精煉製造ニ屬スル用具雛形類 |
| 第二 區 | 植物、動物ヨリ得ル工藝ノ原品及ヒ製造ニ屬セル用具機械類 |
| 第三 區 | 鑛物燃質礦物土石等ヨリ得ル化學上ノ諸品及ヒ精煉ニ屬スル用具機械類 |
| 第四 區 | 植物動物ヨリ得ル化學上ノ諸品一切ノ薬料及ヒ精煉ニ屬スル用具機械類 |
| 第五 區 | 土器陶磁器土石器七寶器及ヒ原土原石銹釉物料用具機械類 |
| 第六 區 | 玻璃及原質用料用具鎔爐ノ雛形類 |
| 第七 區 | 玉石貴金屬、珊瑚、眞珠、骨格等ノ嵌入器及ヒ粧飾用ノ細少品等 |
| 第八 區 | 五金其他金屬ノ槌器鑄器彫刻器嵌鍍器等調度ノ雜品及ヒ製造ニ屬スル用料機械類 |
| 第九 區 | 竹木ノ指物 編製寄木ノ品類 |
| 第十 區 | 抹漆器護膜及ヒ蠟製品並ニ之ヲ製スル原質ノ見本類 |

近代博物館變遷史にみる教育的役割

- | | | | |
|--------|---|--------|----------------------------------|
| 第十一區 | 紙及紙木、紙製ノ諸品 各種製造ノ機械類 | 第三區 | 及ヒ其圖書類
詩歌及連歌俳諧ノ眞蹟類集詩話等 |
| 第十二區 | 綿類、麻、苧、亜麻類ノ製品及ヒ石綿糸火浣布等 | 第四區 | 書畫眞蹟、法帖、書畫譜、書畫論書並模寫本、器具等 |
| 第十三區 | 蠶其他ノ繭ヨリ得ル織物編裁刺繡ノ諸品及ヒ用料機械類 | 第五區 | 各種寫眞及ヒ器具類 |
| 第十四區 | 鳥獸毛ヨリ得ル織物編裁ノ諸品及ヒ毛裘ニ用ル獸皮粧飾用羽毛其他ノ品類 | 第六區 | 蒔繪、其他諸種ノ畫類 |
| 第十五區 | 金屬及ヒ植物動物ヨリ得ル日用ノ雜品 | 第七區 | 金屬寶王及ヒ竹木象眼ノ品類 |
| 第十六區 | 一切ノ利器及ヒ醫家ノ諸器具 | 第八區 | 陶磁器、硝子、七寶類ノ畫 |
| 第十七區 | 剪綵花及ヒ玩弄物等 | 第九區 | 金屬、陶磁、硝子等ノ肖像 |
| 第十八區 | 建築用ノ木石鐵具、及室内裝飾用銅鐵木材ノ製品並ニ帷幔壁紙ノ品類 | 第十區 | 金屬、寶王、牙角、爪甲、木石ノ彫刻類並ニ信印等 |
| 第十九區 | 家屋及ヒ水理堤防道路建築ノ雛形圖說類及ヒ之レニ關スル一切ノ器具 | 第十一區 | 各種銅鉛、石木版並ニ活字等 |
| 第二十區 | 汽車、馬車及ヒ雜車汽船帆船輕氣球ノ雛形、消火ノ機械類 | 第十二區 | 各種織物、繡物類 |
| 第二十一區 | 諸工機械其他百般ノ機械雛形圖說等 | 第十三區 | 紋紙、壁紙、擬革紙類及ヒ染革等 |
| 第二十二區 | 電信機械測量學、數學、理學、其他諸學科ノ機械圖說等 | 第十四區 | 良物ノ刀、槍類 |
| 第二十三區 | 工藝ノ雜品 | 第十五區 | 藝術雜品 |
| 第二十四區 | 各會社等ノ寄贈品ニテ併テ採集ノ功勞ヲ示シ區分ス可カラザル物品類 | 第十六區 | 藝術上ノ考案作書類 |
| 第四 藝術部 | 此部ハ吟詠書畫學ヲ初メトシテ音樂彫刻其他以匠ニ成ル内外諸藝術ヲ研究シ我諸藝術ノ進歩ニ裨益スルモノヲ採取シ其諸藝術ノ沿革ヲ詳ニスルヲ旨トス仍テ此區ノ物品ハ殊ニ形狀彩色模様等ノ優等物品ヲ網羅シ彼我ノ妙技ヲホシベシ尤樂器書畫吟詠等ノ他ノ區ニ關涉セサルモノハ一切此區中ニ陳列スルモノトス | 第五 史傳部 | 此部ハ歷世制度ノ沿革法教文物圖衰風俗ノ變更等ヲ徵スベキ諸品ヲ收ム |
| 第一區 | 古今樂器舞衣 樂譜類 | 第一區 | 中外ノ古今ノ典籍及地圖ノ類 |
| 第二區 | 圍碁將棋、活花器、茶器、香 | 第二區 | 畫圖及ヒ器物建築圖ノ類 |
| | | 第三區 | 歷代ノ沿革ヲ徵スベキ金石陶器ノ類 |
| | | 第四區 | 古墳其他各地ヨリ掘出セル埋藏物或ハ故人ノ遺物ノ數箇牽連セル者ノ類 |
| | | 第五區 | 法教ニ關スル物品類 |
| | | 第六區 | 祭器、禮式具、佛具、貨幣、家什、遊戲具、雜具及農匠具ノ類 |
| | | 第七區 | 服飾及布帛皮革ノ類 |
| | | 第八區 | 軍器ノ類 但明治己前ニ係者ヲ收ム |
| | | 第九區 | 宮室橋梁轆車船舶及ヒ其雛形等ノ類 |
| | | 第十區 | 各地方ノ風俗ヲ見ルベキ物品ノ類 |

第六 軍事部 現今陸海軍ノ諸物品ヲ陳列ス、但明治區己前ニ係ルモノハ史傳部第八區ニ收ム

第一 區 陸軍兵器、築城、防禦ノ具及ヒ其雛形或ハ病兵ヲ看待スルコトニ係ル物品ノ類

第二 區 海軍兵器、軍艦ノ具及ヒ其雛形或ハ兵器製造所ノ雛形繪圖等ノ類

第七 教育部 此部ハ一般人民ヲ教育スル所ノ學校及ヒ藝術學校ニ於テ教授ニ用キル諸物品ヲ陳列ス又學校教室ノ景況或ハ生徒ノ健康ヲ保護スル機械等モ亦此ニ收ム

第一 區 童兒園ニ於テ教授ニ供スル物品ノ類

第二 區 小學校ニ於テ教授ニ供スル物品ノ類

第三 區 中學校ニ於テ教授ニ供スル物品ノ類

第四 區 大學校ニ於テ教授ニ供スル物品ノ類

第五 區 工藝技術學校ニ於テ教授ニ供スル物品ノ類

第六 區 織工鑄工等ノ如キ各種工藝ノ學校ニ於テ教授ニ供スル物品ノ類

第七 區 女子工藝學校ニ於テ教授ニ供スル物品ノ類

更に明治15年3月に改正して、園芸部を第1区より第5区、図書部を第1区より第6区の2部門を加えて、9区 114区の細目に分類された。この様な細目の中で天産部・農業産林部・工藝器械部が最も多く、これに比べると史伝部・教育部・法教部・陸海路部・芸術部の内容は多くないことをみると当時の博物館事業が、殖産興業・発明器械等に充実をはかり、一般の知識啓発を行なう目的をもった、所謂勸業博覧会との結びつきが強く考えられる。

一方先からの大博物館新築の事業にあたっては、10ヶ月程度で完成する工事が難行し、明治14年春、第2回内国勸業博覧会の会場を上野公園にて開催することから再建中の博物館を勸業博覧会の美術館の会場にあてることとなり、漸く明治14年1月完成し、同年3月1日博物館及び勸業博覧会が開催された。

同年4月7日新たに農商務省が設置され、その中に内務省の博物館は移管され、農商務省博物館となった。資料も新築博物館に移され、山下町の資料も8月頃から移転した。この博物館は、構内面積32,053坪餘、本館は煉瓦石造、2階建、室数30室、面積合計1,103坪餘の陳列室と附属館は煉瓦石造、平家建、75坪餘のもので当時としては壮大なる威容をみたものと思われる。また同年11月には、公園内の清水谷に動物園を設置し、博物館に併設する計画もしている。

この当時の博物館資料の内容は、先にあげたものをさらに明治15年の改正を中心として著しく変化させた。農商務省博物館は、僅か5年にして明治19年3月に宮内省に移管された。明治21年博物館は一時図書寮附属になっていたが、翌22年5月16日図書寮附属を廃して東京に帝国博物館、他に帝国京都博物館・帝国奈良博物館の3館を設置することになった。本来帝国博物館の目的は、従来のものであり、またその所管からみても政府官庁から宮内省へ移ったことにより、政府事業とは全く別に考えられ推進されたのである。資料内容からみても、従来の殖産興業に関する部門は廃止され、歴史・美術・美術工藝及び工藝の4部を基本として、美術の涵養、工藝に関する応用、技芸の進歩發達の資とすることを目的としている。これは先述の自然科学系博物館の分離独立からこの様な結果を生み出したものと考え、人文科学における資料は農商務省たる政府の産業諸機関と異なる点より必然的に生じたことであり、古社寺に多く散在する古文化財は、その保護と伝統芸術文化に

関する直接関係機関たる宮内省に移管されるのは当然のことであろう。

その内容は、古典籍・考古・風俗・絵画・彫刻・建築・陶磁・金工・漆器・織物・印刷・機械を包括したもので、我が国に古来より伝承する古器宝物と称されるもので、明治10年前後の博物館資料の拡張を大規模に縮小して、その内の史伝部（歴史）、芸術部（美術及び美術工芸）及び工芸部（工芸）の3部門が帝国博物館の中心をなす資料であるが、東京の帝国博物館は、従来からの博物館を引きつづけていることから、工芸部（器械）及び天産部はそのまゝ置いてあり、この天産部は元の天産、農業山林、園芸の3部を縮小したものであり、そのうちの生活植物類は第3回内閣観業博覧会の時に文部省に引渡した。さらに図書部は、内務省時代に図書局よりの借用本であったことから、内閣文庫に返還した。尚これに附属していた動物園については、文部省博物館との間に移管問題もあったが結局具体化されずに縮小して継続した。この様な博物館の問題は、今日からみて教育部門を担当する文部省から離れて、宮内省に所管されたことであり、さらに京都・奈良という古都の、然も古文化財の最も多く散在する地域に、博物館を創設したことである。この時点では人文系博物館の教育性がある面がかげながら、文化財の保存業務を主とする博物館に変化したとみると問題である。丁度時あたかも古社寺経営事情の問題から、古文化財海外流出がおびただしく、特に排仏毀釈思想から、明治20年前後において九鬼隆一らをはじめ古文化財調査が盛んとなり、保護運動の急務をつけた^{註5)}

この様な点から明治30年に古社寺保存法が公布制定されるまで人文系博物館の確立と保護の対策がとられたことを物語っている。しかし博物館においてかゝる伝統的文化の教育性は、皇室博物館略史に「歴史部に在っては本邦の文化進歩を代表し、各時代の社会の現

象を詳にし、生活の沿革を湊合的に示現するを目的とし兼ねて本邦に影響を及ぼした朝鮮支那等にも及び、物品を蒐集し、漸次萬國に及ぶこと。美術部、美術工芸部に於ても亦、本邦美術品及び、これに関する支那朝鮮の美術工芸品を蒐集し、漸次東洋より西洋に及ぶこと。現在、博物館に所蔵している西洋美術品には劣等のものであるので此等を鑑別して処分し、優秀品を選出し、一般工芸の模範若しくは参考になる新古美術品並に図絵等を保管、陳列することを以て方針とすること、した¹⁾とある。資料の内容は、東西における諸外国のものにまで関連して巾の広いものを対象としているが、殊に朝鮮は歴史的にみても日本との関連の深いことから集収の対象としているのは興味深い。また我が国の歴史資料に関しては、本邦の文化進歩を代表し、各時代の社会の現象を詳にし、生活の沿革を湊合的に示現することを目的としている点については、当時として極めて積極的な博物館活動の指向を思わせるものと考えられるが、明治20年前後における歴史教育が、学校教育での取り扱い方に相当の問題がみえ、現代社会にみる歴史教育との相違性は、社会教育という言葉すら使用出来ない、所謂通俗教育的観念がよく時勢を物語っている。しかも博物館に教育部門を置いて、視覚教材の資として多少でも教育に考慮をはらっている点は、博物館と学校教育との関連性を無視しているではなかった。だが博物館資料の選択については、かゝる西欧における資料のみならず、広く文化財として、また骨董的価値評価によって取捨選択されたむきは、当時の博物館意識が日本歴史における日本人の生活の沿革を湊合的に示現する点と、何等かの矛盾感を覚える。であるならば、人類の生活の足跡を現わす資料すべてが、その博物館の資料の対象でなければならず、文化遺産の言葉の解釈に問題があり、結局は重要文化財的資料の保護活動に、明治初期に生まれた博物館の画期的な

教育性はうばわれてしまったと考えられる。

さて明治33年6月26日には、従来帝国博物館の名称を改めて皇室博物館になるが、これで宮内省所管博物館を簡明にし、ますます歴史・美術・美術工芸の三部を強化することになり、所謂歴史的博物館ではあるが、古美術博物館の色彩をさらにぬりなおした観がある。そして工芸部及び天産部の中の農業・山林・漁業に関する資料の大部分は、農商務省及び東京帝国大学等へ引継ぎ整備された。さらに博物館資料の鑑査会議が毎週一回開催され、資料の鑑査に重きをおき、帝国博物館時代からの研究事業として、臨時全国宝物取調事務及び帝国美術史編纂の二つの引きつぎをしている。宮内省では先に明治21年より臨時全国宝物取調局を置いて各地の古社寺の調査を実施されていたこと、明治30年古社寺保存法制定に伴って、宝物取調局を廃して事務を博物館に引継いだのであり、さらに宝物調査部を設置して、様々な宝物保存の職務をとり、明治32年まで活動した。これらを見ると古文書・絵画・彫刻・美術工芸・書蹟等に及び、歴史上の徴據及び美術・美術工芸・建築上の模範となるものをその対象としている。

また美術史編纂にあたっては、明治33年巴里万国大博覧会に出品する目的で行なわれたもので、博物館が丁度古美術品を管理し、また全国古社寺に所蔵する宝物を寄託されたり調査を行なっていたことから、我が国の美術知識の普及を目的として、博物館事業の一つとなったものと考えられる。こうしてみると現在考える歴史博物館というより、美術史博物館と観た方が妥当であろう。

特別展は、明治33年仏国巴里万国博覧会に出品したものを、翌年4月15日から5月5日まで、第一回特別展と称して開催、続いて同年5月21日より6月10日までを第二回として開催、これが特別企画にもとづく展覧会と考えられる。以後年々開催される運びとなった。内容は足利時代以前古画、圓山四條派絵画並

に内外陶磁器・武器、内外古銅器及狩野派・光琳派古画、嘉永以前西洋輸入品及参考品、雪舟派雲谷派絵画、維新以前製作漆器類等の如く、骨董的美術品を対象とする点と西洋輸入品の如く珍しいものなど、博物館としての教育的意義の範囲が、その対象とする限られた市民にある様である。

列品の貸出しについても、「諸学校、学会又は公共団体その他に於て授業上、研究上或は展覧会等の目的を以て公衆の利便を計らんとする催のある場合はその参考資料として」貸出すことになっているが、明治30～40年の間に実際利用された例をみると、東京美術学校、日本美術協会、日本美術院、東京及び京都美術協会、東京彫工会、日本漆工会、日本金工会等美術的関係機関に割合多く利用され、他に東京帝国大学、県の聯合共進会、大日本窯業協会、本宮御所造管局、好古会、海外博覧会等その他各所にみられるが、学校関係では美術工芸に関係する美術学校及び富山県立工芸学校に東京帝国大学がある。また博覧会の気運が関係して三井呉服店、三越呉服店等へ貸出す場合もあり、歴史民俗展覧会等の催物に考慮がはられた。この様な館外貸出活動形態は、博物館事業として博物館活動の体裁をと、のえ今日に継続されているが、反対に今日からみるとこの様な博物館活動の体裁が、国立博物館より実施されて連綿として継続して来たことにより、一つの博物館活動のモデルタイプとして広く認識されてしまったのであり、歴史博物館のなすべき活動は、中央博物館のみならず、地方博物館にも保守的機構として固守されてしまった。

対外的な面については、外国博物館との交流は多少行なわれている。例えば明治34年英国ブリティッシュ・ミュージアム人類学部からの依頼で、日本の男女風俗写真や北海道蝦夷、台湾種族等の風俗に関する資料を収集してほしいというように、その他各国から古銭や陶磁器または日本の古文化財の模造品等を交換

依頼されたりしているが、これらは何れも我が国からの積極的な資料収集から生じた行為ではなく、西欧における学問の進歩と東洋に対する感心から、我が国にあっては極めて受動的なものであったと考えられる。

現在の東京国立博物館内に表慶館があるがこの建設は、明治33年皇太子殿下（大正天皇）の御成婚の大典を祝して、東京府知事、東京市長らの主唱により、以下府県に号令して東宮御慶事奉祝会を結成し、その記念事業として明治41年9月29日竣工し、献納美術館として新設されたものである。この様にして我が国の美術館・博物館というものは、何らかの記念事業を契機として設立されている例が多く、社寺宝物館等には特に多くかゝる歴史的なものがみられる。これらの日本人の博物館建設意欲は、帝室博物館の歴史的展開より、保存思想の強化の影響から博物館の性格をとらえているため、博物館・美術館は歴史的記念物的塔と考えられ、今なお明治百年記念事業として各地にかゝる施設が設立されているのである。これも博物館施設が研究・教育の施設としての発展を阻止する思想の一つとして考えられる。

以後帝国博物館は、これも記念事業として皇太子殿下（今上天皇）御慶事にともない大正13年1月、上野公園・動物園を合せて東京市へ下賜し、京都博物館は京都市へ下賜し、大正13年8月5日天産課は廃止され、後に文部省に譲渡された。その資料は学習院・東京帝大理学部にて教材資料として動物・鉱物・植物を移し、これをもって名実共に東京帝国博物館は歴史的美術の博物館となったのである。だが時悪しくも大正12年関東大震災により多大の損害を蒙ったが、その後またも昭和3年今上天皇御即位大典奉祝記念として東京帝室博物館の復興が企てられ、宮内省及び翼賛会にて達成された。そうゆう中では博物館活動は常設展示、特別展示、資料貸出し、収蔵資料目録、絵葉書及び学術研究報告書等を出

版、学術講演等を主とした事業として運営され、太平洋戦争終戦後東京、京都、奈良を共に各々国立博物館として再発足し、現在に至るのである。

ハ) 博物館発達史にみる博物館の教育性

明治4年12月大政官正院に博覧会事務局を設けて、ウインにおける第6回万国博覧会参加への準備に着手し、明治5年3月10日から4月晦日の間、伊藤主介、田中芳男、町田久成らによって湯島大成殿に博覧会を開催したが極めて盛況に終わった。佐野常民はウイン万国博覧会への副総裁として、我が国における国立博物館創設の目的^{註6)}をもって出張し、滞欧中御備教師ワグナー博士(Dr. Wagner)に調査を命じ、次の如く報告を政府へ提出している。

「人民ノ教育往時ハ甚タ軽忽遺棄シ曾テ之ヲ務メサリシカ今日ニ到テハ各国政府及ヒ愛国ノ情熾ナル平民若シクハ会社等専ラ相追馳スル綱領目的ノ一ニシテ何処ヲ論セズミナ之カ為ニ時日ト金錢トヲ供給ス夫レ諸学校ニ於テ教授スル処ハ固ヨリ諸教育ノ根源ナリ然レトモ一種ノ学校アリテ講理実学ノ両性ヲ兼有シ学校ニ於テハ教授シ克ハサル者アリ何トナレハ此派ノ学タル多少ノ年齢ト若干ノ経験トヲ要ス其件ハ学生ノ企及スベカラサル所ニシテ又一種特派ノ教授ナレバナリ且学校ニ於テハ此教育ヲ完全スル為メ要用ノ物料ヲ有セサレバナリ而シテ只一殊別ノ建館ヲ期ス所謂博物館ナル者はナリ抑其博物館ハ多少盛大ニ人間工業諸科ノ産出物ヲ備置シ単ニ知識ヲ博ムルノ便宜ヲ与フルノミナラス又知学上一般教育ノ為メ饒多ノ物料ヲ供セリ元来此館ハ惟無学輩ノ為メノミニ非ス有識博学ノ人、教師、士官、経世家ノ為メ斟酌揣量セル者ニシテ之ヲ略言スレバ諸人ミナ緊要有益ノ報知ヲ受クルヲ得ベシ此ノ如ク其列品ノ大ニ利用サル、ヲ熟知証明セント欲セバ僅ニ欧州諸博

博物館観客表ヲ一見シテ足ル可シ姑ク1870年後倫敦「ソウスケンシントン」博物館ヲ以テ之ヲ言シニ其來觀人ノ数年々100万ニ上レリ即チ毎日平均3000人以上トス

若シ某人アリテ博物館ノ始キ地ニ至レバ必ズ新ニ知識ヲ得ベシト雖トモ独リ単ニ此一ノ事ノミノ利益ニ止ラズ又タ勤學ノ望ヲ奨励シ意匠ヲ開キ競進出群ノ心ヲ振起シ或ハ内外ニ於テ結ビタル成果ヲ比較スルヲ許シ而シテ又タ諸民ヲシテ更ニ善ク自國ヲ知ラシメ又タ自國ヲ誇リ或ハ自國ノ民儘ク外人ト同ク文學藝術ミナ高位ニ居ルヲ見ント熱心セシメ以テ愛國ノ感ヲ生セシムベシ此ノ外貿易ノ事ニ於ケルモ亦甚ダ要ナルベシ例令日本産出物元品其他ノ列品ヲ外國人ニ觀セシメ以テ輸出ヲ増スアルベキカ如シ加之又タ日本製産家及ヒ商人ヲシテ何ヲ以テ外國ヨリ大ニ輸出スル物品モ日本ニ於テハ輸出シクハサルヤ或ハ何ヲ以テ今日未タ輸出スルヲ得ザルヤ且ツ縱令今日然ラザルモ相当ノ力ヲ尽ストキハ必ス輸出スルヲ得ベキノ理ヲ曉解セシムベシ○且密ニ博物館ノ諸部ヲ熟問顧慮スルトキハ更ニ其理ヲ明解スルヲ得ベシ

東京ニ於テ博物館ノ設立ハ只創始ノ事業ナリト認メ又タ博覽會事務局ノ所有物即チ更ニ大ニ物品ヲ蒐集スルノ礎トナルベキ物品ヲモ顧ミ以テ之ヲ考ウルニ今日其起手ノ際ニ在テハ頃ラク諸物品ヲ挙テ之ヲ一館ニ湊聚スベシ是故ニ此普通大博物館ハ若シ其列品甚ダ多キニ過ルトキハ容易ニ別殊ノ博物館ニ轉移スルヲ得ベカラシムルカ為ノ其部域ヲ分割スベシ乃チ次ノ如シ

- 第一 農業及ヒ山林業ノ部
- 第二 百工・工芸學・器械學・土木等ニ使用スベキ九品ノ部
- 第三 芸術及ヒ百工ニ関スル芸術ノ部
- 第四 人民教育ニ使用スル物料ノ部
- 第五 万有ノ部
- 第六 歴史伝及ヒ人類學ノ部

凡テ此分類ノ各殊ノ定根ヨリ及ビ其所有ノ定限ヨリ及ビ其所有ノ物品ニ至ルマデ更ニ下篇ニ詳説シ併セテ博物館ノ整頓管理ノ事ニ論及スベシ(中略)

東京1875年3月22日

ワグネル
浅見忠雅訳

(ドクトル・ワグネル氏東京博物館創立ノ報告)

これによれば教育の資として博物館の必要性を解き、更に産業発展、貿易振興策としても考慮され、殊に農業及び山林業部門を博物館の中心として考えられている。

やがて中央の国立博物館を創立し、他方前後して北海道札幌博物館を初めとして函館博物館・府立大阪博物場その他京都・名古屋等に地方博物館が設立された。宮内庁所管時代には京都・奈良に帝国博物館として国立のものが出来、特に明治維新を機に古美術の海外への流出及び欧化政策に伴う日本古来の伝統的文化遺産の無知なる取り扱い、或いは排仏毀釈思想等の影響により、古文化財の再認識が一部の知識人により叫ばれ、その結果古器物保存法が成立し、文化財の保護運動が起り、国宝及び天然記念物の規定をみるに至った。^{註7)}

従って諸産業の発展と教育文化の進展を促すものとして博物館設立は、諸分科に分かれた総合的なものであったが、漸次それが分化して、先述の明治8年文部省所管となった大成殿博物館は、東京博物館(お茶の水博物館)として改称し一般に展覧し、同年10月1日教育博物館として、上野公園車坂に新築開館した。この使命は、後に当館の主事になられた棚橋源太郎先生も述べられている如く「社会教育並に学校教育の進歩発達に資することを目的としたもので、當時に於ける本邦最新式の博物館として、頗る活発な積極的経営振りを示していた^{註8)}」とあり、理科学における教材の指導及び同館所蔵の資料・図書等を公立

学校への貸出、或は学術講義を開講した。または同館で理化学簡易実験器械や生物学標本を製作し、全国の学校に配布し、希望者に対してその製作法を講習したが、その結果さうゆう教育資料の製造業者が出来た程であると棚橋先生は記している。こゝで博物館に「教育」という二字を加えたのは、当時欧米諸国において博物館は広く一般大衆に対する教育的役割をその目的としていた思潮が我が国に取り入れられたことを物語っているのであり、特に米国国立博物館スミソニアン館のブラオン・グード博士の考え方は大きく、欧米博物館界の新傾向として発展した。しかしこれが我が国に取り入れられたのは、人文科学における博物館でなく自然科学系の博物館であるといえる。それは東京教育博物館が学術講義を開講し、東京大学及び高等師範学校の自然科学専門の教授を中心として理科教育に重点をおきすべての自然科学の資料を対象としていたことから判断される。要するに科学博物館の機能をもった活動の出発でもあり、博物館としての地歩を固めた。

この様な教育的意義をもつ博物館が明治10年を機に設立されたが、前述の文化財保護運動の高揚と共に美術振興の策が岡倉天心を初め幾多の人材により推進され、東京美術学校創立の急務に直面して、さらに文部行政官のかゝる博物館に対する認識不足も荷担して、教育博物館の建物は貧困な財政面から美術学校に充てられ、廃館同様の措置をとられたのであった。時は明治22年、収集品の大部分は隣接の帝国博物館へ移され、極めて少数の学校用具を、お茶の水聖堂構内の木造平家建約百坪程の建物に移して、その名残りをみるに至った。その所管も高等師範学校の附属となって運営された。以後大正3年6月同校から文部省に移され、大正10年6月には再び自然科学及びその応用に関する博物館として、文部大臣直轄下に東京博物館が復興した。従って約30年のこの間、科学博物館としての中央

機関は空白状態にあって、折角の趣旨も遅滞し、我が国の教育的博物館の発達に支障をもたらしたのである。

だが今日、それが国立科学博物館として現存し、特に館内の展示形態からみて、東京国立博物館のそれに比べ、資料内容を異にする点を考慮に入れても、極めて展示理念がかけ離れている感をもつものである。それは保存思想から生まれた博物館と、教育理念から発達した博物館の相違として考えることが出来る。

この産業面における教育理念から発達した博物館の地方への影響は、田中芳男らの感化が大きく、明治24年設立された伊勢神宮農業館等にその形跡を残している。

こうしてみると本来博物館は、初期においては総合的な教育機関として考えられたが、直接生産に結合する自然科学面には、さうゆう教育理念が挫折の中にも継承されているし、人文系博物館はその性格を極めて異にするものとする。

III. 社会教育史からみた博物館の位置

社会教育とは、学校教育以外の教育活動として考えられているが、日本では成人教育と青年教育としてそれをあて、いる。外国にみられる成人教育(adult education)というものは、イギリス・アメリカでは学校教育以外の教育活動をさしているが、ドイツ・フランスでは、所謂民衆教育(Volksbildung, éducation publique) といふとらえ方をしている。だが日本では、英語でsocial educationという文字を第二次世界大戦後使用され、一般に社会教育といっている。その対象は成人及び青年であるが、social education は社会的教育又は社会科教育という内容を持ち、実際は教育の社会性を強く意味するものとする。この点日本における社会教育はadult educationの中に諸科学のsocial educationをもちこみ込んだものとして現在では考えられているのではなかろうかと思う。

近代日本には、かゝる用語がみられるのは

明治10年代頃から「社会教育」という言葉が用いられるようになった。^{註9)}

それに伴って博物館は、中央には先述の如き教育博物館としての知識の啓蒙から殖産興業政策へ、明治政府の政策が整い、地方にも物産展形式の博覧会を契機として数多くの博物館が誕生している。だが教育行政面からみると、博物館教育は目的からみて社会教育の範疇に属しながら、社会教育面が叫ばれているにもかかわらず、博物館教育と社会教育が統一的体形化が出来なかった。それは明治政府の政策が社会教育より学校教育に重点を置き、明治19年には文部省官制に「通俗教育」という言葉が「社会教育」に変わってみられ、翌年にかけて広く使用される様になったが、明治43年大逆事件を契機に「社会」という用語が忌避されると共に官庁用語として「通俗教育」という呼称に変わってしまった。その通俗教育は、明治初期の博物館及び書籍館（図書館）の様な形式で発足し、明治20年前後になると学校教育の体制をととのえるため、就学奨励を目的として講話や幻灯映写等の集会を各地で催し、学校及び地方教育会等の一丸となった所謂通俗教育であった。その中には、人民教育を主要なものとして、普通教育及び一般科学知識の普及向上をはかった点も認められる。博物館は、Object Lessonなる実物観察教育法がアメリカより導入され、特に自然科学博物館に殖産興業と相俟って進展する。人文系博物館は、ドイツより郷土教育思想が導入され郷土史編集は次第に高揚するが、博物館教育に発展せず、歴史、美術資料は骨董的性格を含んだ保存思想に転化してしまったことは遺憾である。この様な教育法あるいは思想が導入されても、啓蒙主義的思潮として、博物館の中に育たなかったと考えられる。かゝる面において社会教育は、日清戦争前後から明治30年代にかけて、例えば教育勅語の発布に伴ないその精神の国民への普及や日本産業資本の確立と労働者階級の急速な

形成により、国政上社会教育強化は後退するものであり、国策により社会教育は挫折^{註10)}したと考えられる。明治20年代から大正にかけて先述の如く科学博物館（教育博物館）の衰退の中でこの様な社会思潮により、人文系博物館は単なる保存思想のみ残る保存館の性格を維持し、明治初期の理想的博物館設立の機運は凍結してしまった。そういう中でも大博物館を設立しようという意欲は、欧化政策のもとに西欧先進諸国に対する体裁上必要であり、建造物としての施設中心博物館とみなしてよいと考える。そしてかゝる思潮は農商務省博物館時代から宮内庁に主管された明治19年帝国博物館の時点に確立され、博物館においては施設中心的通俗教育が、今日なお多少尾をひいている。

大正初年の第一次世界大戦の前後からおしよせる教育・文化・産業の新しい思潮に対する国策上の不安から、軍部の対策が強化され大正4年・7年・9年の三回にわたり青年団に対する内務・文部両大臣の訓令が出されている。これによって青年団を教化団体として全国的に再編成し、大正15年には軍事教育の全国的な組織として、青年訓練所設置がみられる。こういう体制の中で、一般国民の自主的な学習と思考は、社会教育理念からみて極めて消極的なものとなり、所謂国家主義的・軍国主義的な説示及び訓練を内容とするものである。本来博物館はもとより図書館等は、大衆の自主的な学習のための施設でなければならないが、そういう成長をみることなく、大正末年以来文部省主催の「成人教育講座」の実施は、形式的なもの、様にみられるのは残念である。だが大正8年に文部省普通学務局第四課に博物館が分掌され、大正13年には社会教育課が設置され、さらに昭和4年には文部省に社会教育局が設けられたが、これは明治の通俗教育からみれば躍進的なものであるといえよう。だがそれが文部省主催の教化総動員につながることは、ある一面に

おいての教化運動であり、社会教育の現在の理念の中での教化運動はみられず、博物館は勿論のこと、各地に保存思想から設立される博物館・美術館しか出現し得なかった。

さらに教化運動の中でも特記すべきは、昭和5年の文部大臣訓令による「家庭教育振興の件」が発せられたことで、婦人団体（母の会・主婦会・婦人会・母姉会・同窓会等）を市町村さらに部落単位による連合体の編成を奨励し、昭和7年には同じく「児童生徒に対する校外生活指導に関する件」を発せられ、学校単位の少年団がつくられ、或いは昭和10年に青年学校が従来の実業補習学校と青年訓練所を総合して開設されたが、これらをも時あたかもアジア状況の緊縛化から国民精神の統一をはかる目的と大政翼賛運動への展開をみる事が出来る。こうゆう中で自主的な青年運動・生活改善・労働者教育等の動きがみられるが十分とはいえず、さらに博物館活動としてみるならば、渋沢敬三氏を中心とするアチックミュージアムの芽ばえである。これが後に出来る日本常民文化研究所の実績として残され、民俗学にみる柳田学・折口学の無形民俗学に対して、民具を対象とした有形民俗学の出現である。これがもとに日本青年会の動きは、全国の青年会組織に号令して民具を全国的に収集したが、文化財の保存思想に相俟って、その教化には意義あり、今日貴重な資料となっている。その資料は本来博物館の活動分野からも重要なものであるが、青年会組織の中に生活の近代化が進展すると同時に在来の民具の不必要化と新生活用具の出現利用から、在来民具の煙滅とその民具が人間の生活の知恵を物語るいわば人類史につながる貴重な人類の足跡であることを教育するにたりなかった。従ってこゝにも歴史博物館が保存思想の領域を脱皮し得なかった悪影響を物語っている。この頃はそうゆう時点で鎌倉国宝館をはじめ、各地に宝物館的なものや博物館・美術館が割合多く設立されるが、

一部の知識階級の要求にもとづくもので、市民の要求から生まれたものでなく、博物館施設の社会教育的教化の目的は果せなかった。第二次世界大戦前後になるに及んで戦時態勢に伴ない軍部のファシズムが強まり、社会教育は姿を消すこととなった。

第二次世界大戦後は、占領下において昭和21年3月のアメリカ教育使節団の「報告書」発表以来、社会教育は復興期を迎える。それによると次の如くである。

1. 文部省の成人教育機構を確立すること。
2. 大学以下の諸学校に成人教育機能を発展させること。
3. 公立図書館制度を備へ、教育映画をこれに結合すること。
4. 科学、産業、歴史、美術の公立博物館を整備すること。
5. 講演会、フォーラム・討議等の民主的な方法を一般大衆や各種団体に学ばせること。

以上五項の勧告を示し、この趣旨はCIE（民間情報教育局）に受け入れられ、占領下にある日本は、かくの如くして教育管理方策に取り入れられたのであるが、かゝる勧告は日本の現状としては極めて理想像に過ぎなかった。現実からみると日本の従来過去にみられなかった西欧諸国の急進的な情勢を、教育文化・産業の各分野の方策として受入れても風土になじみのないものは種々な面に矛盾が生じるものである。結局教育面において、成人教育の確立をみても、第2の諸学校に成人教育機能をもたらす点については、現在のPTA組織の成人講座も一部の市民の間に限られ、今日形式化するに至っている。第3の図書館の普及は、博物館のそれに比べれば成功したとも考えられる。だがそれに教育映画の普及や第5の講演会・討議など民主的な方法を一般大衆や各種団体に学ばせることを指摘しているが、徹底した大衆意欲の中に滲透し得たかは充分でない。これらの結果は、博物

館の中にも考えられる。戦後の博物館設立は公私立において極めて多くみられるが、その内容は郷土館・科学館（特に理工学館）・美術館・特殊専門学科博物館の発展がめざましく、さらに総合的文化館の設立が目につくことである。昭和26年には博物館法の制定と共に感心が高揚したものの、社会教育機関としての博物館でなければならぬものであるが、結果的には、文化国家・民主国家としてのシンボライズされたもので、積極的な博物館活動のためのものとはい、難いものが大部分をしめている。法定による施設としての博物館は学術研究・教育活動の進展ぶりをみても判るが、学芸員の配置すら十分ではない現状である今日、博物館の教化活動の認識がなすすぎる点が指摘される。これは社会教育面にて特に博物館施設は、財政的制約により、学校教育を第一とし、公民館教育、図書館教育への順次にしたが、博物館は、大衆の必要領域より食出された性格として考えられる傾向にある。だが戦前の博物館に比べると研究活動、教育活動の面では多少進展をしているが、これは博物館の性格からみて、教育全般にかゝわるものとして、実物資料を対象とした教育では、学校教育、社会教育の両面に関する領域をもつものと考えられるべきである。その反面博物館は今日観光企業面との関連と一部の者に限られた社会教育理念を現実として考えれば、本来社会教育は学校教育と同様な義務教育或いはそれに順ずる性格を持つべきであるが、問題が多々生じる。社会教育行政機構が一応形成された今日、博物館は如何なる方向性を包含すべきか大きな課題が投げられるのである。

IV. 教育に対する今日の博物館の課題

博物館の基準が今だ定まらない現在、博物館の性格を論ずることは出来ないが、博物館法に定義づけられている内容からすると、歴史博物館・科学博物館における公教育理念は

考えられるが、美術館・動物園・水族館・植物園・記念館等に見る性格は、大衆個人の性格により教育性を失なう場合も生じる。それは個人の趣味の領域に、かゝる施設の教育的方向性を、その個人が受動的な立場に立って受け入れなければ、教育の成果は見られない。これは必ずしもそれに限られたものではないが、歴史・科学博物館の場合にも、今日の博物館行政上では愁いを感じし得るものである。倉田氏は、今日の博物館は私教育であり私塾的なものであるといっているが、今日の博物館の教育的性格を確立することであり、レジャーセンター的、観光施設的性格との関連を如何にすべきかが課題の一つともいえる。さらに学校教育と社会教育との関連性の中に博物館を如何なる位置づけするかの問題がある。今日における博物館の位置づけの中から、その教育性を追究することは後に稿をあらためて論じたい。

V. 結語—近代的博物館理念の思想的推移—

我が国の博物館の発展は、長い間の鎖国の桎梏から近代日本の夜明けにかけて、西欧諸国にみる文明復興・産業革命に刺激を受けて、急激な拍車がかげられ、国際的な万国博覧会への参加から始まる。特に町田久成・田中芳男らの博物館意識は、かゝる西欧事情をいち早く受入し、我が国の博物館設立運動を起した点の特記すべきである。その目的は、殖産興業・富国強兵をかゝる明治政府の政策と一致し、内国勸業博覧会が開催され、天産部門を特に重要視し、さらに神仏分離令による結果、排仏毀釈思想に伴って、古社寺資料の保存運動に着眼し、集古館建設の議がはかられ、常設博物館設立へと意識が高揚する。その結果出来た所謂博物館は、自然・人文両系に及ぶ総合的なもので発足するが、明治初期における博物館の位置づけは、政府機関の未分化に伴ない、また産業面の教化に重点を置いていることよりその所管が農商務省にあ

った。本来教育部門は文部省によって総括されるべきものであるが、物質文化を対象とする博物館の開発的教化政策は、当然殖産興業を目的とする農商務省の主務であったと考えられる。だが次第に博物館の教育性が外国の視察研究の結果強く打ち出されるにつれて、明治8年お茶の水大聖殿博物館は文部省所管となり、東京教育博物館の存在をみることが出来る。それに対して歴史教育博物館の出現をみることが出来なかった原因は、歴史教育の目的すら考えることが出来ず、明治20年前後迄の古文化財保護運動の活発化する迄、単なる珍奇なもの、骨董的な資料としての物質的感覚理念しか存在しなかったため、大衆には無感心であり、むしろその必要理念を何かで阻止するものがあったからではなかろうかと考える。従って社会教育の必要性は叫ばれているにもかかわらず、依然として農商務省博物館に存続し、次第に先述の古文化財保護運動の高揚の中で、明治21年宮内省に移管された。所謂帝国博物館であり、その目的は伝統的美術の涵養と工芸に関する応用及び技芸の進歩を旗印としてか、げられた。この時点で、文部省の自然科学系博物館と宮内省の人文系博物館のねらいの相違が生じるのである。この帝国博物館の内容は、史伝部（歴史）・芸術部（美術・美術工芸）・工芸部がその中心で、明治30年の古社寺保存法確立を中格としており、歴史における目的は一応隣接国所謂アジアの関連資料と我が国の文化発展の足跡をしるす歴史資料をもとに、各時代の社会の現象を詳にし、生活の沿革を総合的に示現することにあり、名目的には積極性がうかがえる。だが資料選択は骨董価値評価にて取捨選択がなされ、日本人の生活の沿革を総合的に示現する目的と矛盾するのが理解に苦しい。さらに教育を主眼とする東京博物館も文化財保護と伝統芸術文化の研究と普及という国家的事業の帝国博物に比べ、意欲的な博物館教育活動を目的としているにもかかわらず、その施

設すら失ない東京美術学校と化してしまい、大正10年国立科学博物館が発足する迄大きな断絶をみることが出来る。一方帝国博物館は、明治33年帝室博物館として名実共に宮内省の管理が浮彫にされ、古社寺に関連して、全国宝物取調事業並びに帝国美術史偏集事業を二大事業とし、古文書、絵画、彫刻・美術工芸・書蹟を中心に、歴史上の微據及び美術工芸・建築上の模範となるものをその資料内容とした。その他特別展の開催・資料貸出などの業務を合せて、その内容から、美術的私教育機関が確立され、今日まで博物館・美術館のオーソドックスな構想として認識されてしまった。従って博物館は現代理念の中から社会教育機関であるという思想はもちろん生まれず、純粋な歴史教育博物館の出現をみなかった。それ故に各地に設置されている博物館は、何等かの記念事業として設定されている例が多く、博物館が記念物化してしまった。いわば記念建造物であり、博物館の研究・教育活動の進歩を阻止してしまった。

こゝに現代博物館のあるべき姿を考え、博物館の学術研究と大衆教育の目的を樹立する必要性を感ずるのである。

註1) 田中芳男経歴談「わが国の近代博物館施設発達資料の集成とその研究」明治編1
(社団法人日本博物館協会編所収・昭和38年度刊)

2) (註1)と同じ

3) 拙稿「宝物保存思想の発達と神社博物館への展開」(「博物館研究」V. 41 No. 4・昭和43年)

4) 帝室博物館編「帝室博物館略史」(昭和13年11月)により以下要略し、私見を加える。

5) (註3)に同じ

6) 澳国博覧会出品目的箇条ノ件「同年6月中理事官佐野常民ヨリ澳国博覧会ニ御出品可相ニ付テハ左ノ目的箇条書ヲ正院へ上申セリ。

今度澳国博覧会ニ御国産ノ物品ヲ被差出候ニ付テハ左ノ目的ヲ以テ取調可然哉。

(中略)

近代博物館変遷史にみる教育的役割

第5 目的 各国製造産出ノ有名品及其原価
売価等ヲ探査查明シ又各国ニ於テ欠乏求需スル
ノ物品ヲ検知シ御米貿易ノ裨益トナル様注意可
致事。

右件々ノ内第1条ハ素ヨリ今般ノ主目ニ付広
ク鉱物等ノ天産ヲ採集シ従来有名ノ生糸、漆器、
陶器等モ其製造極テ精良ニシテ且廉価ナルヲ要
シ各図説ヲ添へ出品可致候へ共工術ノ未タ粗拙
ヲ免レサルハ論ヲ不俟殊ニ御国内風俗変遷衣食
住ノ諸要品日月ニ其趣ヲ異ニスルヲ以テ多クハ
輸入ヲ俟タルヲ得ス第二条ヲ厚ク注意シ彼ノ
学芸ヲ採取スルニ必要ノ人員ヲ精選シ又工業各
科ノ学生及諸職工70名程ヲ募選シ之ヲ率キテ此
会ニ赴キ現地ニ就テ各専門ノ業術ヲ実習伝習セ
シメ精良ノ器品巧妙ノ機械等其必用ナルハ之ヲ
購求貿易シ帰朝ノ第三条博物館創建ニ列スヘキ
ハ之ヲ列シ現今数百万ノ士族卒総テ産業ヲ要ス
ルノ際会ニ乗シ各科ノ工業ヲ速ニ御国内ニ伝播
可致ノ方法ヲ設ケ第四条彼ノ日用品ヲ精製シテ
輸出ノ数ヲ増加致シ随テ輸入品ヲ減スル様精々
注意可致事。

今般ノ御用筋ハ御国ノ誉栄ヲ宇内各国ニ揚ク
ルト否ルトニ関係シ又数十万円ノ金額ヲ費用シ
テ後來ノ御国益ヲ期スル重事件ニ候得ハ能前五
ヶ条ノ目的ヲ達スル様左ノ件々緊要ト存候。

(中略)

壬月6月

佐野常民(昨夢録所収)

これによって知れる様に我が国の産業開発
も長い鎖国の間に、すっかり後れをとったこ
とから急務西欧における産業事情を研究し、
国内に取り入れ貿易の発展に期することを目
的としての博物館創設が考えられる。

- 7) (註3)に同じ
- 8) 棚橋源太郎著「博物館・美術館史」(長谷川書房刊・昭和32年)
- 9) 社会教育に関する著書は山名次郎著「社会教育論」(1892年)や佐藤善次郎著「最近社会教育法」(1899年)等がみられる。
- 10) 広瀬鎮氏は「博物館発達史における社会教育の挫折」(「社会教育学会紀要」No.5 昭和44年)の論文の中で博物館における社会教育の特色として第1期(通俗教育期明治4年—大正10年)・第2期(社会教育創始期大正10年—昭和10年)・第3期(社会教育衰微期昭和10年—昭和20年)・第4期(社会教育復興期昭和20年—現在)として近代から現代にかけて、社会教育の中で博物館施設における博物館教育の挫折を論じている。
- 11) 倉田公裕氏は、昭和43年度博物館学研究会において、今日の博物館現状から判断して公教育ではなく、私教育であり、大衆にとっては趣味娯楽にすぎず、一部の者の私塾的存在であることを述べている。

(本学文学部講師)

視聴覚教育と民俗館の展示

富田 竹三郎

1. まえがき
2. 視聴覚教育
3. 民俗館と収藏品

4. 民家と生活
5. 民俗館の展示

1. まえがき

学校教育では教授内容（教材と言ってもよい）を教師が生徒に与えるが、博物館や図書館である社会教育では、生徒自身が教育内容を学習しとらえてくるというように、これはちがうと言われている。しかし実のところ二つは根本的にちがうところはない。学校の教授でも教授内容が教師から直接与えられるわけではない。例えば花について教授するとき、観察している花について生徒は経験し学習し、教師は生徒に観察の要点を指示したり、観察をまとめてくれたりするにすぎないのである。博物館に行って縄文や弥生式の土器を見てそのちがいを知ると大差はない。ただ博物館では見るときの要点を指示してくれ、まとめてくれる人が居ないのが普通で、もしたまたま学芸員の方が居てその指導をしてくれれば、それは学校の教授と同じになるわけである。

しかし二つの場合大きなちがいがある。学校の教授では教授される生徒を教師が十分把握してあますところがない。生徒はクラスに分けて一定で、一般的には生徒の性格、学習能力、興味まで教師にとらえられている。ところが博物館の教育では、入場者（つまり教育される相手）は全くという程とらえられてない。つまり不特定多数を教育の対象にしている。けれども何を入場者に展示するか、何をとらえさせるかの内容は、全く博物館の人の手にまかされていて、その収集・保存・管理は学校の教材のそれなど比較にならない程行きとどいている。

博物館は他の社会教育（連続の講座、臨時の講座、説教、図書館）と同じように、大巾に自由な入場者の学習意欲を予想し、その上に立っているため、その教育は「自由な自己教育」などと言われている。それは教師の指導がつよく表面に出る教授、「学習指導」と対照的になっているのである。

博物館の教育の機能をみてきたわけであるが、そこでの特色は入場者に見せ、経験させるということである。

2. 視聴覚教育

戦後視聴覚教育ということをよく聞くようになった。博物館での教育は、大かたは視覚による教育（聴覚による教育も入るであろう）と言ってもよいであろう。しかしエドガー・戴尔やそれをうけた戦後の日本の人の考えでは、経験教育即ち視聴覚教育という考え方が支配的であった。したがって博物館の実物の展示による社会教育は、視聴覚教育だということ。その上仕事の経験、劇による経験、理科実験、見学旅行、こういう経験で教育することから絵・写真・映画・録音・ラジオ・テレビ、それに図表・言語象徴による教育まですべて視聴覚教育だと戴尔は言うのである。私はこの考えは視聴覚教育をあまり広げすぎた考えだと思ふのである。

私はこう言う考え方にこれまで同調することができないで来た。もっとも強いてこの考え方に反対し阻止する必要も大してない。というのは実物の展示や実物教育をそう言ったとこ

ろで、博物館の教育を変え、新たなものを加える何者も出て来ないであろうから。正確に言えば視聴覚教育（視聴覚方法というのが正しい）には、実物教育、直観教授、経験による教育は入らない、と言うべきである。実物のうつし、経験のうつし、直観のうつし、つまり経験の代理となるもの、即ち代理経験

（Vicarious experience）で教授するのが視聴覚教育なのである。博物館で実物を展示して、見せて教育しているから、視聴覚教育をしていると言うのは、適当な言い方ではない。

実物の展示のできないものについて、または展示について観覧者の思考を促進するため、地図・図表・絵・写真・スライド・映画・テープ・ラジオ・テレビ等（経験のうつし）を使う。このような場合が博物館では多いのである。この領域（うつしの領域）に入るものの利用、これこそ視聴覚方法なのである。この領域についての実際の工夫や研究は、博物館の現場でもっともよく行われているものと思われる。

ただ一つここで付け加えるならば、「うつし」「代理経験」を使つての教育方法——真の意味の視聴覚方法——には、実物による教授にない、その意味では実物の展示以上の教授効果があることを注意しなければならない。このことを付け加える要がある。棚橋源太郎氏がその「博物館教育」の中で言うつぎのことは、正にこの効果を言っているのである。

「陳列品としての絵画・図表の特色は、観覧者の頭脳の経済を図る点にある。即ち簡單を第一義として観衆をして理解を容易ならしめ、かつ主眼点を誇張して示し、その印象を明確ならしめるにある。……それには主として絵画を利用するが、これは絵画は写真と異なり、思うままにある点を強調し得るからである。」という。このことは絵画だけでなく、陳列品ではないであろうが、解説に使うスライド、映画、テレビ等についても言われることであ

る。

絵画・スライド・映画等は実物ではない。二次元のもので、実際の三次元のものからは離れた抽象的なものである。けれども実物の本質、即ち概念をとらえさすには、実物よりも却って適当である。実物には、それがもっている偶有的属性のために阻げられて、観察者が往々本質を見落す危険がある。また本質をとらえるのに、精神的労力を多く要することになりかねない。そこで絵画・スライド等では、本質をとらえる妨げを除き、本質をとらえるのに都合よいよう、絵を構成するのである。絵や映画はうつしであるから、そのことが容易にできるのである。即ち主眼点を誇張して印象を明確にすることが容易にできるのである。小学校で使う掛図や子供の絵本は、そのように主眼点を誇張している。また教授用に作ったモデルもそういう風につくっている。

映画は、時と所がちがっておこる多くの社会現象自然現象をあつめて、あたかも同時同所におこったかのように見せる。あつめて経験させる。そういうこともできる。そしてそこから一つ概念、法則を容易に学習させる。こういう点は実物の展示にない長所であろう。

私の言う狭い（真の意味の）視聴覚方法、即ち「うつし」による教授には、以上のような長所がある。しかしそれだからと言って、博物館の展示に「うつし」の過重視があつてはならないと思う。博物館が収集・収蔵・保存・展示する中心は実物にあることは明白である。視聴覚資料はその補助である。実物の展示の欠を補い、観察と思考を助け、またはそれを解説するものとして、視聴覚資料が役立つのであろう。

3. 民俗館と収蔵品

次に展示のうち、とくに民俗館の展示について考察して見たい。

展示は教育的機能である。したがってどの

ようなものを収集・収蔵するか、何を展示するか、何を日ざしてどういう風に展示するか、こういうことについてそれぞれの民俗館の方針がある。何の根拠ももたないが、民俗館の目的の一つとして次のことが許されるのではないかと、私は思っている。即ち庶民の生活のあいだにつくられた、特色あり価値ある文化財を、収集・収蔵・保存すること。それを展示して、われわれに文化意識を刺戟し、高め、反省させて、健全な文化の維持向上と文化の創造力を養うこと。これを民俗館の目的の一つに立ててよいではないか、と思う。

これが許されるなら、この目的に向って収集された民俗資料を、どう展示するか、が考えられ、工夫されるわけである。

私は昨年春、古い大きな民家をそのまゝ、移築して、民具その他を中に展示している民俗館を見ることができた。そこでは諸道具を、使っていた処にそのまま展示してあった。特別なものはとくに取出して別室にあったが、ここの展示法の特色は前の方にあると思われる。この展示方式は民俗館で採用される普通的方式であろうが、私は他の処でもこの方式を見た。民俗館があちこちで建設されるように聞くが、今後同じ展示法が採用される可能性も多いように思われる。

私にとってこの民俗館は興味があった。この民家の中の生活も推察できるように思われた。初めての人には、ぜひ観賞するようすすめたい、と思う。しかしそれと同時に、私は何か一抹のさびしきと言うか、暗い感情におおわれて帰ったということも否定できなかった。その感じのもとには、展示の問題（展示場と展示方式との）があるのではないかと、館をあとにしなから考えたことであった。

あの民家やあの地方の中で行われた生活に、今のわれわれが入って行けないことは明白である。またそこに展示されている民具の多くが、今日の実用になるものも少いであろう。その意味でこの民俗館の全体は、概して言う

なら過去のものであり、われわれにとって暗いものであろう。

しかしそれだけであろうか。民家とその中の展示で見せている地方の過去が、たとえばのように暗いものであったにしても、今、人人はそこをのりこえ、勇躍して明るい未来をつくりつつある。その人たちの力となり、智慧となり心情の故里となって、明るい未来をつくる基礎となったもの、なるもの、それを収集品の中からとくに取出し、とくに展示できないものであろうか。さらに明日をつくる力や知恵や心情が何であるか、展示物から開示されることを期待できないものであろうか。

私は、展示の一つの目標として、これを望みたい。

あの民俗館のもつ資料には、この期待にこたえるものがふくまれている、と思う。そこには民家とともに寄贈されたという民具をもとに、莫大な民俗資料を収蔵しているという。この地方の庶民がつくり、使った農・漁・狩猟・木工具、家具、炊、灯、紡織、装飾、玩具、信仰と衣食住の民俗資料、その地方の薬工品、ソリのコレクション、養蚕用具の蒐集は重要民俗資料に指定されている。

そこにはこの地方の人々だけでなく、われわれの未来をつくる基礎となるもの、なったものがあるのではないかと。文化は都市だけのものではない。農村にも山村にも、目立たないとは言え、その所では何人も一度は通らねばならない生活の知恵、技術、芸術、道徳が、そこに発見され伝えられているように思われる。その文化の具体的表現が民具・民俗資料としてあるのではないかと。これを開示するような資料の展示が期待できないものであろうか。

東北の農家では菅笠を使う。それは雨の多い東北地方、とくに日本海岸の農家に欠かせない民具であった。夏の日道行く人、青田に働く人々の菅笠は美しい。その上使いよき働きよきは、見た目以上である。柳先生の言

われる民芸に入るかどうか、少くともすぐれた民具であろう。雨にも夏の日照りにも、長い道にはとくによい。暑さをさける風通しまで付けてあって、今のゴムカッパや麦わら帽子など及ぶところではない。庶民が発見しつくり出したよきと美しさがそこにある。そしてそれが働く農家の今日の社会に生きているのだ。これの展示をどのようにするか。入口の土間の暗がりには掛けるというような方法では、そのよきも美しきも開示されまいと思う。

山形県の荘内地方にある「ばんどり」は「手仕事の見本」（柳宗悦選集二）で高く評価されて「日本の農民工芸の代表者にいつだとしてなれるであります」と言われている。致道博物館蒐集のばんどりには、背表のデザインだけでも、現代に生き将来に示唆を与えていると思われる。（都市文化の模倣でない農村文化、芸術があるか、それは何か、について考えたことがあった。昭和2・3年頃のことである。当時すでにおこっていた民芸運動について、私は全く無知であった。このバンドリの2・3を見るだけで、光明と考への転機を与えられたことであろう。）このバンドリ、どのように展示するか。民俗館でも民芸館の例を参考にすべきではないかと思うのである。

菅笠やばんどりは、1・2の例にすぎないが、働く人々の社会の健康な趣味、実用、工芸を、総じて農村の文化の一面をわれわれに開示してくれる。専門の工芸家、芸術家の作品以外にも、すぐれた文化の世界があることを、開示してくれるのである。

蒐集にあたった人は、その世界を発見した人であろう。その資料を展示するのは多くの観覧者に、その世界を開示し伝えようとしているわけである。

4. 民家と生活

私はあまりにも長く、すでに知れわたった民具民芸について語りすぎた。それは、青年の頃からひそかに抱き、捨てがたく今日まで

もちつづけて来たそれへの愛情の故であろう。しかしもっと重要なものがその底にある。それは民衆の生活と、それを容れている民衆である。（生活の中から技能・経済・知恵・芸術・道徳・宗教のような理念が生れる。この理念がまたひるがえって生活にはたらきかけ生活をつくる。民具民芸はこの生活理念の表現であろう。）民俗館は移築した民家そのものを展示するとともに、その中での生活を、出来るかぎり開示しようとするのであろう。

この場合も民家と生活は、部分的にも何かの意味で現代の生活を刺激し高める力を、その内に持つものを展示していただきたいものである。

それではその要求にこたえるような民家と生活が、山村や農村にあり、またあったであろうか。戦後は多く出ているであろうが、戦前でも都市生活の人々を反省さすものをもった民家が少なくなつたと思う。例えば私はすぐにも次のような農家を思いおこす。

緑こい山々を背景にした自作の庭園を、屋内から観賞するようつくった農家があった。

また台所・食事場の北側が開かれて、夏、風をうけ入れながら、つづく稲田はるかか山々を遠望する農家があった。それは高い天井の広い台所で、そこに居ながら大川の瀬音がきけた。

そのような生活を青年のころは、文化生活などとは言わなかった。むしろ後れた生活としてきた。けれどもそこには今日の生活、とくに都市中心の生活と文化を反省させるものがあつたのだ。

柳宗悦は早くから、農家とその中の生活の健康さと立派さに注意して次のように言っている。「たとえば日本の農家を訪ねるとしよう。座敷が一番上等な室であるかも知れぬが、もっとも骨組が太く大黒柱の光るのは土間や台所のある所で、一番健康な立派な感じをうける」と言っている。土間や台所のあるところであるから、もっとも豪健に設計さ

れ、したがって健康で立派な感じのところに
なっている、というのである。また台所には
「丈夫で健実な器物が選ばれて、一つの立派
な展観をさえなしている……人間の暮しぶり
の一番健康な面がそこに現れている……」と。
そこでは台所とその生活活動とが一つにな
って、健実な立派な生活をわれわれに見せて
いるのである。

さらに進んで、都市の文化から遠くはなれ
た地方に、特色のある文化がつくられ保存さ
れて日本文化をつくっていることを次のよう
に主張する。このような文化の表現である地
方の文化財こそ民俗館が注目して蒐集し、現
代の人々のために展示すべきであろう。「一
般には文化におくれていると蔑まれる地方に、
じつは日本独自の力がみられるので、ちがう
観点からすると、それらの田舎は日本独自の
文化に対して大きな価値と意義とをもってい
るといえよう。もし日本に地方的作品が乏し
くなったら、特色も極めて乏しい存在に落ち
るであろう」と。

5. 民俗館の展示

これまでわたくしは民家とその台所と、そ
こで行われている生活には、健実さと立派さ
があること、そしてそれにはわれわれの今日
の生活を反省させるもののあることをのべて
きた。(その生活の表現が民具であり、また
諸道具である。)

民家に見られる立派な柱、梁、木材の木目、
椀目の美しさ、引き戸のよき、障子の美、それ
は日常誰でも見ているところである。その
他木戸の鏡板、舞良戸(まいらど)独特の美
その他そこにある多くのものには今のもの、
洋風の建物にはないものがある。それなのに、
その健実さ立派さ、建具としてのよきは、生
活の中に埋没してわれわれの日常の意識に昇
って来ない。見なれて何とも思わない。とこ
ろがそれを取り出して脚光を浴びせると、本
来の価値を発揮するのである。その仕事を博

物館、とくに民俗館がせねばならないのでは
ないかと思うのである。

そこで以上のもの、民家、台所、民具・民
芸・道具等の収蔵されているものをどのよう
に展示するか。これがつぎの問題である。

(ただ民芸の陳列・展示については、民芸館
の研究と實際が、すでに多くを解決している
ように思う。)

民家の展示についてである。私には言うべ
き何物もないのであるが、ただ次のような些
少の経験がある。致道博物館の田麦俣の建築
民家を見たときの経験である。そこには明治
初期の木造洋館や新しい博物館等があって、
移築民家がこれまであったところの山村とは
全くちがった環境である。その点この民家
にとって環境は不自然な筈である。ところが
それは少しも障害とはならない。却って民家
を引立て見映えさしている。「かぶと」作り
の堂々たる大きさ、萱屋根の軟かさ、それは山
村では感じなかったものではなかったか。都
市建築の中に移されて初めて出たもの、意識
されたものではなかったか。

前に例として引いた民俗館は、大きな民家
を小都市の周辺に移築したものである。そこ
は山に近く、その点都市文化の雰囲気から多
少遠いところであった。その故か展示として
見ると、工夫すべきものが多く残っているよ
うに思った。

展示の問題として移築民家についての私見
を述べた。その他、民具、民芸品、道具等の
収蔵品はどのように展示するか。この問題が
ある。

民俗館には民俗館としての陳列法、展示法
があるように思われる。その一つの原則と思
われる「民具・諸道具の機能を理解するため、
その使われたところ、おかれたところに展
示する」という原則がある。庶民の生活を理
解させ民具の使い方を知らせるためによい展
示法であるとは思う。しかしそれに並行して

私はやはり他の展示法を民俗館でも使って行くべきではないかと思う。それは何と言うか、対比、コントラストの原則とでも言うものである。これはどこでも使われている原則で、こと新しく言う要のないことであるが、この展示法をも、もっと加えて行ったら、と思うだけである。

このあいだ国学院大学の考古学資料室で経験したことである。石膏で補修され、白いところが大きく入った土器（縄文・弥生式）が、前からの陳列に加えて新しく棚の上におかれてあった。そこで気付いたことは土器の膚の美しいことである。これまで感じたことのなかった美しい、何とも言えない複雑な、自然のものとも人工のものとも言えない色彩は石膏の白さが地となって浮び出したものである。——土器は博物館に陳列されている。ために陳列は、見易く研究しやすくなっているだけでなく、形・色彩が強調され、美術品にさえなっているのだ。

「画廊に並べられた民芸品が、郷里では気付かれなかったすばらしい美しさをみせているのに、いく度か出会いました。面白いことです」とある年の賀状に書いたことがある。明るいデパートの画廊のような陳列場に並んだ民芸品、いや民芸品などに入らぬ、ただの民具、道具類が、農家のお勝手や土間などでは思ひもかけない美しさ、すばらしさを發揮していたのをみた。これは全く不思議なことである。お勝手や土間の暗いところ、雑器が沢山、それも同類の道具の同色の中にあった

時とは全くちがうように見栄（みばえ）がするのである。民具や道具は民家のそのところに展示してよいものだろうか、と思ったことであった。

その一例となるような小さな経験をもつ。徳島県でそのの大学の方から黒色の一升徳利を頂戴した。あるいは醤油を入れたものか、とも言っておられた。もとは日の当らぬ台所の隅にあったものであろう。漆黒の光沢がとくに美しく、待ちきれず、帰りの車中とり出しては見てきた。帰ってそれを明るい床の間におき草花をさして見た。するとその漆色の光沢は一きわ美しく映えるのである。酒徳利であったり醤油入れであったことなど忘れたように。この経験からしても民具や道具は移築民家のきまりの場所において、展示と考えてよいものであろうか、と思ったことである。

以上のような心理現象がわれわれにある。コントラストと言うのであろうか。博物館の展示は視覚に主として訴える。この対比の心理現象を民俗館でも展示方式に加えて考慮しなければならないのではないか。民俗館に独自の目的もあり、また他の展示原則もあることながら、地方の民具・道具、民家、室、したがって生活までも、その地方で誇りにしているものを誇らかに展示したい、というのが私の願である。

註) 展示法については、加藤有次氏との会談から有益な示唆をうけている。

(本学文学部教授)

国立博物館の性格

—京都博物館の場合—

景山春樹

1. 博物館のおこり
2. 京都博物館のおこり
3. 市立博物館としての運営
4. 保存に関する法律
5. 文化財保護法
6. おわりに

1. 博物館のおこり

わが国における博物館のおこりを尋ねると明治の初年まで溯る。徳川幕府の儒教教育の総本拠であった湯島聖堂が、明治の新しい教育制度の実施に伴って不要となったので、ここを利用して諸国の物産開発を目的とする物産局假役所が設けられた。ちょうどそのころに新政府から派遣されて、欧米の展覧会や博覧会施設などの見学から帰って来た町田久友らの提唱によって、物産の開発展示とあわせて、古社寺の古器、旧物をも収集して、文化の啓蒙を目的とする展示を併せて行うこととなった。明治4年には文部省に博物館が設けられ、こうした展示施設を更に拡充整備し、聖堂内の大成殿を中心に多くの収集品が展示されることとなった。これが日本における博物館的施設のはじまりだとされている。ちょうどいまから98年前のことである。この展示場には、美術工芸品や商工物産品と共に、本草学その他の科学的な資料も展示されていたから、いまでいえば美術博物館と科学博物館と商工物産館とが同居したような形であつたらしい。明治15年には美術工芸の部門だけが独立して上野公園に移り、宮内省の所管となって、図書寮付属博物館と呼ばれ、まもなく帝国博物館と改称されている。今日の東京国立博物館のおこりである。

当時は封建社会の解体に伴う旧大名家の没落、廃仏毀釈に伴う寺院の疲弊、そして一般的には鹿鳴館時代と呼ばれる急激な欧化一辺倒の思想などにより、伝統的な文物の流出や

破壊が盛んに行われた時代である。よく奈良の興福寺の五重塔が、50円でも買手がなかったとか、天平写経が荒縄で数十巻づつ束ね、古紙同様の値段で襖の下張に使われたとか、鎌倉の大仏さんを外国へ潰しにして売り払おうと本気に考えていたとかいう話もある通り、古物の軽視、旧物破壊の思想が盛行した時代であった。

この帝国博物館では「美術、歴史、美術工芸、工芸の4部を基本として、時世の沿革を徴し、美術思想の涵養、工芸の応用、技芸の進歩に資せん」とすることを目的とし、9部門114区に分かれた列品区分を擁していた。そしてその目的には一般的な美術、歴史、教育といった目的のほか、技術指導、職業開発といった方面にも深い配慮がなされていたようである。のちこの大きな部門の中から、天産部、書籍部、薬草部、動物部などが独立して、科学博物館、上野図書館、小石川植物園、上野動物園などに独自の発達をとげ、それぞれの立場において、研究的、社会教育的な使命を果しつつ今日に至っている。

2. 京都博物館のおこり

こうした間にも、識者の中からは古物の保存に関してもっと強力に全体的な行政を打ち出すべきであるとの観点から、政府へは盛んに献言も行なわれたのである。当時政府が全国に発した「古器旧物保存之布告」には

古器旧物ノ類ハ、古今時勢ノ変遷、制度風俗ノ沿革ヲ考証シ候タメ、ソノ裨益少

国立博物館の性格

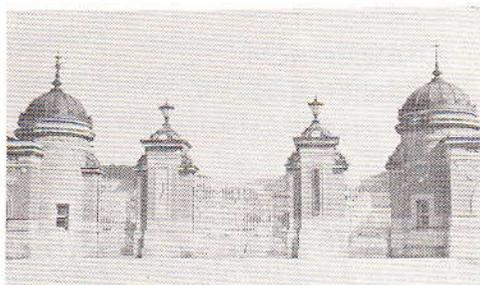
ナカラズ候処、自然厭旧競新候流幣ヨリ、
追々遺失毀壞ニ及ビ候テハ、実ニ愛惜ス
ベキコトニ候条、各地方ニ於テ歴世蔵貯
致シ居候古器旧物類、別紙品目ノ通り、
細大ヲ論セズ厚ク保全致スベキコト

とあるように、まづ古器旧物を類別指示して、これを地方官庁を通じて政府に申告させ、そのあたりから古物保全の対策を立てようとしたのである。

こうした予備調査に基づいて明治20年ごろになると、臨時全国宝物取調局が宮内省内に設けられ、社寺の宝物に中心を置いた全国的な総合調査が実施されることとなる。文部少輔九鬼隆一らが指導者となり、岡倉天心らの先覚者たちが大活躍をしたのはこのころのことであった。全国を調査した結果、すぐれた宝物類はこれを登録し、また「鑑査状」という一種の鑑定書を交付しているが、現在日本の至宝といわれているような第一級の文化財の多くが、この時の調査によって見いだされているものが多いのに鑑みても、この事業と見識は明治政府の初期における文化事業としては高く評価されるべきものであった。

こうした全国的な調査の結果、京都と奈良方面にはとくにすぐれた社寺の宝物類が極めて多く、しかもそれらの大半が破損と湮滅の危険にさらされているという事実も続々判明して来た。そこで現地においてもこれらの文化財を専門に委託保存し、また公開展示して観賞と教育の資にあてるべき施設の必要性が、調査の実際にたずさわった人々の間から強く叫ばれるようになり、ここに京都と奈良の地には、早急に国立の博物館を設けるべき気運が醸成されるようになって来たのである。明治22年5月、宮内大臣土方久元の名によって、博物館創設のことが両県の知事宛に正式に通達され、官制も定められている。現在の京都、奈良両国立博物館創立の時点はここに据えられるので、今年はいよいよ創立80年の記念すべき年を迎えることとなる。陳列館の

施工は奈良がやや先行し、京都は25年から着工、28年秋に完成、「帝国京都博物館」としての開館は30年5月1日であるから、今年でちょうど開館72年日を迎えることとなる。



(京都国立博物館正門)

陳列館は当時としてはもっともモダンなフレンチルネッサンス様式のいわゆる初期洋風建築で、片山東熊博士の基本設計、3015.33㎡、奈良博の1533.88㎡に較べると約2倍の面積をもっている。いまま京都博物館の正面破風の上に見える男女の彫刻は、技芸天女と毘首羯摩であり、ギリシャ彫刻におけるギリシャ神話の神々を、東洋的な神話に置きかえているところにも、初期洋風建築としての一つの特徴がみられよう。当時の列品区分をみると、歴史、美術、美術工芸の3部門に分ち、各部門にはさらに区と類の小区分を立てて、17区43類にわけられている。また京都博物館の敷地は、もと恭明宮と呼ばれる宮廷施設が置かれていた場所である。京都御所にあった歴代天皇の御位牌が廃仏毀釈の結果宮廷外へ出されることとなり、御位牌をここに移して恭明宮を造建し、御所内でこの御位牌を守っていた老女官たちの宿舎もここに移したのである。そののち御位牌類は再び泉涌寺へ移されて今日に至っているが、この恭明宮の跡に本館は建ったのである。

その後、明治33年には「京都帝室博物館」と改称、大正13年には京都市へ下賜されて「恩賜京都博物館」と改称、昭和27年には再び国立となり「京都国立博物館」と、四度もその名称が改められているのは、そのまま本館の



(京都国立博物館旧館をのぞむ)

沿革を物語るにほかならない。

3. 市立博物館としての運営

帝国博物館や帝室博物館の時代は、一般的な公開展示施設とは言いながらも、やはりその管理と運営面には多分に官僚的な色彩が濃厚であった。一例をあげれば正面玄関は宮廷関係者の専用ということで平素は閉鎖され、日常の出入口は裏口を使用させていたことなどをみても、その一斑が推察されよう。また当時の特別観覧に関する通達文に

博物館列品、触手縦覧望ノ者ハ、内国人
民ニ限り、開館式日ノ外、特別縦覧差許
候条、此旨布達候事、但縦覧順序ハ博物
館ニ於テ相定ムル条款ニ拠ルベシ
と書かれているのをみても、誠に権威にみちた近より難い性格をもった一面が推測される。

帝室博物館として27年間に亘る運営ののち、大正13年1月、皇太子（いまの天皇）の御成婚を記念して、京都市へ下賜されることとなった。その御沙汰書には

今般京都帝室博物館土地建物ヲ京都市ニ
下賜ノ旨被仰出候処、右ハ同博物館創設
ノ趣旨ヲ体シ、古美術ノ陳列場、其他美
術奨励ノ目的ニ使用スル儀ト承知相成度
とあり、ここから市民的な立場に立っての新

らしい運営の時期にはいることとなった。

当時京都市では独自の立場で、市立美術館設立の計画も進められていた折とて、帝室博物館の移管は多年に亘るこの渴望を満たすものとして喜ばれ、全市民の感激も大きかったと言われている。市長は大正13年6月2日から4日までの3日間に亘って盛大な下賜祝賀の会を催し、恩賜京都博物館としてここに新しい第一歩を踏み出す事となったのである。当時の朝日新聞の記事は次のように記している。

御成婚記念として、京都市に御下賜になった京都帝室博物館は愈々二月一日から京都市に引継がれ、名称も恩賜京都博物館と改められ館長と鑑査官は奈良博物館に栄転するが、判任官以下は其儘市に引きつがれ、鑑査官補三名が鑑査員に、属四名が書記に、技生一名が技手に、監視二名、守衛人十三名が看守に各改称されて、其の他給仕一名、小使二名、下足一名が市吏員若しくは市の備人に早替りする事になっている。

尚このほか学芸委員猪熊浅磨、田中勸兵衛両氏も欠張り市の囑託として残るさうである。新館長は当然適任者が見当るまで専任者を置かず、助役の館長事務取扱で行くと

従来から奈良、京都両館の兼任であった久保田鼎は奈良帝室博物館長に専任し、帝室時代の出品物もその大方は新館に引つがれ、京都市助役多久安信が取り敢えず館長事務取扱として就任し、初代の専任館長として和田不二男が就任したのは大正15年9月のことであった。またこの頃に久保田鼎、内藤虎次郎、浜田耕作、関保之助の諸氏が新たに顧問として依囑されている。移管の当初、新しい館の名

国立博物館の性格

称として「美術館」を使用したい希望も市民の間に多かったので、市当局はその意を宮内省に伺った処、やはり従来通り「博物館」の名を用いる事が望ましい旨の回答があったので、恩賜京都博物館と決定したのだというような話も伝えられている。移管後間もない4月には、京都において東宮御成婚奉祝万国博覧会参加50年記念博覧会が開かれたので、その第3会場として本館には古美術品を展示する事となり、相当の盛況をみた事が記録されているし、6月2・3・4日の3日間に亘っては、この博覧会の全関係者の慰労園遊会が館庭で開かれ、延べ5千5百余人の人々が集まったと記録されている。これが恩賜第一歩の仕事であった。

新館長和田不二男は永年京都府庁に在り、特に教育や古社寺方面の事情にも詳しく、館長に就任以来昭和13年に至るまで10数年その職に在った。当時の事業録を通覧すると、和田氏の在職中は特別展などの開催頻度は最も多いようであり、また帝室時代のいわば欠点でもあった官僚的な色彩を去り、市民的な運営に重点をおく事にもいろいろと努力が続けられたようである。現モーターボールの東側にある2階建の倉庫（いまは仏像修理所に改修）も昭和4年に新築されたもので、それまでは、創立以来の旧態依然たる上蔵（東庭の楠の附近にあった）を使用していた当時の状態からすれば、これは大きな発展であったと言える。

昭和9年5月には「恩賜10周年記念展覧」が行なわれ、その出品物の全容は記念図録として刊行されている。またこの時の記念事業の一つとして、陳列館玄関の左右に翼舎を新築し、開館以来30数年間に亘って本館への出入口が東側の狭い非常口（第8号室）を使用して来た不便を解消し、正面玄関を開放した事は当然の措置とは言いながら、本館としては大きな躍進であったといえる。帝室時代には正面は専ら宮廷の専用という事になってい

たのが、施設等の関係からそのままに永らく引きつづいて来ていた訳である。

大正13年からは毎年8月の初旬に夏期講座が開かれ、講演や見学に大いに人気を博した。これは爾来昭和12年に至るまで、ずっと継続され、その講演録も昭和8年までは引続き刊行されている。

こうした活躍はみな和田館長の在任中に企画実行された訳で、久保田館長のあとを継いで、館発展の中期における功績者であった。いわば創立以来ようやく壮年期に達した博物館が、時と人を得て華々しい活躍の時期に達した事を思わせるものがある。

京都市営の間は、概ね教育または観光所管の部局に属する庁としての運営が続けられ、市民との親しみも増し、民主的な経営が続けられたが、館の基本的な性格は帝室時代とは変るところはなく、京都を中心にやはり全国に広くその手を延ばして古美術品の調査、蒐集、保存、啓蒙にその使命を続けて来た。しかしまた市財政の不如意、戦時体制下などという悪条件の下、博物館にとっては決して幸福な時期とは考えられず、今から思えばあらゆる面において相当のマイナスもあったように思えるが、そうしたうちに終戦を迎え、新しい民主日本の花形として第3次の活躍期に入る事となった。これより先戦争のいよいよ苛烈となって来た昭和18年頃からは、各博物館とも藏品や寄託品の疎開を始めたが、京都にも相当の危険が予知されて来たので、館では比較的安全と思われる地方の社寺や出品者へは全館員が大童となって、まず返却による疎開の処置をとり、都市または遠隔のために返却し得ない残余の宝物は重要な館藏品と共に、北岩倉の山中にある岩倉文庫と北瑠峨大覚寺の心経殿、戦局の苛烈となって来た昭和20年には、更に奥地の船井郡吉富村の西光寺等に分散の措置を取り、館員を常駐せしめて文化財の保護に遺憾なきを期した。しかし幸い京都にはさしたる戦火も蒙らず、

国立博物館の性格

ここに20余年を経て80年の齢を数えるに至った事は、誠に感銘の深きものを覚える。

しかし本館もまた終戦直後における社会の荒廃と、人心の頹廃したあの大波の中であつて、苦しい経営を続けなければならなかつた。その間にも応召中の館員は相ついで復帰し、疎開の処置をとった列品の復元も着々と続けられ、どうにか博物館らしい姿を取り戻しつつあつたが、予算の不如意や人手の不足から貴重な宝物の運搬が危険なりヤカーを使用して行なわれたり、園内には雑草丈に達するといった有様で、今から見ればとても博物館とは言えない状態を呈していた期間もあつた。自然、入館者の数も少なかつた。しかしそうした間にあつても博物館本来の使命に向つては常に努力が続けられ、外郭団体として「友の会」が組織されたりしたのもこの頃であつた。

4. 保存に関する法律

さきにのべた臨時全国宝物取調局の事業は、そのうち帝室博物館の手に移つて「古社寺宝物展覧」の事業として引きつがれ、前後約10年間に亘つて、22万点にちかい社寺宝物の調査が実施され、それらの優品は東京、京都、奈良の三博物館に続々寄託されて、保存の策がとられるとともに、展示公開されることともなつた。こうしたことを下地として、明治30年6月には、文化財の保存に関する我が国最初の法律である「古社寺保存法」が法律第49号として制定、公布されることとなつた。この法律の第4条には

社寺ノ建造物及ビ宝物類ニシテ、特ニ歴史ノ証徴又ハ美術ノ模範トナルベキモノハ、古社寺保存会ニ諮詢シ、内務大臣ニ於テ特別保護建造物又ハ国宝ノ資格アルモノト定ムルコトヲ得

と定められている。また同じ国宝でも区分をつけて

甲種 製作ノ優秀ナルモノ

乙種 山緒ノ特殊ナルモノ

丙種 歴史ノ証徴トナルモノ

甲種ハ製作優秀ノ程度ニ依リ一等及至四等ニ分ツ、

但シ神社ノ祭神若クハ寺ノ本尊ハ此限りニ在ラス

といった規定を設けている。また国宝はこれを公開の展覧会などには内務大臣の移動許可をとつて出陳することが定められているし、また祭典や止むを得ぬ法要を除いて、国立の博物館へは必ず出品の義務があることを課しているのも、保存と同時にその教育的な利用を義務づけているもので、これを「命令出陳」と呼んでいる。こうした対策はいまも国宝や重要文化財の所有者に対して、国立博物館等への出陳を「勧告」し、また出陳を「承認」する法的な規定の先蹤をなすものであつて、保存行政と、保存の実際と活用を受けもつ博物館事業との基本的な問題を明示するものであろう。

古社寺保存法は爾来およそ30年間に亘つて、文化財の保護と博物館運営の母法として存続し、昭和4年に制定された「国宝保存法」へ引きつがれた。保存法はその第1条に

建造物、宝物ソノ他ノ物件ニシテ、特ニ歴史ノ証徴又ハ美術ノ模範トナルベキモノハ、主務大臣国宝保存会ニ諮詢シ、コレヲ国宝トシテ指定スルコトヲ得、

とあり、旧法では指定の対象が、社寺の所有する物件に限定されていたのを、新法では国や公共団体、法人、さらに個人の所有する物件にまで、すべてを指定の対象とするように拡大されたのである。いきおい博物館の展示資料としても、従来は全く個人の秘蔵に納まつて、窺うことの出来なかつた美術品も、指定品なるが故にその公開を求め、広く観賞と教育の資に宛てる機会を持ち得るようになったのである。

旧法と新法の間、大正11年には別に「史跡名勝天然記念物保存法」が公布され、保存

国立博物館の性格

の対象はさらに拡充されているし、昭和8年には別に「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」を制定して、国宝に指定をうけていない重要な美術品や歴史資料が、国外に流出するのを防止する措置も構ぜられている。いわゆる「重美」が博物館資料としても、利用、活用し得るようになって、列品は一層の充実をみるようになったのはこのころからである。

5. 文化財保護法

さて現行の文化財保護法は、昭和25年5月30日、法律第214号をもって制定、公布された。そのきっかけは戦後における社会の混乱と経済界の動揺が、文化財の保存に大きな危機感をもたらしていたところ、はからずも昭和24年1月、法隆寺金堂に火災が起り、堂内の世界的な壁画を一朝にして焼損してしまうという、まことに痛ましい出来事にその端を発している。そして新法の発足に至るまでには幾多の迂余曲折があったとはいえ、立法の精神が議員立法というきわめて民主的な提唱によって、満場一致で可決制定をみたということに、わたくしたちはこの法律に基づく今後の文化財行政に、大きな期待をもった当時の気持をいまでも忘れることはできない。

文化財保護法の第一条には、

この法律は文化財を保存し、且つその活用を図り、もって国民の文化的向上に資

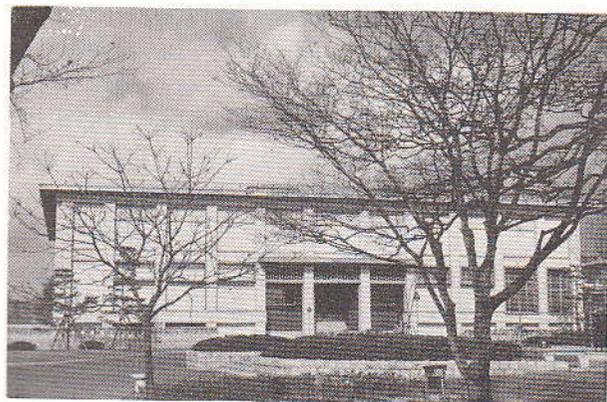
するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

と、まず格調高くその大義名分を規定し、さらにその第27条には、

重要文化財のうち、世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものを国宝に指定することが出来る。と定めている。日常わたくしたちが「重文」と略称したり、「国宝」或いは「新国宝」などとよんでいるのは、すべてこうした法の裏付をもつ、有形文化財を指すのである。またこの法律の施行によって、従来の「国宝保存法」「史跡名勝天然記念物保存法」「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」はみな発展的解消をとげ、それらはすべてこの新しい文化財保護法の精神に吸収されたのである。そしてさらに従来は保存や指定の対象外に置かれていた「民俗資料」「無形文化財」「埋蔵文化財」など、未開拓の分野への保存の照明があてられはじめたのである。

この法律の施行に伴い、昭和27年には恩賜京都博物館は再び国立博物館に移管されることとなり、ここに大正13年以来、約30年に亘って運営されて来た市民博物館としての教育的使命を終ることとなった。

保護法では、国立博物館と国立文化財研究所を、文化財の保存と活用の立場からはっきりと条文に規定し、その附属機関としての性格を明示している。ことに文化財の利用と活用に関しては、公開の名目のもとに、その積極的な方策がとられ、各国立博物館には普及課を設けて、文化財の理解と認識への教育的な配慮がはかられている。3館ともに「友の会」を設け、美術同好者の会員制に基づく普及がはかられていること、各館で列品講座を設け、古美術への社会教育的な効果が期待されていること、特に東京国立博物館では学校向け



(京都国立博物館新陳列館)

国立博物館の性格

の講座と普及展示によって、学校教育への博物館利用の門戸を開き、その啓蒙に努めていることなどはそうしたあらわれとみることが出来よう。

しかし国立博物館においては米国あたりでみるような、ジュニア層への博物館利用の教育的効果はまだまだ立ちおくれで居り、今後は京都や奈良の如き全国的な観光地としては、国立博物館は単なる観光的施設としてではなく、修学旅行におけるもっとも効果のある学習機関たるの性格をもった存在になるよう、博物館としても、また広く教育の側においても、互に努力をしなければならぬ点が多いし、これはまた将来公私の博物館において開発されるべき大きな課題でもあらうと思う。

6. おわりに

しかし文化財の保存と活用ということは、永久に相反する次元に立っているということ、その調和と限界をどこに求めるか。そのためには将来は模型や模写などによる教育的博物館の充実ということも考えられなければならない。

また日本の博物館行政が、根本的には社会教育法を母法とする「博物館法」と保存に重点を置く「文化財保護法」との二元行政によって、運営管理されているといった問題も、今後の日本の博物館の行方については大きな問題ではなからうかと思う。これは教育の側と保存の側とが歩みよって、話し合い解決して行かなければならない重要問題ではなからうか。

【追記】

明治初年は京都にも欧化主義の流れは滔々として弘がり、また東京遷都に伴う産業や文化への打撃とその影響は、かなりきびしく大きいものであった。当時の京都府当局は、こうした状況の下で、新しい体制下における都市の再建設には積極的な努力をほらい、横

村知事らを中心とする先進的な指導者を得て、産業の再建や技術の導入、また、文化の建設にはかなり積極的な活躍をみせたのである。

日本最初の小学校が建設され、集書院、舎密局、(化学工場)、女紅場、織殿、染殿、製紙場、勤業館といったような社会施設や産業施設は、他都市にさきがけて盛んに建設されている。

こうした気運に乗じて、府営の博物館も明治8年の4月に京都御所内の旧御米倉を利用して開設されている。前述した国の「古器旧物保存」の運動とも呼応して、府は管下の社寺や旧家に伝来する什宝を調査し、その品目を登録して、鑑明牒と呼ぶ鑑定書を交付するなど、大いに独自の立場から古器旧物保存の実績を挙げているが、それらの名品を集めてこの博物館は開かれたようである。のちこの館は御所から上京区第三十一区(いまの河原町二条、京都ホテルのあたり)に在った勤業館内に移されている。当時の鑑定員には近衛忠熈・冷泉為理・飛鳥井雅望らの公卿華族や、茶道三千家に戴内家、六兵衛に道八といったような芸苑の名門大家の名が列らなっている。

しかしこの博物館は、明治16年に一応閉鎖され、館の蔵品一千余点はのち建設される京都帝室博物館に引きつがれて発展的解消をとげている。いまも京都国立博物館の列品台帳には「京都府引継」と書かれたり、参考資料の中に「京都博物館」と刻した蔵印を捺したものがあるのは、こうした本館胎生期の歴史を物語るものであり、またこの館が我が国の公立博物館、地方博物館としては最初のものであることを知って置いてもらいたい。

(文学博士・京都国立博物館
普及室長・文部技官)

国立科学博物館の教育活動

椎 名 仙 卓

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. まえがき | A. 館内教育活動 |
| 2. 教育活動の語義の概念 | B. 館外教育活動 |
| 3. 教育活動の推移 | 5. 館外活動1・2の統計 |
| 4. 教育活動の実態 | 6. あとがき |

1. まえがき

博物館の教育活動は多岐にわたっている。対象が不特定多数の人達であり、取り上げられる主題に範囲がなく、さまざまな形態で行なわれる。活動に参加する公衆の意欲や知識の程度も異っている。どのような教育活動が最も適切であり、学習効果があるのか、それを測定することも困難である。しかし、実施した教育活動の体験から割り出して、教育活動の実態を検討してみることも必要であろう。

筆者は国立科学博物館に勤務し、過去数年間、教育活動の企画や実施に関係してきた。本文では、国立科学博物館の過去の教育活動をふりかえり、現在の実態を明らかにすることによって、わが国における博物館の教育活動を考える上に、何等かの参考になる点が得られればと考える。

最初の「教育活動の語義の概念」では、教育活動やそれと同じような意味の語句をどのように解釈しているのか、博物館関係の概説書に記されている内容から比較検討したい。

「教育活動の推移」では、国立科学博物館の90余年の歴史のなかで、教育活動はどのように変遷したのか、その時代の主な事項を取り上げて回顧したい。「教育活動の実態」では、過去5ヶ年間に実施した活動内容を整理して、問題の所在を明確にしたい。最後の「館外活動1・2の統計」では、過去5ヶ年間に実施した行事を数字でしめし、また、その中から地学採集会と野鳥観察会をえらび、比較してみ

たいと思う。

本文は、何分とも忽卒の間に記したものであり、十分に意のつくせない点もあるが、ご了承をいただきたい。なお、本文を草するにあたり、関係資料の使用をこころよく承諾された石田清一普及課長に感謝の意を表したい。

2. 教育活動の語義の概念

わが国の博物館施設は、既に述べられている如く、古代においては宗教的な施設がものを収納保管したことから出発し、中・近世においては、貴族豪族によるものを収集・保管・展示したりする私的な施設から発展してきたものと考えられている。しかし、このような施設は、博物館発達史の上では重要な位置をしめるが、資料を収集し、整理保管し、研究し教育活動に供するという機能をそなえた博物館の概念からは、ひどくかけはなれている。

欧米式の博物館の機能をそなえた博物館の萌芽は明治に入ってからと考えられよう。慶応3年(1867)パリーで開かれた第5回万国博覧会に参加した田中芳男は、帰国後博物館建設の急務を提唱した一人であり、また、博覧会から持帰った資料を基にして、九段の麴町で展覧会を開催している。これは広い意味での教育活動である。このような機運に至るまでには、たんに万国博覧会の影響のみでなく、江戸時代から各地で本草家た

ちによって開かれていた薬品会や物産会等の影響のあったことも見逃すことはできない。

このことは中央における博覧会の開催や博物館建設の気運も醸成したが、一方においては、京都、和歌山、新潟、熊本、富山博覧会の如く、明治初期の地方博覧会の開催や、地方博物館の創設をも促進している。欧米式博物館の創設は、従来のものを収蔵保管するという立場だけでなく、ものを通じて積極的に働きかけるという方向に変わっている。換言すれば、教育的な活動が加味されたと考えられるのである。

このような欧米式博物館が発達するにつれて、教育活動ということが博物館の活動のなかで大きな要素をしめることになる。しかし、われわれはただ漠然と「教育活動」という言葉で、博物館で実施する行事を表現しているが、その他「教育普及活動」「普及活動」「普及事業」「教育事業」等の語句も使用されている。厳密に言えば、それぞれの語句は違った意味をもっているであろう。昭和3年に発表された博物館事業促進会設立の趣旨中に記載された「之れを博物館事業の極めて幼稚な…」「独り博物館事業のみを看過し…」等の博物館事業は、上記の各種の語句を包摂するものと考えられる。

それでは、教育活動とそれに関連した語句は、博物館界ではどのような意味をもって使用されているのか、博物館に関する概説書、論文のなかから考えてみよう。

戦後の24年に出版された木場の「新しい博物館²⁾」によると、教育活動は博物館内外において可能な博物館サービスの実施であるとしている。博物館サービスの具体的な事例は示されていないが、サービスを一般公衆に対する奉仕と考えるならば、博物館が公衆と接するすべての場合が教育活動であり、いたって広い意味に解釈できる。翌25年に出版された棚橋の「博物館学綱要」の博物館の教育及研究事業の項に、博物館に共通な事業は、教育

と学芸研究との二つであり、また、教育事業には成人教育と学徒の教育との両者があるとしている。成人教育の方法には、説明案内、公開講演、講習、製作実習、図書室の利用、参考資料の館内貸出使用、館外貸出等があり、また、巡回展や博物館の宣伝を積極的に行わねばならないことを挙げている。一方、学徒教育は、学級の博物館訪問、学徒の製作実習児童生徒個々の訪問、資料の学級貸出、中等学生の博物館利用、大学教育の博物館利用等に分けて説明し、学習指導に博物館を利用しなければ、完全な効果を取ることができないということを記している。つまり、ここでの教育事業は利用者に対しては積極的に働きかけるすべての行為を含んでいる。同じ棚橋の「博物館教育⁴⁾」には、博物館の教育は一般社会民衆に対する博物館側の奉仕であると考え、この奉仕を社会教育という語で表現している。奉仕という意味では前に挙げた「新しい博物館⁵⁾」の鶴田の執筆になる一文には、教育普及法として、展示と教育活動の二つに大別している。教育活動はさらに館内と館外に分けている。館内・外の活動は、展示資料を中心とするものと、一般教育活動に属するものと二つに分けて、具体的な項目を挙げている。これによって、教育活動の内容とその範囲を知ることができる。その後、博物館研究に掲載した同氏の執筆⁶⁾では、教育活動と同じような意味で「事業」という語句を使用している。さらに同じ鶴田による「東京都における博物館のあり方⁷⁾」では、事業のなかに研究事業と教育普及事業とがあり、前に挙げた「博物館学入門」の分類よりは、博物館自体の研究という面が強く打ち出されている。以上の外に、地域性を加味したものとして、棚橋の「郷土博物館⁸⁾」によると、郷土博物館の事業は、郷土の研究が重要な使命の一つであり、職務上の必要からの研究と、館員の指導による外部の研究とがあることを記している。

これによって、研究そく事業であるということを出している。

以上に挙げた文献等で明らかなように、教育活動という言葉で代表される博物館の事業は、その内容、範囲、場所、対象等とくに限定されたものではなく、博物館と一般公衆が接触した時におこる全ての行動を表現している。ただ、それが時により「もの与人」との接触であったり、「人と人」との結びつきであったりすることが考えられる。

- 註1) 日本博物館協会編「わが国の近代博物館施設発達資料の集成とその研究」大正・昭和編 P40
- 2) 木場一夫「新しい博物館」昭和24年
- 3) 棚橋源太郎「博物館学綱要」第7章 昭和25年
- 4) 同上「博物館教育」昭和28年
- 5) 日本博物館協会編「博物館学入門」昭和31年
- 6) 鶴田総一郎「日本の博物館の教育活動の現状とその問題点について」博物館研究 Vol. 31 No.10 昭和33年
- 7) 同上「東京都における博物館のあり方」社会教育シリーズNo.48 昭和41年
- 8) 棚橋源太郎「郷土博物館」昭和7年

3. 教育活動の推移

明治10年教育博物館として創設されてから、今日に至るまで東京教育博物館、東京博物館、東京科学博物館、国立科学博物館と改称され、90数年の歳月がながれている。この間、諸科学の著しい発達と共に、近代社会のめざましい進展と相俟って、教育活動にも大きな変遷がみられる。そこには、国の方針なり、社会的な事象等に大きく影響されている。

明治10年8月、始めて開館した頃の目的は、「教育上必需ナル内外諸般ノ物品ヲ蒐集シ教育ニ従事スル者ノ探討ニ便シ兼テ公衆ノ米親ニ供シ以テ世益ヲ謀ランカ為」となっており、

展示内容の多くは、外国より購入した教育用参考図書、理化学器械、博物標本、学校から納められた生徒の成績品、学校生活状況写真、学用品、各地の物産品等であった。このように自然科学資料のみでなく、理工学関係資料にも重きがおかれていた。また、当時外国製理科器械が多く収集保存されていた事から、これらの器械を学校の要求に応じて製造したり、地方の学校へ器械を交付するために民間業者にも製造させ、推薦斡旋の労をとるということなども仕事とした。これは、博物館が学校教育に益することを大きな目的としていたことを物語っている。明治11年には、小学校教員の学力補充の目的で物理、衛生二科目の学芸講演会が開始され、これはのちに、「学術講義開設規則」に従って、動物、植物、地文、物理、化学、数学、物性論、熱学、光学、音響学、算術教授法、衛生等の広い分野に亘って、器械を使用し実験を主にした講習会として実施している。これらの博物館活動は指導者を育成するという面で大きな意義があった。一方、明治39年には、展示品を利用して調査研究をする観覧者のために、各陳列場の一区に特別室が設置された。おもに医術開業免許試験応募者、教員検定受験者等の受験のために利用されている。どちらかという、博物館が一部の人たちの生活と結びついた欠くことのできない施設であったことを示している。

大正3年東京教育博物館と改称され、従来の学校教育に直接従事する指導者等の利用に供するばかりでなく、自然科学、生活科学の分野が整備され、通俗教育にも重点が置かれるようになった。これは、明治末期の通俗教育調査委員会が通俗教育の重要性を認め、通俗教育館を附設したことに端を発している。展示の面にも、生態陳列がとり入れられたり、動植物を飼育培養して生態を観察させるという方向にもすすんだ。大正5年8月コレラ病が全国に流行し、コレラ予防に関する知識を与えることを目的に、同年9月から50

日間、「虎列拉^{コレラ}病予防通俗展覧会」が開催された。これは今日の特別展の嚆矢であり、約4万人が観覧している。社会的な事象が発生し、博物館がそれに対応して、ただちに通俗教育のための展覧会を開いたことに大きな意義がある。以後、博物館事業のなかに、特別展が大きな位置をしめるようになり、生活に直接結びつくような主題が取り上げられた。大正13年までに、大戦争と科学、食品衛生経済、天然痘予防、廢物利用、家事科学、災害防止、生活改善、時、児童衛生、鉱物文明、計量、印刷文化、活動写真、運動体育、消費経済、動物利用展覧会等が開催されている。印刷文化展覧会は31日間に313,600人が観覧している。また、特別展に関連して、通俗講演会、実演会、活動写真映写会、記念週間の催物等の附帯事業もさかんになっている。今日なお続いている6月10日の「時の記念日」も大正8年に開いた「生活改善展覧会」に端を發したものであり、博物館の行事が社会生活に顕著な影響を与えることにもなった。

大正10年東京博物館となる。これまで通俗教育に重点がおかれた事業は「自然科学及びその応用に関して社会教育上必要な物品を収集、陳列して公衆の観覧に供するを目的とする」となり、その結果は自然科学参考品の充実となり、天産館、工芸館の二大部門の拡張計画としてあらわれた。また、この時期は第一次世界大戦後の経済復興の時期でもあり、ワシントン会議における軍備縮小問題が協議されたこと等により、国力を伸ばし国民生活の安定を図るためには、理化思想の普及が必要と考えられ、第45回帝国議会で理化学博物館建設に関する建議が満場一致で採択されている。しかし、これらの計画は不幸にして、関東大震災の突発により挫折している。震災により幾多の貴重な資料は烏有に帰したが、翌13年には、被災後最初の展覧会として「乳の展覧会」が開催され、続いて「衛生工業展覧会」が開かれている。昭和になると、全国学

校科学教育、児童生活、産業教育、温泉展覧会等がもたれている。どちらかということ、被災後の博物館事業は復興ということで資料の収集に主力が注がれた。震災に関する資料、機械電気、建築土木、航空、灯火器、農産農具に関する資料等が主なるもので、今日なお保存されているものが尠くはない。

昭和6年東京科学博物館と改称された。震災復興ということで、現在の地に飛行機型の建物（1号館）が完成してから、標本室や研究室の使用なども許し、団体観覧者に対しては活動写真映画を求めに応じて上映するという積極的な活動も開始している。一方では、埋工学に関する展示が充実改善され、観覧者自らが実験観察をする装置の採用とか、時間を定めて陳列品の実験を行なってみせる方法などもとり入れている。特別展は昭和7年に開いた「江戸時代の科学」展を最初に、腊葉、電気通信実演、昆虫標本製作、シーボルト資料、天然色映画発達資料、蒸汽文化、昆虫、音響科学展覧会等が13年までに開かれている。今なお実施されている動植物の採集会、地学見学旅行、理工学施設見学会等の館外活動の基礎がこの頃に築かれた。しかし、戦争が苛酷になるに従って教育活動にはみるべきものがなくなった。

昭和24年国立科学博物館と改称された。戦後の社会が安定するにつれて、次第に教育活動も活発となり、毎月第1日曜を天体観測法講演会、第2上曜を気象普及講演会、第3土曜を天文学普及講演会という形で定期的に実施している。地学や動植物の見学採集会も漸次復活した。25年には移動展という名目で小田原市で開かれた展覧会は新しい館外活動として注目される。館内の特別展は第13回腊葉公開陳列会を皮切りに自然史科学、理工学の中広い分野にわたって、年6回内外で今日まで計130回開催されている。名称も時により「公開陳列会」「特別陳列」「特別展覧会」「特別展示」「特別展」「……展」と一定していない。

科学博物館に対する社会的な要求は、時代のうつりかわりと共に変遷しているが、研究がすすみ、学問が細分化されるにしたがって、新しい性格が要求されることとなった。それが日本学術会議の勧告による自然史研究センターとしての役割りであった。その結果、37年の法改正で「国立科学博物館は自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用の調査研究を行ない、並びにこれらに関する資料を収集、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する事業を行ない、あわせて自然史研究の指導連絡及び促進を図る機関とする」となり、従来的一般公衆を対象とする自然科学とその応用に関する分野の社会教育機関が、その性格も使命も違う研究機関的機能が併置されることによって、新しい一歩を踏み出している。だからといって、教育活動に際立った変化がみられたのではなく、依然として従来からの教育活動が続けられていることには変りはない。しかし、戦後20数年間に実施してきた教育活動が、果して時代の趨勢にかなったものであったかどうか、中央国立科学博物館として在るべき姿の教育活動であったかどうか、謙虚な立場で反省しなければならない時期にきている。

次に過去5ヶ年間（36年4月～44年3月）に実施した活動を整理し、実態を明らかにしよう。

4. 教育活動の実態

教育活動の内容については、既に「博物館学入門」に記載されており、それを項目別にかがうことができる。第1表左側は博物館学入門に掲載されている鶴田総一郎の分類を基にして、博物館研究31巻10号で修正したものである。この表で明らかな如く、教育活動は館内と館外の活動に大別され、両活動とも展示資料に関する直接的な活動と、一般活動とに細分される。表の右側はこの分類にあてはまる国立科学博物館の活動を記入したものである。

以下、項目ごとに内容を検討しよう。

A. 館内教育活動

A1については一応aからeまでの項目を実施している。aは定期的に自然史部門の地学、動物、植物関係の展示品について実施している。それは解説というより、俗にいう案内である。団体観覧等で案内を求められることもあるが、特別な場合を除いて、現状では観覧者の意を十分に満たすことができない。bは放送施設があり、展示場の案内等は随時放送しているが、直接展示資料を解説する設備はそなえられていない。ボタンを押すと解説が流れるという装置をおいたこともあったが、解説を最後まで聞かないで、次の陳列品にうつるといふ傾向が強くと長続きはしなかった。cは案内、手引、ガイドブック等が作成されている。しかし、ガイドブックは専門の研究者によって執筆されるために、一般的な展示品の解説というよりは、むしろその分野の概説書の傾向が強くと、ある程度の知識がないと理解しにくい点もある。児童生徒に手軽に読まれるような解説書の必要を痛感する。dは特別展に附随して講演会、解説案内を時により実施しているが、直接常時陳列に関連した列品解説等の集会研究は行なっていない。eについては年6回前後開催している。特別展は教育活動の大きな柱をなすものであるが、現在常時陳列の補填を目的として企画実施されてはいない。

2aについては、博物館教師（Museum teacher）を置くことによって、一応この目的を達するのであるが、制度としては東京国立博物館と同様に普及課がおかれ、この分野の仕事に携わっている。しかし、普及課職員は専門職であるとはいいいながら、普及事務に迫られ、常に観覧者と接触を保って十分にその目的を達しているとは考えられない。常に観覧者と接触し質問や相談にあずかる専任職員を置くことが必要であろう。bは研究室、標本室を随時開放して研究者等に便宜を図つ

第1表

国立科学博物館の教育活動

教育活動の基本的な分類	国立科学博物館の教育活動
<p>A. 館内教育活動</p> <p>1. 展示資料に関する直接的な教育活動</p> <p> a. 案内人</p> <p> b. 案内施設</p> <p> c. 出版活動及びその他の資料作成頒布活動</p> <p> d. 展示資料に直接関係する集会活動</p> <p> e. 特別展</p> <p>2. 一般館内教育活動</p> <p> a. 博物館教師等教育活動のための人</p> <p> b. 各種施設の開放と指導</p> <p> c. 利用者との組織的結合</p> <p> d. 学校教育の補助活動</p> <p> e. Reference Work</p> <p> f. 各種館内集会活動</p> <p> イ. 博物館活動に関する協議会、研究会、座談会、懇談会等</p> <p> ロ. 研究発表会</p> <p> ハ. 講演会、講習会、研究会、研究講座、文化教室、夏期大学、指導講座等</p> <p> ニ. 技術講習会、実験実習講座等</p> <p> ホ. 映画、幻灯、テレビ、ラジオ、紙芝居、人形芝居、劇等直接視聴覚に訴える形式の集会</p> <p> ヘ. 趣味の集会その他</p> <p> g. 絵画、研究論文、作品等の各種懸賞募集、コンクール等</p> <p> h. 各種記念行事、年中行事等</p>	<p>定期的な案内(毎週火木土の3日間地学、動物、植物関係)不定期的な案内(団体等で特別に案内を求められたとき)</p> <p>館内案内のための放送</p> <p>国立科学博物館の手引、英文案内、ガイドブック(脊椎動物の進化、哺乳類、地衣、維管束植物、岩石、時計)等</p> <p>展覧会に附随して実施する講演会、講習会、説明案内等</p> <p>年約6回の開催</p> <p>研究室、標本室を開放して研究者の便を図っている。図書室の一般利用、学会・同好会・談話会等への会場の貸与</p> <p>財団法人科学博物館後援会が組織されている</p> <p>児童生徒の館内案内、教科に関連した映画の上映</p> <p>各種の紹介質問に対する情報の提供</p> <p>博物館に関する研究会(国立科学博物館振興に関する会議)の開催</p> <p>学会等との共催による研究発表・絵会等、「日本列島の自然史科学的総合研究」の発表、海外博物館視察報告会等</p> <p>自然科学とその応用に関する各種の講演会、講習会、講座等を随時開催している</p> <p>剥製作成講習会、科学写真講習会、気象講習会、魚拓作成講習会等</p> <p>毎日曜・祝日の科学関係映画の上映(午前・午後各1回)</p> <p>博物館週間のセミナーの開催、博物館週間の講演と映画の会等</p>

国立科学博物館の教育活動

<p>B. 館外教育活動</p> <p>1. 展示資料を中心とする館外教育活動</p> <p> a. 移動展示</p> <p> b. 展示資料の貸出</p> <p>2. 一般館外教育活動</p> <p> a. 博物館教師等による巡回または出張指導</p> <p> b. 各種館外集會活動</p> <p> イ. 採集會、見学旅行</p> <p> ロ. 夏期学校、冬山教室等</p> <p> c. 館外調査研究の実施</p> <p> d. 広報、宣伝活動</p>	<p>移動展(生物の進化、動くおもちゃの科学、日本の科学を築いた人たち展)の開催</p> <p>所蔵資料を地方博物館等の要望により貸出している</p> <p>移動展等の講師派遣、陳列指導者等の派遣</p> <p>地学・動物・植物関係の採集會、見学旅行、工場研究所等の施設見学会を随時開催</p> <p>夏休みの子供を対象にした「母と子のための採集と見学会」「自然に親しむ会」(3泊4日)等内外における自然科学博物館の調査、日米科学教育交換映画の観覧調査等</p> <p>毎月「催物ニュース」の発行、自然科学と博物館、国立科学博物館研究報告、国立科学博物館専報の発行等</p>
---	---

ている。技術関係の剝製・薄片製作室等は大学の博物館学講座受講生の見学に大いに利用されている。学会、同好会等が講義室、講堂等を利用する例は、年々多くなる傾向になり、施設利用という面では大いに活用されている。cについては、博物館の利用を促進し教育効果をあげるための、いわゆる友の会的な組織ではないが、昭和14年に「科学博物館の事業を後援し併せてその普及発達を助長する」ことを目的に設立された財団法人科学博物館後援会が今日なお存続している。また、館の研究者が世話役となり、地学同好会、天文研究会等が組織され活動を続けている。日本菌学会、日本貝類学会、日本科学史学会等の事務は関係研究室で行なっており、研究的な組織を通じても利用活用されている。dについては、積極的に活動していない。国立科学博物館振興に関する会議では「学校教育に十分利用されるように展示の改善、教育活動の強化等に努めることが必要であり、学校側においても、

もっと館を有効に利用する努力が望まれる。そのためには、学校の理科担当教員等と館との懇談の機会を持つことが望ましい」とされているが、博物館が利用される機会をまつのではなく、利用させるために積極的に働きかける努力を払わねばならないであろう。理科教育センター、青少年センター等との密接な連絡も必要となってくる。eについては、一応普及課で処理するが、専門的な事項については研究部で行なう。fは6項目に分けているが、へ以外は実施している。イは国立科学博物館振興に関する会議がもたれ、昭和42年11月1日その在るべき姿が文部大臣に答申された。ロは学会等との共催で随時研究発表等がもたれている。ただ、観覧者が博物館を利用した立場から、博物館の展示内容を主題にした研究集會等は実施されていない。ニは技術修得のための集會であり、剝製講習會が好例として挙げられる。この講習會は他の施設では実施不可能な講習會であり、国立科学

博物館独自のものの一つでもある。ホの分野では毎日曜、祝日に上映している映画会が挙げられる。主として、その時に開いている特別展に関連したフィルムを上映している。年2回の無料公開日である「こどもの日」「文化の日」は、ここ数年ウォルト・ディズニーの秀作を上映することが慣例化している。へはとくに実施していないが、将来生活のなかにとけこんだ教養講座等を考えねばならないであろう。gは博物館と児童生徒、或は一般公衆との有機的なつながりをもつものとして、最も適した活動であるが、これに該当する行事は実施されていない。過去には「科学写真コンクール」が実施されたこともあった。毎年10月の第2週が全国博物館週間であるが、この週間のために実施した行事がhにふくまれる。数年前には博物館セミナーを開き、博物館に関する諸問題を討議したこともあったが、最近では東京都博物館協議会²⁾と共催で「講演と映画の会」を開いて、週間の意義を高めている。

B. 館外教育活動

1 aの移動展については、前章で触れた如く、戦後小田原市で最初に開かれている。移動展として特別に予算が計上され、本格的に実施されたのは昭和40年からである。毎年地方の博物館施設等を会場にし、地元の県教育委員会と共催で実施している。今までに「生物の進化」「動くおもちゃの科学」「日本の科学を築いた人たち」を主題にしたが、本年は第9次南極観測隊の極点旅行の成功を記念して南極に関する展覧会を予定している。過去4ヶ年で15ヶ所を会場にし、延454,411名が観覧している。bについては、所蔵資料を地方博物館等の要望により無償で貸出している。写真資料のみは、過去に館内で開催した写真展の資料をセットにして貸出している。近年は百貨店で開かれる展覧会が多くなり、貸出し数も増加の傾向にある。前記した如く、博物館と学校教育が密接に結びつかねばならないとするならば、教科にみられる標本を組にして学校に貸出し、教材

として有効に活用されるような方向に持ってゆくことも、将来は考えねばならないであろう。

2aは博物館が地域社会と密接に結びつくために必要な活動である。しかし、国立科学博物館は、たんに東京地域の科学博物館と考えるよりは、中央科学博物館として国内の科学博物館の模範的、指導的な立場からの活動を実施しなければならないが、現状では資料貸出しに伴う陳列指導の職員派遣程度に止まっている。bは教育活動のなかで最も数多く実施されているものである。イは動物、植物、地学、理工の幅広い分野にわたっている。時により採集会、観察会、見学会などといわれる名称が使用される。ただ、採集会については、多人数で標本を採集することによって、現地が破壊されるので、自然保護という立場から考えれば問題がある。ロに属するものとして、夏休みに母と子を対象にした活動が挙げられる。磯の生物、昆虫、植物、化石等に分けて実施している。貸切バスを利用するので、事前・事後の指導は車内で行なっている。宿泊を要するものに「自然に親しむ会」がある。自然に身近にふれて勉強しようとするもので、栃木県塩原、福島県会津若松、新潟県佐渡・長岡などで実施している。cは博物館利用者が館外で各種の調査研究をする場合なども含まれるが、利用者の調査研究を積極的に援助している事例はみられない。ここでは職員による調査研究のみが挙げられる。昭和42年度から23年間の長期にわたって実施する「日本列島の自然史科学的総合研究³⁾」、日米科学教育映画交換事業⁴⁾で、米国から送付されたフィルムの教育的価値についての調査等はこの範ちゅうにはいる。dについては、教育活動を事前に周知させるためのものとして「催物ニュース」がある。都内・近隣の小中学校、各種の報道機関、全国の科学博物館等に配布している。その他、全国科学博物館協議会⁵⁾の機関誌的な役割も果たしている。「自然科学と博物館」や、研究成果を公表する「研究報告」「専報」「南極資料」等も刊

行されている。

以上、国立科学博物館の教育活動を整理し、若干の問題点をあげた。一口でいうと、教育活動はいたって広い範囲に亘っているが、国立の中央科学博物館として、最も重要視しなければならない分野の活動が弱く、実施しやすい分野の活動が主になっているという感を強く受ける。

次に教育活動のなかの館外集会活動について、普及課に保存されている資料を整理し、参考に供したい。

- 註1) 昭和42年8月より茅誠司を議長として開かれ、同年11月1日、「国立科学博物館の在るべき姿」を文部大臣に報告した。審議の内容等については、杉江清「国立科学博物館の拡充整備について」(国立科学博物館90周年記念誌)に掲載されている。
- 2) 東京都内の博物館とこれに準ずる施設が大同団結して、相互の連絡協調を密にし、博物館事業の振興に寄与することを目的として、昭和42年5月27日設立された。当初の事業計画は、1.都内の学校その他社会教育機関との連絡、2.博物館週間の有効な実施、3.情報交換のための資料の作成、4.研究会・連絡会の開催、5.巡覧パスの利用等が挙げられている。
- 3) 日本列島の自然史科学に関する資料(動物、植物、古生物、岩石、鉱物等)の利用や保存を図るために、実態の把握が必要と考えられ、昭和42年度から日本列島の主な地域11ヶ所を選び23年間にわたって調査するものである。42年度は陸中海岸、早池峰山を中心とする地域、43年度は対島および壱岐を調査している。調査の目的等については今泉吉典「日本列島の自然史科学的総合研究について」

(第16回全国博物館大会報告書)に概報がある。

- 4) 1963年6月の池田・ケネディ会談により、日米科学協力事業の一環として昭和42年度から実施された。日本側は国立科学博物館が、アメリカ側はAmerican Science Film Associationが実施機関となり、毎年1000分1500分の範囲で両国の科学関係映画を交換している。交換の経過については石田清一「日米科学教育映画の交換の経過」(自然科学と博物館35巻5・6号)に掲載されている。
- 5) 全国の科学博物館とこれに準ずる施設が相互の連絡協調を密にするために、昭和42年6月第15回全国博物館大会(名古屋)の際に成立した。理事長館は国立科学博物館であり、全国科学博物館施設一覧の発行や剝製講習会等を開いている。

5. 館外活動1・2の統計

国立科学博物館で過去5ヶ年間(昭和39年4月から44年3月まで)に実施した館外集会活動は総計206回である。

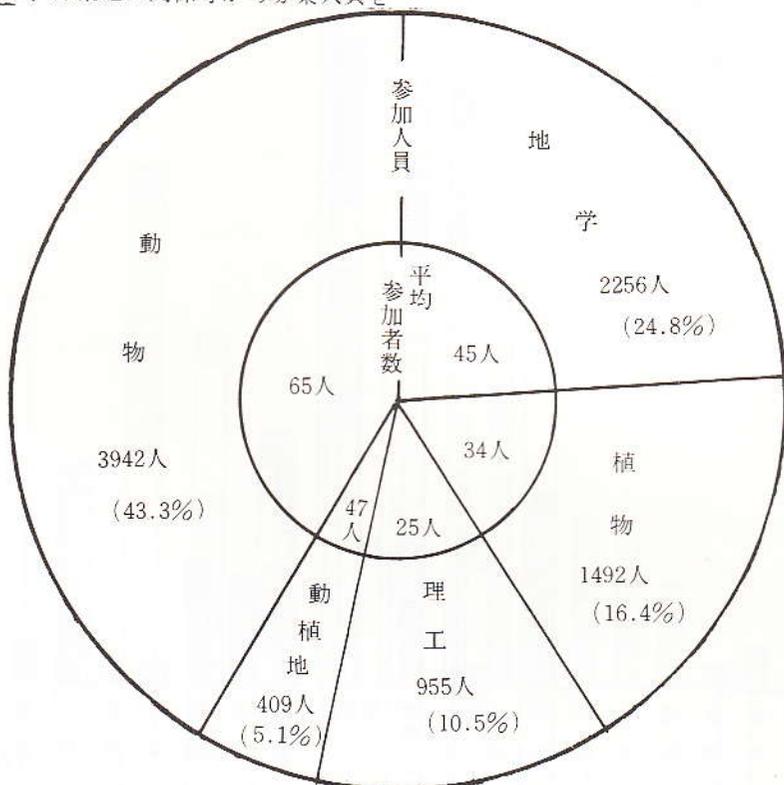
科学博物館の性格から考えて、実施した行事を「地学」「動物」「植物」「理工」「動・植・地」の5種に分けて考えてみる事ができる。「地学」は鉱物・岩石採集会、化石採集会、地質見学会等が含まれる。「動物」は磯の生物採集会、昆虫採集会、野鳥観察会、鳴く虫を聞く会等があげられる。「植物」は顕花植物の採集会、地衣・こけ類採集会、海藻採集会等がある。「理工」は各種研究施設、工場見学会等があげられる。「動・植・地」は2つ以上の部門を含んだ行事を同時に実施するもので、自然に親しむ会、天然記念物を探ねる会、植物と昆虫の採集観察会等が主なものとしてあげることができる。

5ヶ年間に延9,114名が参加している。最

国立科学博物館の教育活動

も参加者の多かったのは、磯の生物を観察する会の165名で、最低は電気試験所の見学会に4名という例がある。平均参加者数は44名である。部門別の参加人員、1回の平均参加者数は第1図に示した。この数字は参加人員の単純集計である。行事を企画した段階では指導上の限界、採集地の関係等から募集人員を

制限していることが多いので、無制限に募集した場合はかなり違った結果も考えられる。動物、地学関係の行事は定員に達することが多いが、理工の施設見学会は概して定員にみえないことが多い。これは平日に実施することが多く、参加しづらいということもあろう。



第1図 参加者総数・平均参加者数

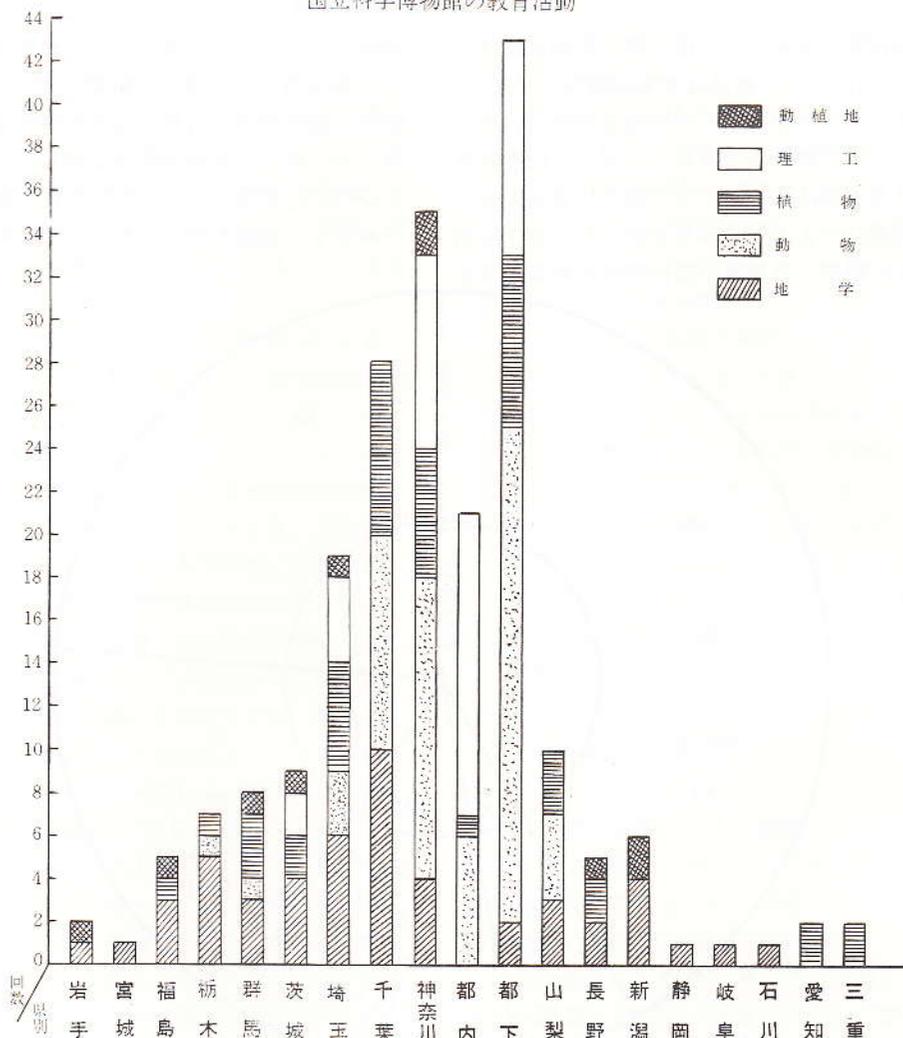
採集見学地の回数については、第2図に示した。東北、関東、中部、近畿の四地域18都県にわたっている。都下がもっとも多く、ついで神奈川県、千葉県の順になっている。概して東京から離れるにしたがって回数はすくなくなる。最も広い地域にわたって実施しているのは地学部門であり、採集地が限定されるので、毎年同一場所を繰返す傾向にある。施設見学会の見学先の大多数は東京でしめる。

月別の回数は第3図に示した。最も多いのは8月であり、最低は1月である。動物、植

物は5月が最も多く、6月以降は多少の波はあるが次第にすくなくなる。地学は8月を頂点として下降をたどる。これに対して、理工学関係の施設見学は6月から上昇をたどり2月が最も多い。ただ、1ヶ月間の行事数は毎月ほぼ一定しており、館外行事の多い時期には、館内行事はすくないという相互関係がある。

次に比較的参加者の多い地学関係採集会と野鳥観察会の参加申込者名簿(39年以降)を整理してみよう。両者は同じ館外活動でありながら、参加者の居住地、職業、年齢層等に若干

国立科学博物館の教育活動



第2図 地域別実施数 (東京都のみは都内・都下に分けた。都内は23区であり、それ以外の郡市部を都下とした)

の相違がみられる。

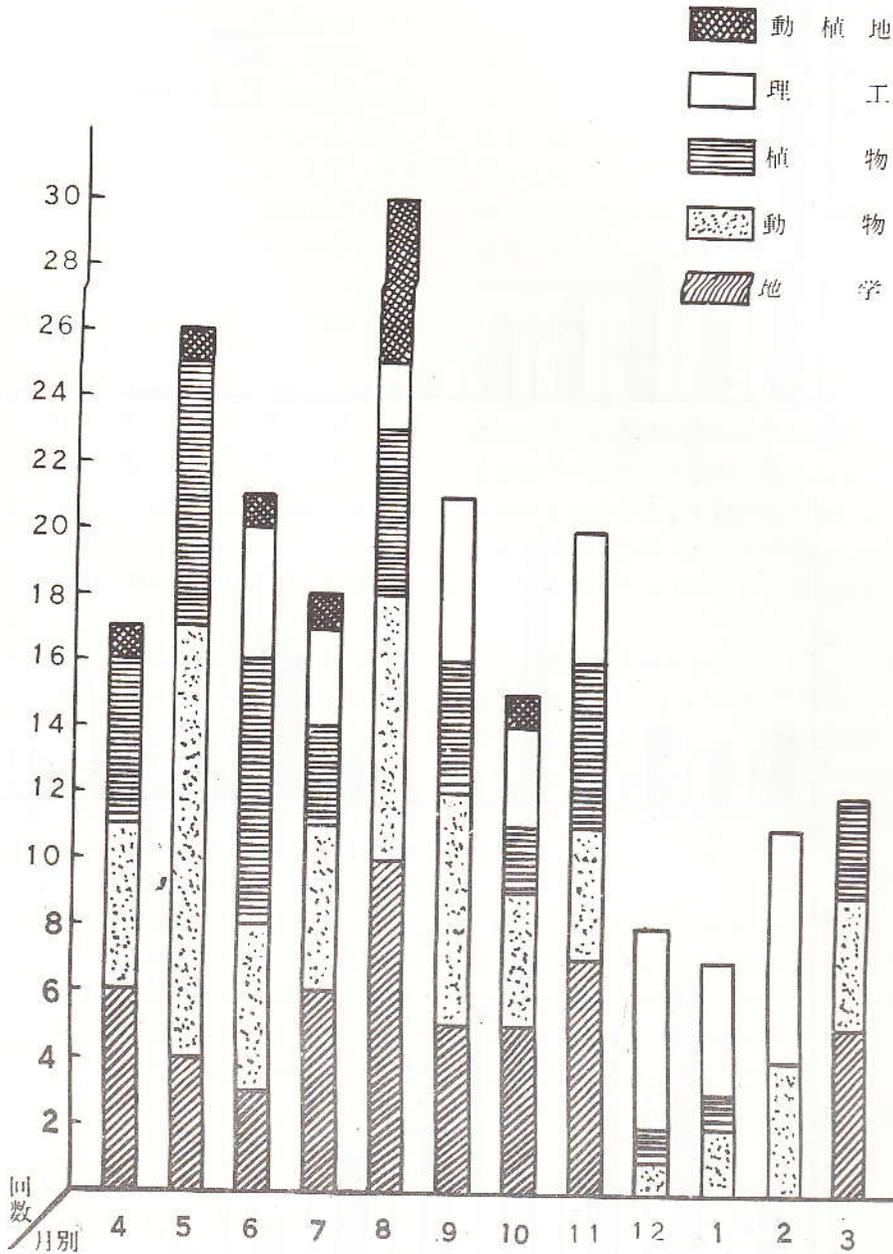
地学関係採集会の申込者総数は1213名であり、男女の比率は82%と18%でしめされる。地域的には都内が68%で最も多く、つぎが神奈川県14%である。その他の県は10%以下である。年齢別では30代が最も多い。職業別では教員が31%で最も多く、つぎが会社員である。図にはしめされないが、教員のうちの大多数は30代がしめる。また、中・高校生はどちらも1年生が多く、2年3年となるに従ってす

くなくなる傾向にある。

野鳥観察会の申込者総数は1054名である。男女の比率は66%と34%でしめされる。地域別では都内が66.4%で最も多く、都下をあわせると87%以上をしめる。年齢別では会社員が28%で最も多く、つぎが主婦の14%であり、教員は3位をしめる。

以上は単純集計から得られた結果である。こまかく分析すれば、なおいろいろな問題が提示されると思う。

国立科学博物館の教育活動



第3図 月別実施数

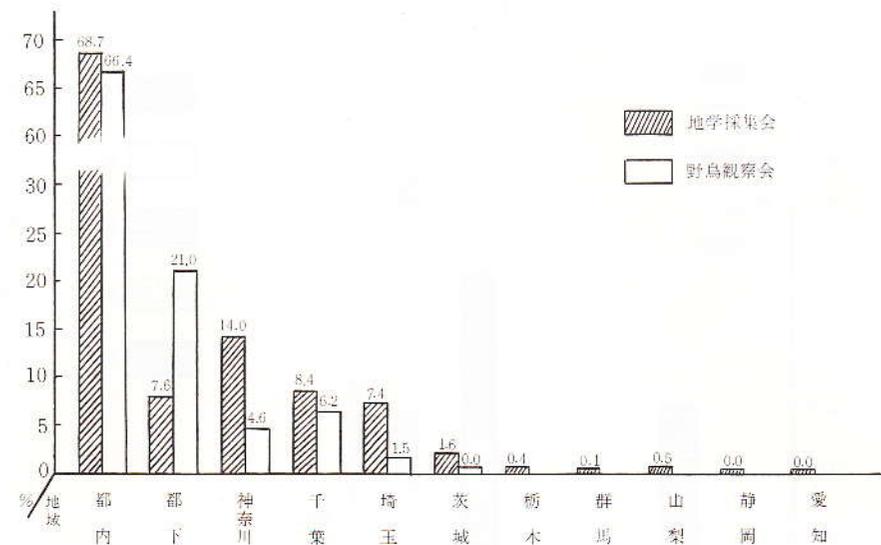
事業を実施する場合に、ただ漠然と企画するのではなく、過去に実施した事業の実態を調査し、分析し、その結果に基づいて、もっと

も適切な方法で企画実施することが必要ではなからうか。

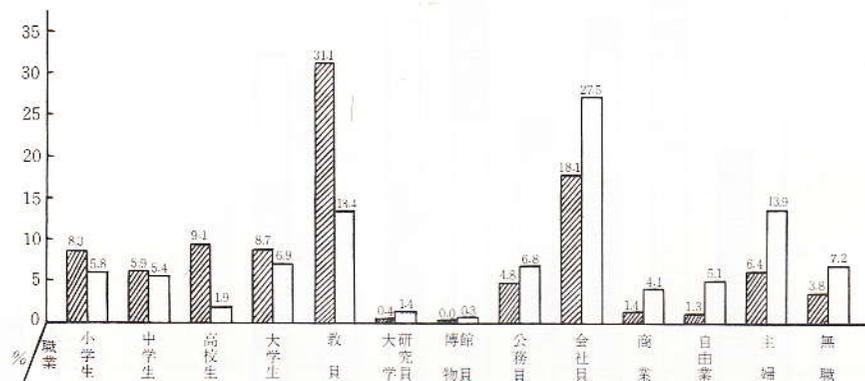
註. 本章でとりあげた職業の分類は、日本標準職業分類にはよらない。

国立科学博物館の教育活動

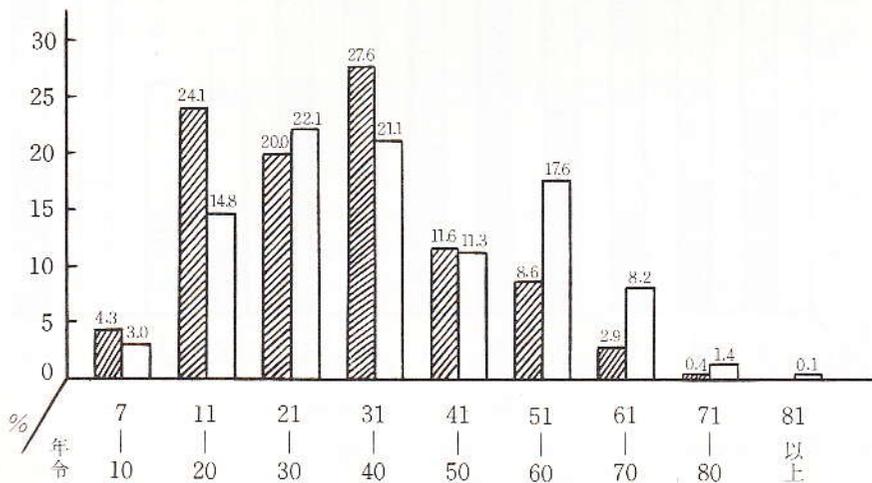
地域別



職業別



年齢別



第4図 地学採集会と野鳥観察会の比較

6. あとがき

国立科学博物館の90余年の歴史をふりかえると、教育活動には一貫した筋道があったわけではなく、紆余曲折している。しかし、それなりに時代の要求に応じて、時代に即応した活動が実施されてきているともいえる。

最近の一つの教育活動の方向として、文部大臣に提出された国立科学博物館振興に関する会議の報告の中に、博物館自らがなう教育活動の留意点として、

1. 博物館にふさわしい観察、実験、実習、製作等の指導を行なうこと。
2. 自然を知り自然に親しむ野外活動を行なうこと。
3. 同好者の活動に別宜を供与すること。
4. 専門講座を開設し、または研究者の養成を援助すること。
5. 科学知識の普及啓発に資する出版活動を盛んにすること。

などが挙げられている。陳列資料に多少の説明をつけて観覧させるだけでは教育効果に限界があり。そこで、教育効果をより高めるためには、各種の教育活動が当然必要になってくる。留意点のどの項目に重点をおき、どのように実施するかによって、教育活動のあり方が具体的に決定されるであろう。

国立中央科学博物館として、基本的にはどのような性格の教育活動を実施しなければならないのか、まず、科学および技術の普及啓発に資することを基本的な目的としなければならないとされる。そのためには、普及啓発

の目的である科学および技術の範囲は包括的でなければならないし、また、中央科学博物館として指導性をもたねばならない。この指導性のためには、当然網羅的な標本採集からはじまり、高度の研究水準を維持する必要がある、国内の同種の博物館に対しては、模範的でもなければならない。そのためには、国内の科学博物館事業振興の中核であることも必要であろう。昭和42年に設立された「全国科学博物館協議会」はこのような考えを実現する拠り所として意義のあるものと考えられる。さらに、国立中央科学博物館としては、国際的であるということも必要となってくる。現状では欧米諸国の中央科学博物館に比して、まだ著しく立遅れており、国際的な水準にまで高める努力をはらわねばならないし、たんに諸外国の模倣受入れのみでなく、わが国独自の教育活動をも生み出さねばならないであろう。

「人間は教育されなければならない唯一の動物である」といわれるが、博物館事業に従事するものとしては、「人間は博物館で教育されなければならない唯一の動物である」というような夢が、教育活動を通じて少しでも実現しないであろうか。

〔附記〕 本文では「展示」と「陳列」の両語を使用しているが、厳密には区別して使用していない。両者の相違については小山内直子「いわゆる展示という用語について」Mouseion 4を参照されたい。(1969年3月記)

(国立科学博物館普及課係長)

天理参考館の教育活動について

近 江 昌 司

- (1) 参考館の特殊性と宗教活動
- (2) 天理ギャラリーの教育活動
- (3) 寄贈品コーナーの意義

- (4) 展示品の対象者
- (5) むすび

(1) 参考館の特殊性と宗教活動

表題について記述する前に、天理参考館の概観と特殊性について申しあげておかねばならない。しかしそれも詳しく書けば随分長いものになるので、必要部分についてのみ記すと、天理参考館あるいは単に参考館と略称されることが多いが、正しくは天理大学附属天理参考館である。従って文字通りにいえば大学附属の博物館なのである。

創立は大正末年にさかのぼるが、天理教の海外伝導に最も必要な技術は、第1に外国語であるとして、外国語専門学校が開設された。

第2に海外諸国の生活様式・風俗習慣・宗教事情を知らねばならないとして、関連資料＝今日の民族資料の蒐集が始められた。

昭和5年に至って、多量に集った各種の民族資料を一堂に展示されることになり、同時に天理参考館の名称もつけられた。そのうち殊に後進地域に於ける民族資料の蒐集は、伝道者による蒐集であって、民族学の専門家によるものでなかったためもあって、考古学の資料との混乱をまねき、民族資料と称して蒐められたものの中には、若干量の考古資料が混入する結果となり、また当時の学界の情勢としては、両資料の区分が必ずしも明確でなかったこともあって、漸次考古資料の蒐集も併せ行なわれるようになった。

戦後になって、大学附属博物館としての組織も充実し、博物館相当施設ともなって、名実ともに「歴史民族(俗)博物館」の形態をとるようになった。

展示場の総面積 4232 m² 収蔵資料数は、昭

和43年現在考古美術資料18,600点・民族資料36,289点・交通関係資料 193,000点である。

さて天理参考館の特殊性は、運営や組織の面でもいろいろあげることが出来るが、その一つに全く宣伝活動をやらない点があげられる。従って博物館学でいうところの積極的な教育活動も殆んど行っていないのである。その消極的な理由の一つには職員数の絶対的不足をあげることが出来る。専任職員11名という数は、他の私立博物館に比較して、左程少ないとはみえないかも知れないが、例えば新収品は一年平均8000点に達する、(新収品の多量なことも、特殊性に入るのかも知れない)この世界各地から集まる考古、民族資料を7人の学芸職員が受入れから始まって、分類・修理・整理・撮影・納庫・調査・展示に至る業務を処理しており、観覧者受附から資料管理の業務を2名が、庶務会計を2名が夫々に担当しているのが現状である。従って宣伝、教育活動まではとうてい手が廻りかねるのである。

さりながら教育活動については、全く無関心であったり、全く実施しないというのではない。極めて消極的ではあるが、或いは教育活動に関連するのではないかと思われる2、3の実例を述べて、若干の問題を指達することにしたい。

天理参考館の性格の中には、社寺の博物館と檀家・氏子との関係に相似たものが、天理参考館と天理教信者との関係に見出すことが出来る。つまり社寺の博物館には、氏子や檀家を教育する、あるいは啓蒙する役割があるように、天理参考館には、少なくとも天理教信者

を文化的に啓蒙する役割がある。ただ両者には本質的な相異があって、社寺の博物館の展示品は、夫々歴史的な経緯があって所蔵されている。これに対して天理参考館の蔵品は、天理教の歴史や教義に関連する資料は全くないのである。(そうした資料については、天理教内のある機関に於いて蒐集保存されており、時には展示されている)しかし、天理教の海外伝導の面において、伝導者の必須知識である該当諸国の民族宗教、生活様式等について、寄与していることにおいては多少の関連と両者の類似性を指摘することが出来るであろう。

天理教との関連に於いて、資料面とは別に、最も深く、且つ重要な役割は、かつてキリスト教の発展過程に、病院や学校等多くの文化施設を作って、社会事業に多大の功績を残しながら、世界的な宗教に大成したのと同様に、天理教もかまわずの文化事業を推進して、それが即伝導の足がかりとも、宗教のイメージを投与する機関ともなりつつ発展している。

そうした天理教の文化事業の大きな一翼を形成する図書館や病院と併んで、天理参考館と名づけられた博物館が存在するのである。その意味では、キリスト教の病院によって、キリスト教博愛主義が、宣伝浸透されたごとく。ミッションスクールによって、白山平等を基調とするキリスト教精神が、西洋社会に育成されたごとく。天理参考館は、日本における民族学、考古学、博物館学、博物館界の発展に大きく寄与する使命と、同時に天理教の文化的発展に協力する義務が与えられている。

こうした面での活動の1つとしては、東京都内に在る天理文化センターの中に、天理ギャラリーと称する資料展示室を設けていることがあげられる。この天理ギャラリーは、機構の上からは天理参考館と別の組織になっている。然し実質的には天理参考館東京分館のような性質が多分にみられるのである。

(2) 天理ギャラリーの教育活動

すなわち天理ギャラリーという展示施設は、通年3～4回の展示をおこなっているが、必ず天理参考館および天理図書館の所蔵品の中から、テーマを作って企画展示することになっている。(ついでに記すと、天理参考館では所蔵資料の貸借は一切おこなわない方針である。従って天理参考館および天理ギャラリーの企画する展示には、他館から資料を借用することは、原則的にはみられない)これはまた天理参考館が天理市という交通不便の地方に所在するために、関東地方の人達にも容易に観覧してもらえるようにという配慮から出来上がったものである。

この天理ギャラリーでは、博物館学でいうところの教育活動の分野として、極めて一般的な方法であるが、毎回の展示ごとに、30頁内外の解説書を兼ねた図書を発行し、テーマに応じて選択された講師を外部からも招いて、講演と列品解説をおこなっている。そのほか友の会を組織して随時、見学会、講演会を催している。

ここでの問題点は、毎回の展示企画・実行者は、参考館、図書館の職員が順番で担当するために、相互の連絡が不十分になり、全般的に統一のとれない面が出て来ることである。

殊に観覧者の水準についての認識が、毎回の企画者の間で一定していないために、時には研究者、専門家、大学院学生以上でない理解出来ない企画展示内容であったり、ある時は近年流行のいわば趣好者を多く対象とした企画であったり、またある時は初心者を対象とした入門的な展示であったりする。

この問題は教育活動についてのみ考えても大変困った、また難かしい事柄を内在している。本来、毎回の展示水準に変動が多い場合には、教育活動もそれに伴って、少なくとも内容は変化せねば実際の効果はうすいものとなる。しかし天理ギャラリーに於ける教育活動の現状は不変である。

それにもかかわらず、観覧者数は毎回ほぼ一定していて、大きな変動はみられないのである。つまり悪くいえば、何をやっても客は来ると云う現象が生じているのである。そして観覧者は毎回似たような感動と印象で帰っていくのである。

多少の差はあれ同様な傾向は、東京・大阪等の大都会とその近郊に在る豪華な設備をもった博物館、美術館にも共通してみられる現象ではなからうか。所謂ファン層が各博物館に形成されて来ているのではなからうか。(勿論新聞社等の機関と共催あるいは後援のような型で提携して行なわれる特別企画展は別にしておくことである。)このような観覧者動員の固定化の原因の一つに友の会活動の類型化があげられよう。

事実友の会活動の現状維持によって、ある線までの観覧者動員数は確保されると考えられる。これはまた企画展示の内容にまで、ある種の安易さが生じることになる。同時に他面では、個性的な企画・展示・内容の実現は、友の会活動に対して、少くとも会員数の増加という意味での、活発化を促進するかも知れない。しかしそうした型での会員数増加は、極めて形式的な発展と云うべきであって、決して友の会活動の内容の充実や、実質的發展というべき筋合のものではあるまい。

観覧者固定化の原因の2つには、博物館のサロン化があげられる。これは設備の整った奇麗で大きな博物館であればあるだけ、この傾向は多くみられる。与えようとする知識は一見高級である。展示品は一流の芸術品である。建築や設備は完全に豪華である。飲食物も館内で販売されている。これでは例えば上品なデイトの場所として利用されるのも当然である。天理ギャラリーも含めて、この種の博物館においては友の会活動以上の教育活動は不在である。

私は博物館の観覧客の個定化——友の会活動の個定化——博物館のサロン化の傾向は、この種の博物館においては、容認さるべき現象であろうと思うのである。従ってこれらの

博物館には友の会活動以上の教育活動はさまざまではないし、また求むべきものでもなく、その意義も低いものと思われる。博物館の教育活動の実質的發展・充実は、地域社会の福祉と密接に結合した郷土博物館や、国民全般の文化的福祉向上を意図する公立博物館においてこそ、必要不可欠なものなのである。

天理ギャラリーの場合は、教育活動はさまざまに活発なものでなくても一般的な方法内容でよろしいといった妙な結果になってしまったが、それはそれで肯定される観覧者も多いことであろう。勿論これには大都会近辺の、比較的豪華な博物館の類について、と云う限定になつての話である。

さて大都会周辺の豪華な博物館に於ける教育活動の惰性化を指摘して、むしろ現状肯定をのべた結果になったが、次にもとに戻って参考館の教育活動について2、3の問題を指摘してみたい。

(3) 寄贈品コーナーの意義

天理参考館の展示室の玄関ともいふべき、入口左側の場所に、寄贈品コーナーと称する展示室が設けられている。このコーナーは、月々増加する寄贈資料のすべてを、整理後に必ず寄贈品コーナーに一度展示して、観覧者に紹介され、その後収蔵庫に納置されるシステムになっている。

この寄贈品コーナーの設置は、多少教育活動と関連するところがあるので、今少し説明を加えてみる。

一体に参考館の観覧者数の内、最も多いグループは、天理教布教師が信徒を案内して来る場合である。これは全体の約4割を占めている。このグループはまた寄贈者としても最も数が多い。これに対して被寄贈者である参考館としては、創立の目的からしても、このグループに対する教育に、最もウエイトをかけねばならないものである。また布教師の側からいえば、天理教に関する概念や理解を与えたとともに、充実した文化活動の印象

を強めるためには、参考館は大変都合な、かつ効果的な施設なのである。

彼等は多くの信者、乃至は被布教者を引率して参考館見学に来ると「こんな珍しい、美しいものが展んでいます」といった興味本位の説明は第2の事柄であって、「この壮大な博物館はわれわれの手でつくられているのである」とか「われわれのためにこの博物館は存在するのである」ということを最も主眼として強調し、説明することが第一の眼目としているのである。

毎月の寄贈品が膨大な数に達する背後には、実はこうした信者を中心とした観覧者と参考館の一体観があるのである。決して、懇望したり、交渉した末にやっと得ることが出来た寄贈品ではないのである。

そうした理由で非常に多量の寄贈品があるわけであるが、そのためもあって、寄贈品の種類は種々雑多、実にいろいろなものが集って来る。博物館の重要な業務の一つである資料整理・分類にとって、不統一な蒐集品ぐらい面倒な難渋なシロモノはないので、その意味では多少問題も残るのであるが。しかし観覧者と天理参考館との緊密な一体観を生む根元を形成する寄贈品であるから、特別に寄贈コーナーを設けて、その一体観を更に強化すると同時に、一般への宣伝活動ともなるような処置をこうじているのである。また同時にこれは、寄贈者への御礼の心をあらわす一つの方法でもあろう。

さて博物館に於ける教育活動の第一の目的は、陳列品に関する知識の附与ということかも知れないが、その基礎には博物館と被教育者との密接な関係の維持、推進がなければ、知識の附与ということは一部の趣好者達のためのものにすぎなくなってしまうであろう。

天理参考館においては、教育活動の基礎的な作業である観覧者＝被教育者と、博物館との一体観を、他の博物館にはあまり見られない「おらが博物館」といったような、強固な

ものに仕上げるための、実質的設備、及至は作業をおこなうことによって、知識の具体的な附与といった、形式的な教育活動をカバーしているのである。

(4) 展示品の対象者

このような、観覧者総数の約4割以上を占める天理教信者層は、季節によってかなりの増減がみられる。最も多いのは祭礼日の前後であるが、昭和41年1月は、特別な祭礼施行月間にあたり、最高観覧者数一日2万人という記録があらわれた。

勿論このことはあらかじめ想定される人数であったから、2万人の観覧者を如何様に展示室内を誘導するか。事前に考慮した結果、次のようにおこなうことになった。

天理参考館の現状では、展示総面積の8割は4階と5階にしまわれていて、主要な資料はこの両階に展示されている。4階は主として海外の民族資料が展べられ、5階は主に日本およびオリエント・中国の考古資料が展べられている。そこで1日1万人以上の観覧者がおしよせた時は、4階民族資料室だけのコースと5階考古資料室だけの2つのコースに分けて、そのどちらかだけを見てもらうことにした。

館員の予想としては、4階の民族資料コースは常に一般公開して、開放といってもいくらい容易に観覧出来るコースである。

ところが5階の考古資料は、理科学的な保存処置と管理の上からの理由で、平日は若干の観覧制限をおこなっていた。そんなわけで両コースに特別な差別をしている気持は毛頭ないのであるが、館員も無意識のうちに、5階の考古資料の方が何となく重要なものという、やや特別な眼でみるようになっていたのである。従って恐らく4階(民族資料)コースの観覧者から、重要なものを自分達には見せなかったという不満の声があがるのではないかと思われたのである。

ところがいざ蓋をあけてみると、実際の不

滴の声は5階(考古資料)コースの方から聞かれる結果となったのである。それも「自分達はこんなものを見に来たのではない」と云う、大変露骨な云い方で聴かされたのである。こういう不満の声をあげた人達の根拠は、4階(民族資料)コースの者の感想や印象を聞いたからであるから、考古資料と民族資料との外面的な相異から来ているのであろう。

しかしこのことを云いかえれば、博物館の見学者の大部分は、ものめずらしいものを見たがっているのと同時に見てわかりやすいものを要求している。従って学芸員の予想とは全く逆な答が出たのである。更に普遍してみると学芸員が頭の中だけで考えて展べるものと、現実の観覧者との間に展示品に関する印象は可成大きなギャップが存在しているのである。

こうした学芸員の考え方と一般観覧者との上下の質的な差がかなり大きいのではないかという問題は、天理参考館に限らず、他の地方博物館に於いてもしばしばみられるところではなかろうか。この上下のへだたり・格差をなくすために教育活動が必要だといわれるであろう。それについて私の考えをいうならば、その際にもわざわざ学芸員が観覧者の所まで降りていく必要はないのであって、上まで登っていきこうとする観覧者こそ観迎すべきなのである。あるいはせいぜいそのために努力している観覧者に手をかけてやる程度のものが必要なのではあるまいか。

(5) むすび

実際に天理参考館では、一般の公共的な博物館でおこなわれている講演会・口頭による列品解説・見学会・友の会といった教育活動は殆んどやっていない。それには博物館としての形態が完備しない。人手不足、未整理資

料の山積といった理由はいくつもあげられるのであるが、それよりも天理参考館のような大規模な地方博物館で、しかも始めに述べたような、特殊な目的と条件を備えた大学附属博物館では、在来の類型的な方法での教育活動はおこない難く、また意義も効果も少ないのである。現実を申さば、摸索期というべきであろうか。

以上私の勤務する天理参考館の概要と特殊性を述べて、例えば天理ギャラリーの如き、大都会周辺の豪華な設備をもった博物館にあっては、多分にサロンの傾向が強まりつつあって、教育活動は類型的であること。然し観覧者はそれに満足しており、常に相応の入館者があること。従って、教育活動に新味は期待し得ず、現状維持であってこそ良上であること。天理参考館のような、特殊な目的と条件をもった私立大学の大規模な附属博物館では、博物館学でいうところの教育活動は、在来の方法では行い難く、効果は期待し得ぬことを述べてみた。

折角編集の先生から、表題の記述を指示されたのであるが、どうも結果的には云わば教育活動不要論のようなものを書いてしまった感じがしてならない。しかしそれなりに、何がしかの問題点を指摘したつもりである。

猶、大学附属の博物館である以上、大学との関係が密であることは当然であるが、実は考古、民族学の専攻課程は勿論、所謂史学科が当大学には設けられていない。従ってこの分野でも、他の大学附属博物館には見られない特殊な問題があり、殊に大学の授業との関係に於ては著しいものがある。これは別の機会に述べてみたいと思っている。

(天理大学附属天理参考館学芸員)

財団法人 横浜海洋科学博物館の 教育活動について

丸 山 晴 久

1. はじめに
2. 当館の環境と館内展示物について
3. 館外活動
4. 「博物館しんぶん」の発行
5. おわりに

1. はじめに

当館の教育性をお話しするにあたり、簡単ではあるが当館の沿革とその環境とについてご説明しておきたい。

当館は横浜開港100年（昭和33年）記念事業の一環として、海事関係者の熱心なる働きかけにより、神奈川県、横浜市の協力を得て、博物館建設の計画が進められ、昭和36年1月15日「成人の日」に開館の運びとなった。

当館の意とする設立趣旨は青少年へ健全なる海事思想の普及を日途としたものである。ご承知の通り、わが国は海に囲まれた国であり、日本列島に人間が住みついて以来、あらゆる面で海から恩恵を蒙っており、海と切り離して、わが国民生活は成り立たないであろう。ところが口では海国日本を自負している多くの人々も、実際には海事についての関心と知識の低いのが実情である。そこで少しでも多くの人たちに関心をもってもらい、あわせて正しい海事知識を身につけてもらいたいために当館は設置されたのである。こうした事情により設立された関係上、その活動方針は自から海事思想の普及に重点が置かれたわけである。

これから、その趣旨に沿って行なってきた地方の一小博物館のささやかな活動を、館内展示と館外活動との二項目に分けて概観してみたい。しかしながら、この活動は必ずしも順調になされているわけではなく、つまづきながら展開しているものであり、そこには小博物館のなし得る限界のあることを付記して

おきたい。

2. 当館の環境と館内展示物について

当館の立地は横浜港の中心、山下公園の地続きに建設された100mの展望塔（通称マリンタワー）の3階に位置している。

ここからは眼下に、世界貿易の窓口である港、瞬時も休むことなく活動を続ける大小さまざまな船舶を一望のもとに見渡すことができる。こうした観光地的な色彩の強い場所に営利を主目的とする施設と同居し、当館は社会教育を旗印にかかげ、公益性を維持すべき努力をはらっている。しかしながら、その観客層となると、物見的な色彩の強いことは否定できない。開館以来8年間に約500万人もの入館者を数えているのであるが、その何十%が当館への入館を主目的とした人数なのか不明である。（展望塔へ昇る券と博物館入館券とが共通になっているから）、しかしながら最近、当館のみの入館者が除々ではあるがのびている事実をみるにつけ、当館を主目的とする客層が増えつつあることも否定できない。

さて、その性格上、当館の展示資料は国宝もなければ、重要文化財的なものは一切ない。実物資料からかけ離れた模型資料が主体となっている。当館の展示の基本的な考えは、前に述べたように青少年を対象にしたわけであるから、それらに理解してもらえそうなものを中心に置いた。ところが海洋という言葉は無限の広がりをもっているため、これら全般を網羅し、展示することは、1,000㎡たらずの展示面積では不可能なことであり、欲張って

あれもこれもと展示しようとするならば必然的に断片的な展示に陥ってしまう。そこで自からテーマを絞り、限定した事柄を展示せざるをえないのであるが、この選択は実に困難な作業である。こうしたことから当館の方針としては、極力専門的な事項を避けるとともに、横浜という地域性とを考慮した。その上、「海洋科学博物館」という言葉はあまりにも広がりすぎるので、「海洋産業通俗博物館」というような意味に解釈し、展示の中心を船舶、航海、造船、港湾、水産、漁業等いずれもわれわれの日常生活に直接結びつきそうなものに絞った。現実に展示してみると、それでもなお一貫性に欠けた断片的なものになったきらいがある。

また展示資料の大半は模型であるので、なるべく実質感を出すため、誰でも手に触れて、動かすことのできるボタン式の電動模型にしているがしかしこれらはあくまでも模型のため、実質感を出しにくい。そこでこれを補足する意味から講堂では日時をきめ海事映画を放映し、少しでも正しく認識してもらおうよう考慮している。

3. 館外活動

(1) 友の会活動

当館では開館してまもなく、横浜海洋科学博物館（略称YMSM）友の会を結成した。これは当館の教育活動で最も重点を置くべき事柄であり、青少年を対象に少しでも多くの海事知識を身につけてもらいたいためのものであった。会費は1年間150円（当初は100円）であり、その特点として

- (1) 毎月発行の「博物館しんぶん」を無料で配布する。
- (2) 当館で催す講演会や見学会へ優先的に参加できる。
- (3) いつでも博物館を無料で入館できる。などである。友の会結成以来、約1,000名が入会しており、そのうち現在まで継続して

会費を納めている者は約200名いる。そのなかには小学生のとき入会したものが大学生または社会人となってもなお継続するという熱心な会員もいる。

当初から数年間は毎月1回、海事映画会、話しの会、海事関係施設の見学会等をプログラムに組み、多くの成果をあげた。ところがその後学芸員の減少等により、その活動範囲がせばめられたことは否定できない。それによって会員も減少していった。しかし退会した子供たちも数年を経た現在、たくましく成長し、博物館へ訪ねてくるのを見るにつけ、この活動がけっして無駄になっていなかったことを痛感する。

友の会設立初期は入会者を少年少女に限定していたが、これらの会員が成長してもなお継続しているのも、殊に年令にこだわらずに受け付けている。それだけに年齢層の広がりからくる対象ばけの傾向があることも否定できない。そこで一昨年からは婦人会員には1カ月に一度、特別のカリキュラムを作成し、それに従って講義ならびに見学会を催してきた。小人数のグループなのでまとまりがよく、現在までかなりの成果を挙げる事ができた。そのカリキュラムの内容はなるべく海の事が家庭と結び付くようなテーマを選んだ。たとえば昨年3カ月に亘り、船舶のミニチュア製作講習会を行なったが、これなどはボール紙など安価な材料により、家庭で楽しみながら作製できるわけであり、出来上がったものは飾り物にすることもできるわけである。しかし、これは単にミニチュアを作る楽しみのみで終わることなく、作りながら船の細部を理解させる上に役に立っているのである。こうした方法により海事知識を身につけてもらった主婦たちがそれぞれの家庭で、博物館の利用の仕方というものを話題にのぼらせてくれるならば、家族全員が博物館の活動を知りうることであろう。こうした活動を通して、大衆へ博物館という場を、もっともっと身近かな

親しみをもって迎え入れられるような存在にしたいものである。大衆を少しでも多く博物館へ引き付け、博物館のよき理解者、俗にいうファンを獲得することが、われわれ博物館界にとって急務ではなからうか。こうした活動がなされなければ大衆との間隔が一層ひらいてしまい、大衆は博物館を利用しなくなるであろうし、社会から孤立した存在になってしまうであろう。そこで各館園は既成の概念にとらわれることなく、それぞれ独自の方法で活動をしたならば、恐らく一層特色が出るであろうし、これが大衆にとっては他館への興味をつなぐ要因ともなることであろう。一般に博物館は学問的水準の高いことが望まれているし、またそうあって欲しい。

しかし博物館は象牙の塔ではなく、あくまでも物を通して大衆へ働きかける、教育の場と考えることが妥当ではなからうか。こうした働きかけがなされなければ、博物館としての機能も意義も失なわれてしまうことになる。当館は決して専門的ではないが、こうした面での啓発に心がけている。

(2) 豪華客船の船内見学会と東京湾内巡航

当館では春、秋に横浜へ入港してくる豪華客船の船内見学会を数十回催して来た。定員はそれぞれ20~30人くらいの少人数であるが、これは客船である以上、船側に迷惑をかけないためにはいたしかたない。最近ではイギリス、オランダ、ノルウェー、スウェーデン等の船を見学させていただいた。これらの客船はいずれもその国を代表する船であり、その国にふさわしい趣向がこらされ、長い船旅でも船客が疲れたり、退屈しないように居住性、ならびに娯楽施設が充実した浮かぶホテルであり、これらのことは外からながめただけではわからないことであって実際に船内を見学することにより、その設備のよさを初めて理解できるのである。なおこれらの見学会は、各船会社の特別なご好意によりなされているものである。

また当館では年に1回、半日間海上保安庁のご協力により、巡視船を1隻提供していただき、友の会々員、ならびに一般の人たちを招待し、東京湾を巡航し、つぶさに運航実務を見学してもらっている。これまでに巡視船“むろと”南方定点観測船“のじま”、最新鋭の大型巡視船“いず”“みうら”(いずれも排水量2,000トン)、天皇陛下が葉山で生物採集をなさるとき使用される巡視艇“はたぐも”など、いずれも同庁所属の優秀な巡視船艇である。これらの船に延べ1,000名の人たちを乗船させ運航の実務を見学してもらった。ことに“いず”あたりを半日動かすとなれば、数10万円という多額な費用がかかるので、乗船者全員に対し、感想文を書いてもらい、ささやかな謝意を表しているのである。

こうした見学会を通して多くの人たちが船や海に対して少なからず認識を深めるのに役だっているものと確信している。

4. 「博物館しんぶん」の発行

義務教育程度の内容を盛りこんだ「博物館しんぶん」を毎月1,300部発行し、現在93号に至っている。その内容は海洋全般に亘るよう心がけており、館内展示のできない事柄も、こちらでは取り扱って紹介している。この博物館しんぶんは横浜市内の公立の小、中、高校へ市の教育委員会を通して無料で配布しており、また当館を見学した学校、友の会々員には郵送している。すると、よくこうした配布先きの先生から教材に使用している旨の便りを得るがこうしたとき、少なからず海事思想普及のお手伝いできていることに対し、感動を覚える。また、このしんぶんには若手の研究者が数人寄稿してくれているが、これらの人たちは、このしんぶんへ発表することにより、各々その方面で名声を拍している事実を知り、よろこばしいことである。



(巡視船“いず”のブリッジにて
——乗組員の説明を聞く乗船者たち——)

5. おわりに

これまで、ささやかな当館の活動を概観してきたが、これらの事柄については今後も続行いたしたい。しかしこれで満足してよいものではなく、現在、海事図書の収集に力をそそいでいるが、近い将来、展示資料と共に、図書資料を備え一般に見ていただきたいと考えている。

なお、これまでに、カナダのヴァンクーバー市博物館より、交流を申し込まれているが、

これなどとも交流し、より一層発展致したく考える。また、外国から多数の海事関係の問い合わせを受けているが、これらに対し一々答えることができない。そこで海事に関連した機関と十分連絡を取り、答えることができるような情報センターの役割りも果たしたい。今後こうした面での充実をはかりたいものと念願しているしだいである。

(財団法人横浜海洋科学博物館・学芸員)

博物館学講座概要

加藤 有次

博物館学講座について

日本で博物館といわれているものは、美術館、郷土館、記念館、民芸館のようなもの、ほかに、自然を対象とする動植物園、天文館、科学館、電気館、水族館のようなものまで、ひろく包含される。これらは、学校教育に対する社会教育施設であって、公民館、図書館と共に社会教育を行う場として認められている。そして、法律はそこに専従する教育者を学芸員と呼び、学芸員の在勤しない施設は博物館法によって公認せられないことになっている。

こんなにして、博物館構成要員として大切な意味を持っている学芸員の養成は、各大学に現在委託されていて、本学もその一である。学芸員は、社会教育者として、その博物館の運営、資料の収集、保管、展示と、その博物館を場としての教育活動を行うのが使命であり、身分は、社会教育者として、学校教育者（教員）と同じく扱われる。

現在日本に存在する国の認定を受けた博物館は約350、博物館法の認定はまだ受けていないが、類似の活動をしている施設はその他に約800ほどある。この数は、人口比例において世界の文明国中最も少い方に属し、じつは今後に残された問題が多い。しかし、国はこの種の事業育成には極めて熱心で、学校教育の振興とならんで社会教育を盛んにすることにより、日本の文化度をたかめようとしている。

このとき、最も要望されるのは、正しい教育を受けた学芸員の、教育活動である。学芸員は一面研究職として、その館に関連する人文および自然の研究と、同時に教育活動の技術の研究を行うと共に、一面教育者として社

会教育の実務を担当するのである。そして、さらに資料を収集、保存、展示する任務を持って、博物館の実際活動の大部分を担当する要員である。しかし、日本では学芸員の制度の歴史も浅く、要望されながらも学芸員の少ないために、国の指定を受けられない施設も少くない。いわば、学芸員の前途はひろく、期待されることの多い職分であると言える。学芸員コースは国の法律によって、その履修科目と単位数の最低が決められている。

本学では専ら人文科学系の博物館に必要な学芸員を養成しているが、そのため別表の如き基礎的な諸学科と博物館学関係の学科を履修するように定められている。

実習はその実務習熟と復原、模型等の技法を授けるためのものである。特に本学に於ては、学芸員として現地赴任の直時から、具体的な実務を完全に遂行できるよう、実際的な知識と技術を与えるのを目標として努力している。この方針は、高く評価されていて、事実上今までの卒業生はそのために、赴任の翌日から学芸員としての実際活動に従事して成果をあげている。日本では古くから博物館と言え、珍奇な古物を展示する単なる施設と誤解される傾向があったが、近代博物館とは社会教育の機関であり、学芸員とは研究者であると同時に、教育者であることが要求されているのである。この意味において、新しい時代感覚を持った、新時代の社会教育の担当者としての学芸員が一人でも多く出て、活動することが期待されるのである。

なお、本講座は最低2年以上に継続して受講しなければならない。従って4年生の新規受講は認められない。

博物館学講座概要

昭和43年度博物館学講座受講手続き及び要綱

(I) 履修手続きについて

この講座の履修希望者は、第2年次のはじめに「博物館学講座受講届」の用紙に所要事項を記入し、所定の受講料(¥2,000)を会計課に納入して、この届を指定された期日に履修届とともに教務課へ提出しなければならない。

受講上の注意

- 1) 博物館実習Ⅰ(2年次開講)の受講者は年間5回実施される都内博物館施設見学に1回以上参加し、レポートを提出すること。
- 2) 博物館実習Ⅱ(4年次開講)には地方博物館における館の運営及び資料収集・保管・展示・分類・目録・教育活動等に関する実務の見学が含まれる。実施スケジュールは次項のとおり。但し、そのうち(三回実施)1回に参加すればよい。
- 3) 博物館実習Ⅱ(4年次開講)を受講するには、第3年次終了までに博物館実習Ⅰに合格しなければならない。(昭和43年度2年生より)但し昭和43年度3・4年生は特例を認む。
- 4) 博物館実習Ⅱ(4年次開講)を受講するには、第4年次の始めに博物館実習の実習費(石膏等材料費)(¥2,000)を会計課に納入し、教務課へ所定の履修手続きをしなければならない。

(II) 昭和43年度「博物館実習Ⅱ」地方博物館実地見学指導要綱

- 1) 目的 地方博物館における館の運営及び資料収集・保管・展示・分類目録・学術研究・教育活動等に関する実務の見学指導をする。
- 2) 実施年月日 第1回 昭和43年7月23



(考古学・博物館学実習室)

- | | |
|-----|------------------------|
| | 日(火)~7月26日(金) |
| 第2回 | 昭和43年8月27日(火)~8月30日(金) |
| 第3回 | 昭和43年9月24日(火)~9月27日(金) |
- 3) 参加義務 「博物館実習Ⅱ」履修者全員1回は参加すること
 - 4) 成果報告の方法 レポート提出
 - 5) 見学先及び日程

第1回	北陸地方博物館施設 3泊4日
7月23日(火)	午前9:00高山駅集合 高山市立郷土館・飛弾民俗館・飛弾園分寺・日下部民芸館・城山照蓮寺・高山陣屋跡(富山泊)
7月24日(水)	富山市立郷土博物館・富山美術館・富山民芸館・(金沢泊)
7月25日(木)	石川県美術館・石川県郷土資料館・成巽閣・中村美術館・尾山神社参拝・小松市立郷土博物館・那谷寺参詣・加賀市法皇山古墳・永平寺参詣・(福井泊)
7月26日(金)	福井市立郷土博物館・福井市立郷土歴史館・福井県立岡島美術記念館

博物館学講座概要

午後5.00福井駅解散

第2回 東北地方博物館施設 3泊4日

8月27日(火) 午前9.00米沢駅集合
上杉神社稽照殿・米沢市立博物館
・蟹仙洞博物館・山形美術博物館・山形大学附属郷土博物館・山寺参詣(天童泊)

8月28日(水) 本間美術館・致道博物館(庄内泊)

8月29日(木) 秋田市美術館・秋田県美術館・秋田大学鉱業博物館・秋田経済大学雪国民俗館(秋田泊)

8月30日(金) 秋田城発掘資料収蔵庫・奈良家旧家民俗資料・八郎潟漁具収蔵庫 午後5.00秋田解散

第3回 関西地方博物館施設 3泊4日

9月24日(火) 午前9.00 京都駅集合
京都市美術館・京都国立博物館・京都府立資料館・稲荷大社参拝(京都泊)

9月25日(水) 天理大学付属天理参考館・石上神宮参拝・平城宮址及び資料保存館・大和文華館・春日大社参拝及び宝物館(奈良泊)

9月26日(木) 大阪市立博物館・大阪市立自然科学博物館(岡山泊)

9月27日(金) 大原美術館・倉敷考古館 倉敷民芸館・林原美術館・岡山民俗館 午後5.00 岡山駅解散

6) 引 卒 者 第1回～第3回の各回専任担当者(加藤有次講師)及び教員(助手)職員



(考古学資料展示室・実習)

(Ⅲ) 昭和43年度「博物館実習Ⅰ」都内博物館実地見学指導要項

1) 目 的 東京都内博物館における資料収集・保管・展示・分類目録及び教育活動・学術研究等に関する実務見学をし、それを指導する。

2) 参加義務及び回数

博物館資料収集・保管・展示法(下津谷講師)

博物館資料分類目録法

(丸子講師)

博物館実習Ⅰ(教育活動)

(加藤講師)

以上の履修者で5回実施中1回強制参加のこと

3) 引 卒 者 担当教員及び助手・教務課員(各1名)

4) 見学先及び日程

第1回 6月18日(日)

見学先 交通博物館(千代田区神田須田町1-25 TEL 251-8481)
ブリジストン美術館(中央区京橋1-1 TEL 561-6317 5315)

集合地 国電 秋葉原駅西口広場(青果市場側) 午前10時

「交通博」より都電「須田町駅」より①番品川行、又は④番銀座行「通り三丁目」(東

博物館学講座概要

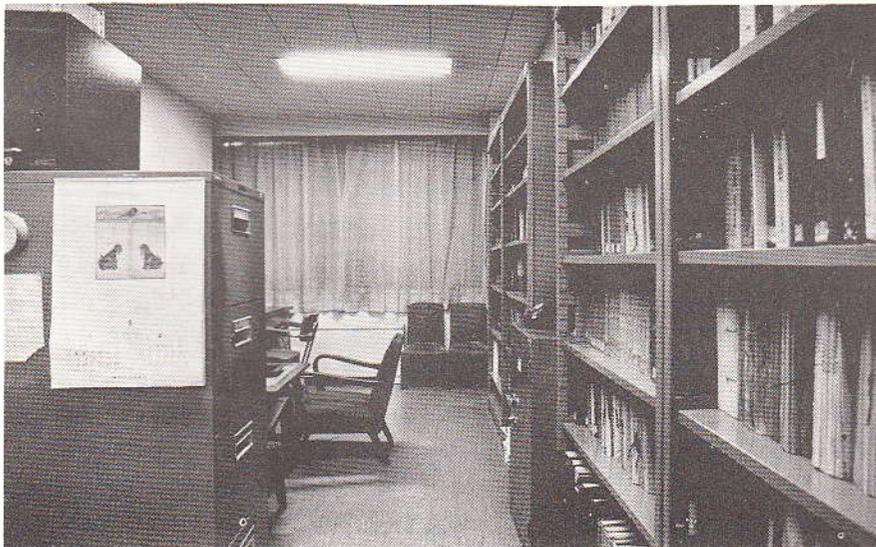
- 京駅八重洲口前)下車
 解散 プリジストン美術館 午後3時
- 第2回 9月17日(日)
 見学先 国立自然教育園(東京都港区芝白金台町2丁目 TEL441-7176)
 根津美術館(港区青山南町6-115 TEL 400-2536)
 集合地 国立自然教育園前(国電 日黒駅より徒歩10分)午前10時
 「根津美」は渋谷駅より都電「新橋」行、又はバスは「東京駅八重洲口」行乗車、「高樹町」下車
 解散 根津美術館 午後3時
- 第3回 10月15日(日)
 見学先 サントリー美術館(千代田区丸の内1-10 TEL 211-6936~7)
 科学技術館(千代田区北の丸公園2-1 TEL212-8471)
 集合地 サントリー美術館前(東京駅北口より徒歩約7分)午前10時
 科学技術館へはバス又は徒歩
 解散 科学技術館 午後3時
- 第4回 11月12日(日)
 見学先 逓信総合博物館(千代田区大手町2-1-4 TEL 270-3841)
 山種美術館(中央区日本橋兜町2-30 TEL 669-4056・3211)
 集合地 逓信総合博物館前(東京駅北口より徒歩約10分、または地下鉄「大手町駅」下車すぐ)午前10時
 山種美術館へは都電「月島」行にて「兜町」下車
 解散 山種美術館 午後3時

- 第5回 12月10日(日)
 見学先 国立科学博物館(台東区上野公園内 TEL 822-0111)
 国立西洋美術館(台東区上野公園内 TEL 828-5131~5)
 集合地 国立科学博物館前 午前10時
 解散 国立西洋美術館前 午後3時
- 5) 成果報告の方法 レポート提出
 (Ⅳ) 博物館学講座教科及び担当教員(昭和43年度)
- A 必修科目
 博物館学概論 樋口清之教授
 加藤有次講師
 博物館資料収集保管法 下津谷達男講師
 博物館資料展示法 下津谷達男講師
 博物館資料分類目録法 丸子 亘講師
 博物館実習Ⅰ 加藤有次講師
 博物館実習Ⅱ 加藤有次講師
 教育原理 太田 卓教授
 他6名
 社会教育概論 堀恒一郎助教授
 社会視聴覚教育 富田竹三郎教授
- B 選択科目
 文化史
 日本文化史 桑田忠親教授
 文化人類学 樋口清之教授
 美術史
 日本美術史 谷 信一講師
 有職故実 鈴木敬三教授
 考古学
 考古学概論 大場磐雄教授
 考古学特殊講義 樋口清之教授
 民俗学 石上 堅講師
 坪井洋文講師

博物館学講座概要

(V) 博物館学履修要綱

	学 科 目	担 当 者	単 位 数	2 年 次	3 年 次	4 年 次	備 考
必修 科目 19 単 位	博 物 館 概 論	樋口・加藤	1	前			教職科目共通
	資料収集保管法	下津谷	1	通年			
	資料分類及び目録法	丸 子	1	通年			
	資料展示法	下津谷	1	通年			
	教育原理Ⅰ・Ⅱ		4	通年			
	社会教育概論	堀	4		通年		
	社会視聴覚教育	富 田	4		通年		
博 物 館 実 習 Ⅰ	加 藤	1	後			文学部専門科目と共通	
博 物 館 実 習 Ⅱ	加 藤	2			通年		
選択科目2科目8単位	文 化 史 (日本文化史) (又は文化人類学)	桑 田 樋 口	4				通年
	美 術 史 (美術史) (又は有職故実)	谷 鈴 木	4		通年		通年
	考 古 学 (考古学概論) (又は考古学特殊講義)	大 場 樋 口	4	通年	通年		
	民 俗 学	坪井・石上	4		通年		



(考古学第一研究室——樋口教授研究室——)

考古学資料室概要

加藤 有次

考古学資料室の歩み

本室は昭和3年4月、当時学生であった樋口清之教授が奈良県における蒐集考古学資料約4000点を国学院大学に寄附し、新田長次郎氏から陳列ケース購入費として、当時金500円の寄附を受け、さらに樋口教授の御尊父、樋口清二先生（当時愛媛県立大洲高等学校長）から残額の寄附を受けて約30坪の陳列室をもち、陳列ケースも僅かに竪形ケース3、のぞきケース4、四方ガラスケース1、竪のぞき合体ケース1、整理保存木箱30の極めて貧弱な施設として公開した。その当時、樋口教授の学生時代の寮長であった桑原芳樹先生（当時皇典講究所専務理事）は最も好意を示されて助力して下さったと言われる。

その後大場磐雄教授の蒐集した関東地方縄文土器片や石器、宮地直一教授の蒐集した信仰資料、国史学会所蔵の考古学資料、金鑽宮守氏（埼玉県金鑽神社宮司）の埴輪、上代文化研究会（会長鳥居龍藏教授）の関東地方各地の縄文土器片や石器、樋口教授の竹馬の友であった古瓦研究家、岩井孝次氏の多量の和地地方の古瓦等の寄附を受けた。中には金鑽氏から寄贈を受けた武人埴輪（埼玉県出土の武装男子埴輪・田重美）は、樋口教授自から背負って大学迄運び、ある時は名古屋の院友山本直樹氏から大型の須恵器3個を寄贈され、満員の列車に乗って携行したこと等、蒐集は予想もつかぬ苦難がありながら、次第に所蔵資料を増してゆき、今日では資料購入の大方は樋口教授個人で行ない、本室に寄附されているのである。

いまその資料をじっとみつめていると、その苦難の道が、個々の資料から眼にしみ込んでくる様である。年々秋に催される大学祭に

は、一般公開し、かつては大山柏先生が来室されて、その苦難を賞讃されたこともあり、大いに励みとなったと樋口教授は言われている。

この様な博物館施設設立計画をしたのも、顧みればまだうら若い考古学徒であった樋口教授であり、上代文化研究会長鳥居龍藏博士をはじめ、中川徳治氏、丸茂武重氏、福田耕次郎氏、雨宮祐氏、新倉借光氏、神林淳雄氏、水野久直氏、三木文雄氏、森貞次郎氏、江藤千万樹氏、長田実氏等諸先生方（歴代の上代文化研究会役員）や、その他各方面からの理解と協力を得、昭和20年の終戦まで、大学から一切支出なく、すべて樋口教授の個人負担として運営維持されたことである。

本室の名称も当初は、考古学陳列室と呼称したが、当時の国史研究室主任植木直一郎教授から「考古学資料室」と呼ぶのが正しいと主張され、昭和7年4月改名した。丁度この年樋口教授が卒業し、国史研究室の助手となり、図書館の所管から国史研究室の附属となり、その主任に任命されて名実共に現在に至るのである。

昭和16年、戦局の態勢に入ると、資料室も変転流転し、学長室の御真影の金庫のある2階にあたる部分に、曾谷貝塚出土の人骨が陳列されていることから、学生大会にまで取りあげられ、撤回が決議されたり、やがては考古学資料室廃止の沙汰があり、資料その他全部を樋口教授の自宅に持ち帰るよう指示された程であり、樋口教授の孤軍奮斗することにより、ようやく維持をはかったが、戦局たけなわの頃、学徒出陣や勤労動員で文科系学校の定員縮少の中に、考古学を専攻する者も極めて稀有となり、岡本健児先生、佐野大和先生らもこの頃の学生であったとのことである。

考古学資料室概要

この様にして戦時中の暗黒期を経て、昭和20年終戦をむかえ、進駐軍の大学調査等があつて、その調査主任パーンズ少将夫人に本室収蔵品、アイヌのトンボ玉の頭飾を贈って好感をもたれ戦時中は非日本的学問であるとして弾圧された本学考古学も、先ず第一に世間から見直され、却つて進駐軍の国学院大学解散を思い止らせることに寄与したことは誠に皮肉な現象であつた

と樋口教授はよく言われる。以後、大学も一新し、本室を助成することに当局も非常な情熱を傾け、戦後相次ぐ発掘調査と、考古学専攻学生の増加は、いよいよ本室に創立以来の発展と希望を与えることになり、その間本室は独立して学長直属の機関となり、昭和27年文部省より博物館相当施設として認められ公開を現在にみる事が出来た。

この様にして戦後は、樋口教授はもとより、考古学研究室(樋口教授研究室)の助手小出義治先生、下津谷達男先生らが本室の学芸員を兼務し、度重なる発掘調査・研究の中で、資料収集及び展示活動をなされてきたが、以後研究室の助手は大脇直泰氏、山田実氏らへ変ると同時に、昭和35年に至って本室専任学芸員を小生が拜命を受け、昭和41年にはさらに金子浩彦君を学芸員として迎え、助手及び学芸員の人事構成により現在運営されている。

こうして昭和初年から樋口教授の博物館に対する経験と情熱から昭和32年本学にも博物館学講座を開講するに至り、その学生の実習の場としても利用され、故松田保彦先生の博物館学資料製作に貢献されたのも多大とするところである。

時代の流れと共に、学問の道を究めんとする新進考古学徒のために本室を心ゆくまで利



(考古学資料展示室・昭和27年)

用発展させて、これからの考古学の指針となるものを打ち建てたいと希望すると同時に、一般市民への公開により、考古学への知識の啓発を図ることにその前途が開かれている。

考古学資料室略要

目的

日本考古学の研究とその資料の保管展示のために設置されたもので、いずれも資料は日本に於て発見された石器時代以後歴史時代までのものを中心とし、併せてその研究に比較資料となる中国をはじめ外国資料及び民族資料に限られている。考古学は第二次世界大戦後長足の進歩をとげ、また日本古代史の研究に重要な役割を果たすことが再認識されたが、それだけに遺蹟の破壊が進み、遺物の散佚も甚だしい。本室は従来の本学の研究になつた資料を完全に保管すること、学生及び一般の研究の便に供するためと、兼ねて博物館学の教材及び実習資料にするため、今後ともその目的に向つて努力をめぐしている。

沿革

昭和3年4月 現主任教授樋口清之博士により創設。

昭和24年4月 附属国学院高校に分室を創

考古学資料室概要

設
 昭和27年12月 博物館法により相当施設に指定
 昭和35年7月 旧本館より図書館2階に移転
 昭和40年8月 常磐松校舎1号館地階に収蔵室を別に附設
 昭和43年9月 常磐松校舎2号館新築落成に伴ない図書館2階より、2号館1階に研究室・資料整理室・展示室を、また常磐松1号館より2号館地階に収蔵庫を移設し、さらに地階に考古学・博物館学実習室を新設、現在に至る。

職員

館長(主任教授) 樋口清之
 学芸員(講師) 加藤有次
 " (助手) 山田実
 " 金子皓彦

施設構成

展示室316.97平方米・整理室26.08平方米
 収蔵室180.89平方米・集会室316.97平方米
 (他に大小会議室及び講義室)
 実習室78.41平方米・研究室26.08平方米
 (2室)
 他に電気機械室・エレベーター・便所など
 附設されている。
 各室内は気温20°~22°・湿度50%~60%を
 維持し、冷暖房調節を行なっている。

収蔵品

日本考古学関係資料 39,655点
 内約3,900点を展示
 外国考古学関係資料 4,410点
 民俗学資料 2,067点
 博物館学資料 382点

主要収蔵品

重要文化財指定
 重列式神獸鏡(奈良県桜井市大三輪町箸
 中ホケノ山出土)一面

武装男子埴輪(埼玉県大里郡小原村出土)
 一鉢

山梨県東八代郡花鳥山遺跡(縄文前期集落
 址群)出土品群 一括

秋田県能代市大野遺跡(縄文後・晩期キャ
 ンプ遺跡)出土品群 一括

神奈川県小田原市下曾我遺跡(弥生~奈良
 時代低地住居址群)出土品群 一括

奈良県桜井市三輪山遺跡(祭祀遺跡)出土
 品群 一括

其他

主要出版物

「考古学資料室要覧」(絶版)
 「考古学資料室資料絵葉書」第1摺~第
 4摺(絶版)

年間利用者 約3,500名(本学関係者を除
 く)

年間開館日 285日

休館日 日曜祭日及び本学の休校と定
 めた日

利用法

1. 縦覧は開館日(午前9時~5時)に
 は資格を問わない。(無料)
2. 貸出しは、予め書類を以って申込み、
 返済期限を定めたものに限り、能う限
 りの利便を計る。(無料、但し運賃・
 荷造費は借主の負担)
2. 資料撮影は、予め申込み、日時を定
 めて撮影許可をする。但しネガフィル
 ム及び引き伸し写真を資料一点につき
 各一枚づつ、当室へ寄附することを義務
 づける。

考古学資料室概要



(現在の考古学資料展示室)



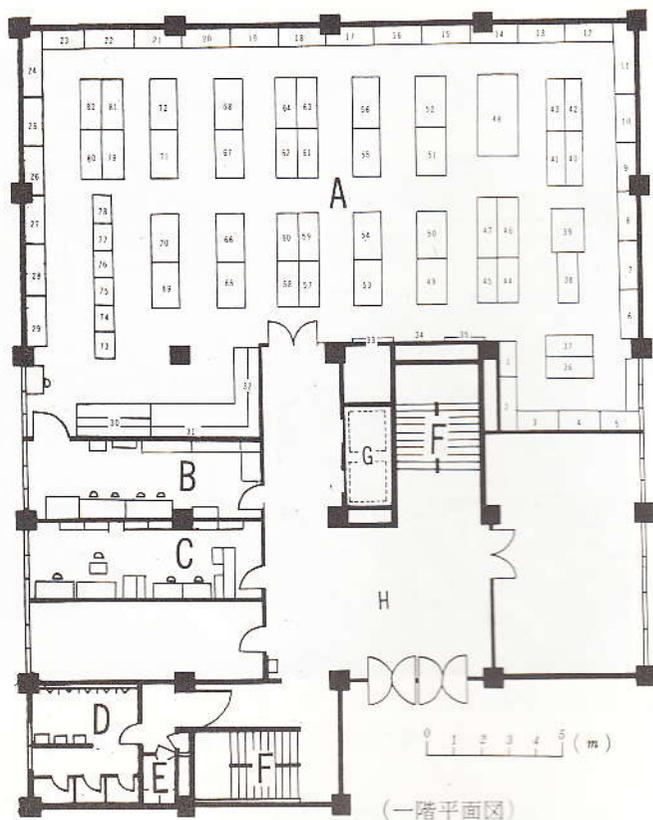
(現在の考古学資料展示室)

考古学資料室概要

- A 考古学資料陳列室
- B 考古学資料整理室
- C 考古学第1研究室
- D W・C
- E 湯沸室
- F 階段
- G エレベーター
- H ロビー

陳列資料内容

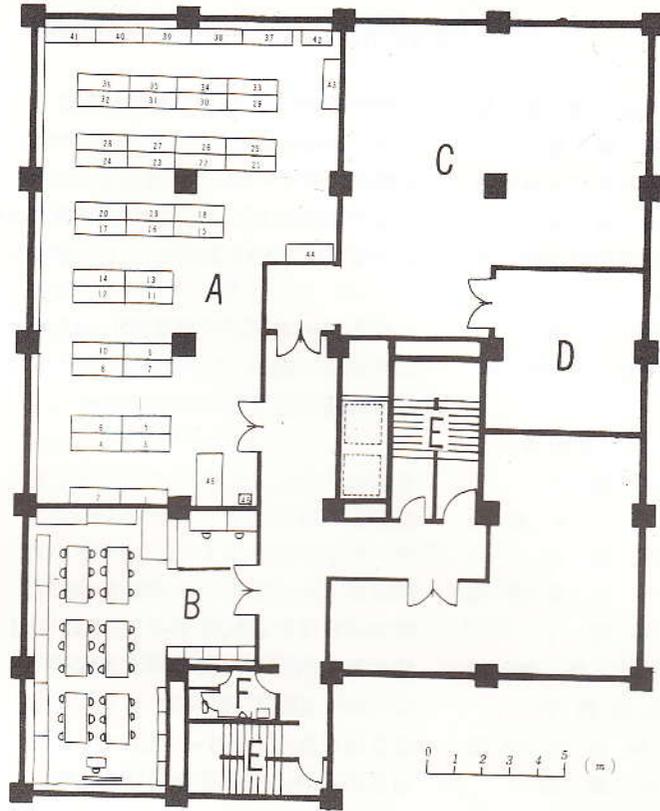
- 1~2 無土器文化・石器等
- 3 縄文文化・早期土器
- 4~5 縄文文化・前期土器
- 6~7 縄文文化・中期土器
- 8 縄文文化・後期土器
- 9 縄文文化・晩期土器
- 10 弥生文化・土器・石器
- 11 弥生文化・土器・石器
- 12 弥生文化・土器・炭化米・各種穀物・標本等
- 13 古墳文化・土師器・製鉄資料
- 14 古墳文化・土師器・製塩資料
- 15 古墳文化・土師器
- 16 古墳文化・須恵器
- 17 古墳文化・須恵器 弥生文化
- 18 古墳文化・須恵器 歴史時代
- 19~21 神奈川県小田原市下曾我遺跡出土品
- 22~24 歴史時代・古瓦
- 25~26 歴史時代・骨蔵器
- 27 歴史時代・仏教関係資料
- 28 歴史時代・仏教関係資料・和鏡・中国鏡・朝鮮鏡
- 29 歴史時代・板文書等
- 30 歴史時代・板碑
- 31 歴史時代・下曾我遺跡出土木柱・江戸水道木管
- 32 歴史時代・五輪塔・宝篋印塔
- 33 無土器文化・層位標本
- 34 縄文文化・貝塚出土貝類標本
- 35 縄文文化・貝塚断面標本
- 36 縄文文化・装身具・土偶・土版
- 37 縄文文化・装身具
- 38 縄文文化・人体埋葬標本
- 39 縄文文化・炉復元資料・古墳時代・甕復元資料
- 40~43 縄文文化・石器・石質標本
- 44 縄文文化・石器原石標本
- 45 縄文文化・漁業関係資料



- 46 縄文文化・石器
- 47 縄文文化・食料資料
- 48 弥生文化・甕棺
- 49 古墳文化・埴輪
- 50 古墳文化・埴輪・古墳出土頭骨・模造短甲・甲冑
- 51 古墳文化・有孔土師器・各種家屋模型
- 52 弥生文化・模造銅鐸・劍・玉及び銅型
- 53 古墳文化・陶棺
- 54~55 古墳文化・埴輪
- 56 古墳文化・須恵器
- 57~61 古墳文化・玉類・玉製作資料・鏡・武器類等
- 62 古墳文化・歴史時代・祭祀遺物
- 63~64 古墳文化・刃劍等
- 65~68 古墳文化・埴輪
- 69~71 歴史時代・陶器・磁器
- 72 中国出土土器・朝鮮出土土器・南米出土土器等
- 73~78 歴史時代 陶磁器資料
- 79~81 中国出土土器・石器・青銅器・鉄器 古銭等
- 82 米國出土土器・石器・骨角器・他外国資料

考古学資料室概要

- A 考古学資料収蔵室
- 1~24 縄文文化資料
- 25~29 下曾我遺跡出土資料
- 30~32 弥生文化資料
- 33~36 古墳時代資料
- 37~41 歴史時代資料
- 42 発掘機材
- 43~44 日本各地資料
- 45 作業机
- 46 洗面所
- B 考古学・博物館学実習室
- C 機械室
- D 電気室
- E 階段
- F W・C



(地下一階平面図)



(現在の考古学資料収蔵室)

編 集 後 記

本学における博物館学紀要は、講座開講以来、予てより発刊の希望をもっていたが、予算の問題で実現に至らなかった。それがこの度漸く大学当局の博物館学への深い御理解を賜わり、博物館学紀要公刊の運びとなり、こゝに第一輯を斯界に送ることが出来た。

第一輯は、特に博物館における教育活動の分野に重点をおき、その特集としたが、先づ現場で活動している院友諸先生に御寄稿を依頼した次第である。

日頃博物館業務に御多端の折柄、予定通りの原稿を頂戴することは出来なかったが、中でも快よくお引き受け頂き、早速玉稿をお寄せ下さった諸先生方に御礼申し上げる次第である。

先づ総論的な論文として、昭和42年度棚橋賞を受賞された群馬県立博物館々長池田先生に社会教育との関連を述べて頂き、下津谷先生から博物館の教育論を、富田先生から教育学の御専門の立場から視聴覚教育と民俗館をさらに近代博物館の発達史の中から教育性を追った拙稿を取めて、博物館における教育的性格をまとめた。

各論的なものとして、長年博物館業務及び

御研究に実績をあげられている関係から、国立博物館の性格として、特に京都博物館の場合を景山先生にお願いし、科学博物館では特にその教育活動で研鑽をつまれ、昭和40年度棚橋賞を受賞された椎名先生に、また人文博物館として特質のある天理参考館の近江先生に、最後に横浜海洋科学博物館の活動分野を丸山氏に御紹介願った。この掲載順位については、樋口教授の御意見を賜わり、内容から総論的なものと各論的なものとして、前半と後半に分類したため、その掲載順位に欠礼を重ねたり、一部の先生方には早くから玉稿を賜わりながら、大学の都合により大変公刊がおくれた点など、編集子として厚くお詫び申し上げたい。

これに引きつゞき次号も続けて公刊の運びとなっているため、斯界で御活躍の院友諸先生の日頃の御研究の成果を御寄稿賜りたい次第である。

尚この編集から校正まで全面的に御協力下さった院友山崎淳子氏（日博協）にお礼申し上げます。（加藤記）

骨 蔵 器

火葬は釈迦入滅の後、荼毗にしたことから広く仏教徒の間にこの風習が伝わり、我が国では「続日本紀」によると文武天皇4年3月僧道照の没した条に「弟子等奉遺教火葬於粟原寺天下火葬從此而始也」とあるのが文献上初見するものである。骨蔵器の出土品では壬申將軍文禰麻呂骨壺など有名なもので、材質は硝子製・金銅製・石製などあるが、多くは陶製のものである。それには須恵器質や土師器質のもので、中には中国伝来とみる青白磁器を転用されたものもある。骨蔵器は本来その目的をもって製作されたものと摺り鉢等他の用器を転用したものもある。表紙写真の骨蔵器は黒色をおびた須恵質で、初めから骨容器として調製したものである。この種のもは同遺跡から単なる凸帯を三本有するものも出土しているが、これは器体に二本の凸帯をもち、その下段の凸帯には小孔が多数あけられている。大きさは高さ35cm・口径21cm・底径13.5cmを計測し、他に収蔵するものと共にいずれも蓮華文および逆蓮華文を篋描きしている。出土地は茨城県猿島郡九重村出島。國學院大學考古学資料室所蔵（加藤有次記）

國學院大學
博物館学紀要 第1輯

発行日 昭和44年3月20日

発行所 東京都渋谷区東4-10-28

電話 (03) 409-0111(大代表)

國學院大學博物館学講座

代表者 樋口清之

編集者 加藤有次

印刷所 東京都品川区上大崎1-1-2

三光社出版印刷株式会社

代表者 石松哲朗

Bulletin of Museology, Kokugakuin University
HAKUBUTSUKANGAKU-KIYO

1969 March No.1

CONTENTS

Forward	Kiyoyuki Higuchi	1
On the Socio-educational Role of the Museum in Modern Society	Hideo Ikeda	2
An Introductory Study of Museum Education	Tatsuo Shimotsuya	13
An Historical Approach to the Educational Role of the Museum in Modern Japan	Yuji Kato	20
Folklore in Audio-visual Education	Takesaburo Tomita	39
The Historical Character of the National Museum — Especially on the Case of Kyoto National Musseum —	Haruki Kageyama	45
Problems in the Educational Activity of the National Science Museum	Noritaka Shiina	52
On the Educational Activities of the Tenri Museum of Ethnography	Shoji Ohmi	66
The Educational Activities of the Yokohama Museum of Oceanography	Haruhisa Maruyama	71
Course Outline in Museology of the Kokugakuin University	Yuji Kato	75
An Introduction to Museology Registration Method and Outlined Program of Instruction, 1968		
Introduction to the Archaeological Museum of the Kokugakuin University	Yuji Kato	80
A Short History of the Archaeological Museum of the Kokugakuin University		
An Introduction to Archaeological Data		
List of the Kokugakuin University Graduate now Employed in Japanese Museum		86
Cover Photograph, Cinerary Urn—Collection of the Archaeological Museum of the Kokugakuin University		

The Course in Museology
KOKUGAKUIN UNIVERSITY
Shibuya, Tokyo, Japan